



益定

產婆學

上卷

ドクトル 榊順次郎纂譯



纂譯者版權所有

増益
刪定 產婆學序

ドクトル榊順次郎君嘗テ醫科大學ニ在リテ故清水教授
及ビ余ノ助手トナリ婦人科産科ヲ講究セラレシ一數年
後又獨逸國ニ遊ビテ之ヲ專攻セラレ造詣甚深シ歸朝後
其科ヲ以テ門戸ヲ張リ施治功多ク聲譽大ニ揚リ病ヲ興
シテ來ルモノ項背相望メリ近者君前年著ハス所ノ産婆
學ヲ再版ニ附セントシ來リテ余ノ序ヲ求ム執リテ之ヲ
讀ムニ文章平易序次簡明ニシテ最モ産婆ノ教科書タル
ニ適シ特ニ君ガ多年研究ノ成績タル日本婦人ニ就キテ
ノ骨盤尺度分娩機制等ヲ實際ニ應施説明セラレタルガ

如キハ君ノ著ニ於テ獨リ見ルベクシテ他人ノ決シテ企及スベカラザル所ナリ余ヤ君ガ性行才學ヲ知ルヘ他家ニ比シテ頗ル深シ其著書ノ價值ノ如キハ余ガ一片ノ文字ヲ以テ上下スベキニアラザルモ其囑ノ切ニシテ辭スベカラザルニヨリテ爲ニ一言ヲ卷首ニ題ス

明治三十年一月

醫學博士 濱田 玄達

凡例

世に産婆の學術及び心得を記せし書甚だ多し然れども未だ其適當親切なるものを見ず此書はサキソン王國政府の命令に由りてライプツヒッポ府醫學校の産科教頭クレデー氏及びドレスデン府のレナポルド氏相謀りて著述する所にして實に千八百九十二年刊行の良書なり故に當今獨逸國に在ては一般これを用ひざるはなし是を以て予曩に本書を譯述し一旦是を世に公にし其本業に従事するものをして頗る解意せしむる所あり今又再刻の勞を取り更に増益刪定して完全の一書とす然れども東西其俗を異にし經世其度をおなじくせず家屋飲食各差別なき能はざるなり是を我國に用ふるに於て實際多少の折衷を要せざ

るはなし予嘗て職を帝國大學産科婦人科に奉ずると數年幸に
 多く妊婦分娩産尊等の事を経験して大に得る所あり又前年獨
 逸遊學の際本科の事項に於て實驗するもの少からず因て今書
 中我に便なる者は盡く擧て漏さず其我に不便なる者は換ふる
 に我が邦俗慣習の宜しき者を取り又或は他の産科書を纂譯し
 て是を増補す殊に婦女をして之を讀て解し易からしめん爲め
 にまゝ平夷の譯語及び世話俗語を用ひたり是素より完全の舉
 にあらずと雖も亦其業を執る者の爲めに裨益なくんばあらず
 と爾云ふ

書中載する所の寸法時間比例數例へば骨盤の直徑胎兒の身長分
 娩の時間等は余が毎に我が邦人に就て得たる些少の平均數な

り今より後猶ほ多く經驗を積み平均數に差異を生ずるに至ら
 は重刻の時之を改むべし

書中の寸尺目方升目等は總て佛國の「メートル」グラム「リッテル」を用
 ふ然れども讀者に便ならんが爲め之を本邦の度量に改算して
 其下に注す但し「メートル」は曲尺の三尺三寸に當り「センチ
 ル」の百分の一「センチメートル」は曲尺三分三厘に當る左に「セン
 チメートル」と曲尺とを併せ示すものは讀者をして比較して覺
 り易からしめんが爲めなり

曲尺

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二

センチメートル

右の外「グラム」は二分六厘四毛餘に當り。「リッテル」は十「センチメ
ーテル」立方の量目なれば即ち大凡我が五合五勺餘に當る

明治三十年一月

纂譯者識

産婆學上卷目次

序文	凡例	○誘導編	○正規妊娠	第一編	人體論	第一章	第二章	(甲)
序一丁	凡一丁		正規分娩		産産に入用なる婦人體の部分	人體の構造	婦人に固有なる體格の論	婦人骨盤の論
			正規産褥經過の論		九丁	九丁	三十丁	三十一丁

〔乙〕 婦人生殖器の論……………五十五丁

第二編

正規の妊娠……………七十四丁

第一章 正規妊娠の経過……………七十四丁

〔一〕 妊娠中卵珠の變化……………七十七丁

〔二〕 妊娠の爲め女子生殖器に發する

變化……………百六丁

〔三〕 妊娠中婦人の體内に發する變化……………百十二丁

第二章 妊娠の徵候……………百十六丁

第三章 妊娠経過時期の確定……………百二十一丁

第四章 産科的の診察法……………百三十四丁

〔一〕 外診……………百三十五丁

〔二〕 内診……………百四十八丁

清潔法の規則……………百四十九丁

第五章 妊婦の攝生法(養生)……………百六十三丁

第三編

正規の分娩……………百七十二丁

第一章 分娩の總論……………百七十二丁

分娩機轉一名産出力の論……………百七十四丁

第二章 正規分娩の経過を論ず……………百七十七丁

第一 開口期……………百七十八丁

第二 娩出期(産出期)……………百八十三丁

第三章 胎兒の産路を通過する方法の論……………百九十一丁

第三 後産期(娩隨期)……………百八十九丁

第一 頭位(頭産)……………百九十七丁

〔甲〕 後頭位(頭蓋位、頭蓋産)……………百九十七丁

〔一〕 後頭位の第一體向の第一分類……………百九十七丁

〔二〕 後頭位の第二體向の第一分類……………二百四丁

第四章 正規頭産に於ての産婆の取扱法……………二百十二丁

〔乙〕 顔面位(顔面産)……………二百五十四丁

〔一〕 顔面位の第一體向……………二百五十五丁

〔二〕 顔面位の第二體向……………二百五十九丁

顔面位に於ての産婆の取扱法……………二百六十四丁

第二 骨盤位(逆産)……………二百六十五丁

〔甲〕 尾底位一名臀位(坐産)……………二百六十五丁

〔一〕 尾底位の第一體向(第一尾底位、第一臀位)……………二百六十六丁

〔二〕 尾底位の第二體向(第二尾底位、第二臀位)……………二百七十丁

〔乙〕 足位……………二百七十四丁

尾底位及び足位に於ての産婆の取扱法……………二百七十七丁

復産……………二百八十四丁

復産に於ての産婆の取扱法……………二百八十六丁

分婁中胎兒の生活の徴候……………二百八十八丁

分婁後の徴候……………二百八十九丁

初生兒の徴候……………二百九十二丁

第四編

正規産幕の経過及び幕婦と初生兒との看護法……………二百九十三丁

第一章 生規産幕の経過……………二百九十三丁

第二章 幕婦の看護法……………二百九十八丁

第三章 小兒の看護法……………二百二十三丁

産婆學上卷目次終

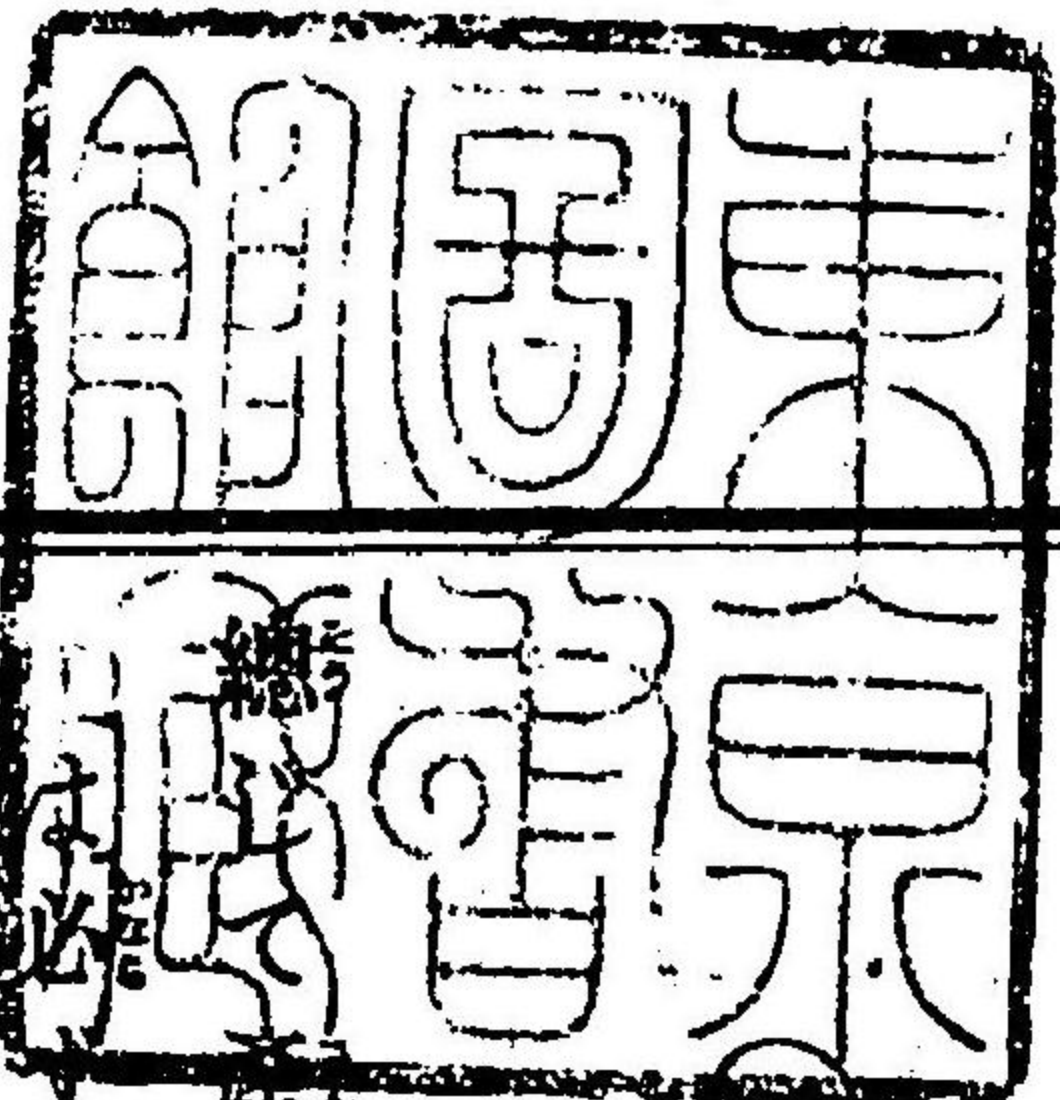
産婆學上卷

ドクトル 榎 順次郎 纂譯

誘導編

第一條

産科の學問と手術とを産婦に施し行ふは男子にして其人より其開業を許さるゝものなり然れば世間の婦人分婁の時に當て若し危險の場合有らば必ず産科醫の療治を請ふべきと勿論なりさて又産婆たる者は唯普通の安産にのみ産婦を助け産



二
兒を扱ふの任務ありて其外に産婆の責任とすることは産婦に
妊娠中の養生法と産所に居る間の心得方と産兒に肝要なる手
當の諸事とを教ふること等なり

第二條

抑産婆の職分たるや實に重き職務といふべし何となれば弱年の
産婦及び産兒の健康不健康其生活死没さへ總て産婆の上手下
手に因るものにして其産婆の學術を有し正當なる服務をなす
は人工にて人種を強健にするを得るものなればなり若しこ
れに反して不學か不實か等閑の取扱をなすが如き産婆は實に
後來に大なる害毒を遺すものとすされば産婆の良否は即ち其
家の幸不幸は勿論直接一國の盛衰にも關係すといふべしさて

産婆の業を爲さんと欲する者は先づ政府の免許を受け其上に
も精々技術を磨きて其事に熟達せんことを心掛くべし然らざ
れば亦産婆の職務を爲すべからず

第三條

大約婦人たる者何れも産婆の業に適切者には非ず
渾て産婆の業を爲んと欲する者は我が身體に左の各項を備ふる
事肝要なり

生質壯健にして力も強く産婆の術を爲すに付きて其勞力に堪へ
耳目の不具なく極めて微なる音もよく聽分け至て少きものもよ
く視分け又指の感覺も極鋭き者
手は細く軟かにして肌膚は理細かに指はあまり短からずして細

く指の節々の働きよく萬事手器用にて其上疣瘰の類なく指先に曲り屈み等なき者

女生徒の産婆學校へ入る者は満二十歳位より三十五歳位までな

り

左の痼疾あるものは産婆には適がたし

癩癩性の瘰癧不治の悪性皮膚病胸腹諸病痛風花柳病其外治し難

き持病ある者

産婆たる者は左の各項を備ふべし事物を確實に分別する能力多くの事物を確實に記憶する能力又慈悲心深く軽々しく其心操を變せず忍堪力強く私慾少くして己の業を勤め百事實身にあらべき事

産婆は只々妊婦を哀み愛するの心を始終忘れずして之を補助すべし決して目前の細利に惑ひ金錢に眼を暗し心を傾くべからず誠に善良なる産婆の行状は温順柔和にして憐察の情深く物事に堪忍力あり私の利益を忘れ産婦に懇切の心を存し百事筋目正しく其取扱極めて清淨なるものなり又産婆は意志を上品にし其身の行實を正しし學問を心掛け高貴の方々に近づき接するとも賤め退ぞけられぬやうに心掛べし祈禱咒文巫女の事神符洗米の類を混用し及び賣藥調劑等は慎みて爲すことなかれ

第四條

産婆は上の箇條の身軀と心操と性質とを保有の外に猶ほ左項の

學問の力を持たんとを要す

(二)適當の豫科學 産婆とならんとを願ふ者は理解力の善良なるべき事此理解せし事を記憶するは勿論又十分に其書を読み其事を明かに書き取りし能ふ事作字を善くし其他算術にては普通加減乗除法等を心得居る事又各種の寸尺重量を辨へ居る事肝要なり

(三)産婆學校にて受る學術 其學科は(一)人身體の總論(二)女子生殖器及び骨盤管の細密論(三)尋常なる妊娠分娩及び産尊經過の論其他産尊につき産婆は如何なる務をなすやの心得(四)妊娠分娩産尊中の主なる異常の論及び初生兒の主なる疾病の論なり

(三)上章に言ふ如く産婆學校にて一通りの學問は終れども夫にて

産婆の學問技術は皆研究し得たるには非ず學校を退て後も猶ほ勤めて産婆の書物を充分読み覈め其學校にて習ひ得たる學問を忘失せざるは勿論尙ほ其上にも己の擔任の産事に付ては諸般よく氣を配り且産科の醫者と常に隔なく心安して其道の事を種々質問相談して己の學業を上達せしめ其技術を巧ならしむべし

産婆は臨産の時及び産所中の己の取扱たる事を表中に細く書留めて覺帳となすべし總じて此覺帳の書方精細にして漏す事なく順序宜く書綴りて實事に違はざる時はこれを讀み看る醫師は其手際の宜しきを賞揚して措ざるなり信用日を迫て厚くなり其技術を乞ふもの段々多くなりて終に名高き産婆ともなり

得るなり

○正規妊娠。正規分娩。正規産尊。經過の論

第一編

人體論 産婆に入用なる婦人體の部分

第一章 人體の構造

第五條

人體は主に骨。靱帶。筋肉。動脈。靜脈。神經。内臓及び毛爪を存する皮膚より成るものなり

のにして之を名けて可動關節と云ふ一は運動の出來ぬやうに
結び附着たるものにして之を不動關節と云ふ此不動關節中に
は軟骨ありて結合を強くするものなり

第八條

筋肉は赤色の纖維あり束合し且伸縮する性質あるものなり又筋
肉は種々の方法にて骨に固着して身體を動かすものなり筋肉
の骨に着ける所は大概其纖維白く強硬にして光澤あり之を名
けて腱と云ふ

第九條

血管脈管は膜状の管にして中に血液を満たし是を全身に循環せ
しむるものなり脈管を區別して動脈管と靜脈管の二種となす

動脈管は管の壁厚くして脈搏あり此脈搏は心臟の收縮する毎に
脈管内に血液を射出するに由りて生ずるものなり手根の大脈
管は醫者の常に脈を見る所直に皮膚の下にあるがゆゑに之に
觸れば明かに脈搏を知り易し
靜脈管は管の壁薄し其直に皮膚の下にあるものは脈管内の血液
のために青色に透視するものなり而して靜脈の血液は管内を
靜に流れてさらに搏動なし
血液は絶えず體內を環り流るゝものにして先づ初に心臟より出
で動脈管の内を流れて全身の彼方此方に至るさて其動脈管と
云ふは恰も樹木の枝を生ずるが如く漸々無數の小枝に分るゝ
ものなり而して血液は夫よりして最も細き脈管即ち毛細管の

内を流れ再び樹木の細き枝の集りて太き幹となるが如き状の静脈管を流れて終に心臓に歸るなり血液は全身の諸部を榮養構造し且體內にある種々の腺組織の媒介腺組織とは生活に入用なる液類を製する器械なりによりて又種々の液を製出するものとす例へば乳汁尿膽汁唾液粘液胃液腸液汗等の如きものを造るなり故に血液は生活に最も必用の液なり然れば多量の血液を失ふは云ふまでもなく少量にても久時度々に失ふ如きは大に健康を害す其甚しきに至りては終に死することあり血管の外に水脈管一名淋巴管といふものあり此管は飲食物の消化せられて出來たる液状の榮養物を腸管より吸収して血液中に送り生命を保つ爲に費したる血液を補ふものなり

第十條

神經は腦髓と脊髓とより出で、毛及び爪を除くその他體中へ普く分布する白き纖維なり此纖維に由りて感覺と運動とを起すものどす今神經を強く壓迫するか又捻る時は痛みを發し之に反して神經に軽く觸るれば心地よき感覺を發すなり又神經の多くある所は痛みも亦甚だし

第十一條

内臓とは總て體內の腔洞中にある器械を云ふ其内要用なるものは腦髓。脊髓。心臓。肺臓。肝臓。脾臓。胃。腸。腎臓。生殖器にして其構造と位置は皆同じからず其他内臓に算入すべきものは五官器なり是は皆腦髓と連合す即

ち視器には眼。聽器には耳。嗅器には鼻。味器には舌と口蓋なり其外觸器と云ふものあり是は全身の表面にあるものなり

第十二條

皮膚は體の表面を包みて二様の用をなす一は皮膚の下にあるものを保持し一は生命を有つに入用なる汗を製す又觸器は主に此皮膚中にあるものとす且皮膚中或る二三个所には毛を發生し手の指と足の趾には爪を有つ又皮膚の下には脂肪組織脂肪組織とは黄色なる軟きものにして大概膏より成る是を俗に膏身と云ふといふものありて身體内部の保護を強くす

第十三條

人體を外見上より區別すれば頭頭顱。軀幹(胴)。四肢の三部より

成る

第十四條

頭を區別して頭蓋と顔面となす
頭蓋は六個の骨集り合て出來たるものにして内に空所を造る之を頭蓋腔と云ふ此腔内には精神と知覺とを主る腦髓を受容す大人の頭蓋骨は硬くして其縁は鋸の齒の如き形をなし隣骨の縁と互に結合す此結合を名けて嚙縫と云ふ小兒の頭蓋骨は後章第五十五條に於て論ず又頭蓋を區別して前頭骨。顱頂骨。後頭骨及び顱顳骨となす

顔面は多くの骨より成るも其内最も必用なるものは兩側の鼻骨兩側の上顎骨と運動すべき下顎骨等なり而して此上顎骨と下

顎骨と

により

て口腔

を造る

此腔内

には味

墨物の

味を知るための器械(齒牙、唾腺、唾)を製する器械(舌等)の如き食物を消化するに用入の器械を有つ其外眼窩腔、耳腔、鼻腔は各々是に適る器械を蔵す

第二圖



此圖は頭骨なり

(イ) 前頭骨 (ロ) 前頭骨

(ハ) 顛頂骨 (三) 額骨

(ホ) 鼻骨 (ヘ) 上顎骨

(ト) 下顎骨 (チ) 額骨

(リ) 眼窩腔 (ヌ) 鼻腔

(ル) 耳腔

第十五條

軀幹を分て頸部、胸部、腹部の三部とす而して軀幹を支ふる骨は主に脊椎と骨盤となり脊椎は二十四個の脊椎より成り互に結合して運動の出来るものなり之を眞脊椎と名く而して此二十四個の眞脊椎の中上の七個を頸椎(項椎)と云ひ中の十二個を胸椎(背椎)と云ひ下の五個を腹椎(腰椎)と云ふ又脊椎の内に一條の長き管あり其内には腦の連續なる脊髓を藏して之を保護す骨盤は軀幹の最も下部を造るものなり此骨盤と其内にある内蔵とは産婆に在て甚だ必用の部分なるが故に後章第二十一條より四十二條に於て之を細論す

第十六條

頸部を分ちて三部となす即ち前部一名喉頭部、咽喉、後部一名項部

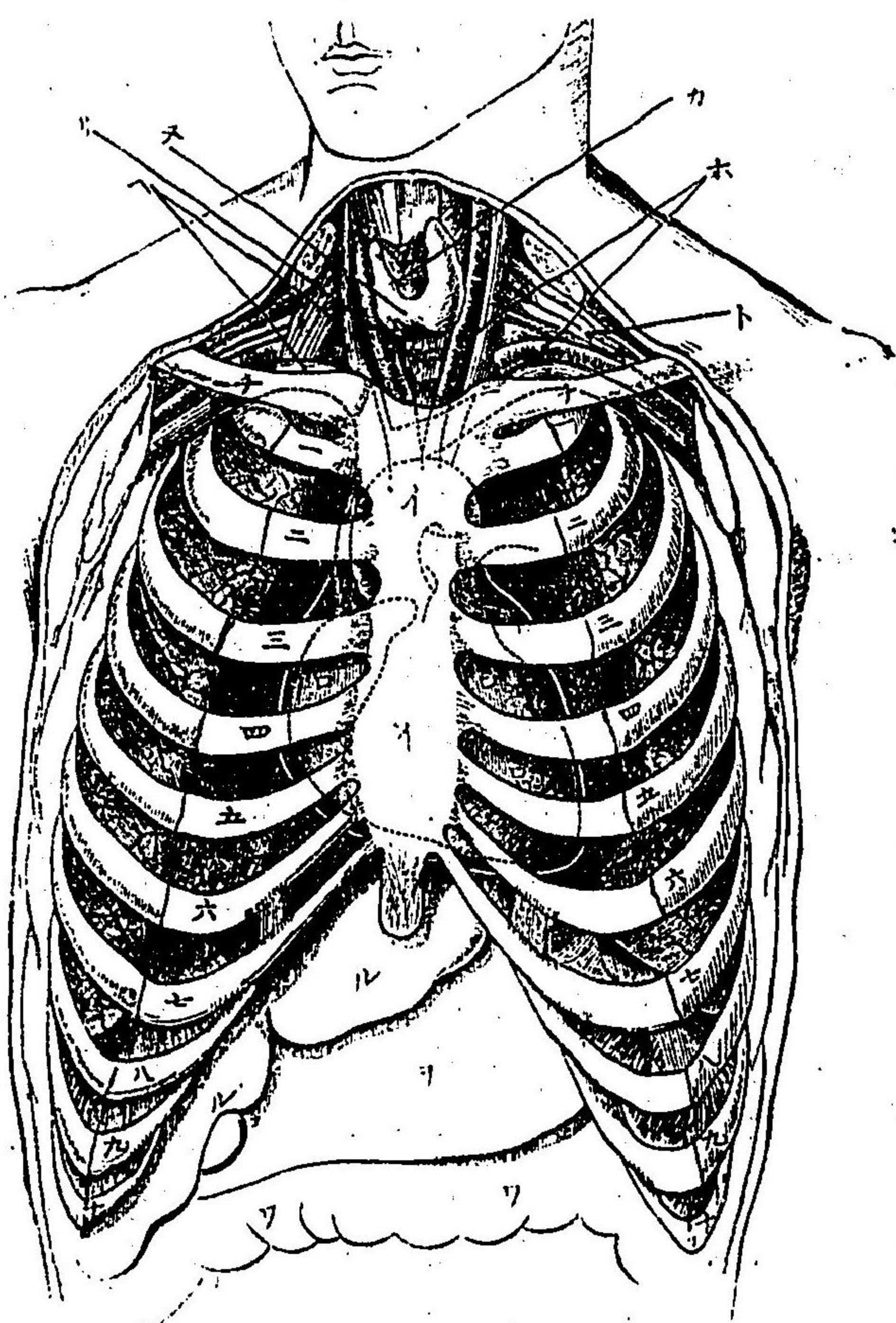
二十
兩側部なり其頸部の前方は皮膚の下には筋肉あり筋肉の下には甲狀腺あり又其後には喉頭(俗にのど)と云ふあり是氣管と連りて肺臓に達するものなり氣管の後に食管(俗にのど)は口中より食物を胃に送る管なりあり此管は胸腔の内を通り胃に終るものなり又項部には七個の頸椎あり又頸の兩側部には多くの太き動脈管靜脈管神經等あり

第十七條

胸部の諸骨互に連りて胸廓を造る即ち其前は胸骨より成り兩側は二十四個の肋骨より成る但し一側に十二個とす後は十二個の胸椎より成る而して胸廓内には二個の肺臓と數多の太き脈管を具へたる心臟とを含有す

肺臓は呼吸器中の主なるものなり我々の周圍にある大氣は鼻と口とより入り氣管を通り肺臓に至りて肺を膨張せしむ吸氣(俗に引く息)の時生活を保つに最も必用なる大氣中の一性分(即ち酸素)と酸素(酸素)とは大氣中にありて物を燃す所の氣(なり)を血の中へ收り呼氣(俗に吐く息)の時血の中より水蒸氣と炭酸(炭酸)は人に害ある毒氣(なり)とを吐く此の如き働きに由りて肺臓中の血液は鮮赤色に變りて再び榮養の用に當るなり
此鮮赤色に變りたる血液は肺臓より心臟の方に流るゝものなり心臟は一の空なる筋肉にして殆ど胸腔の正中兩肺臓の間にあり而して心臟は二個の前房と二個の心室とより成るものにして此の房及び室は筋肉の膜に由りて右心と左心とに分れ又左

第三圖



胸部の部圖

右とも前房と心室とは一つの孔管に由りて通るものなり而して右心は既に其用を経たる血液を肺中より吸収し再び肺臓へ送りて大氣中の酸素に由て善良の血液となすの用をなし左心は肺臓より新鮮の血液を吸収し之を肺中へ送る用を爲す者なり又健全なる大人にては一分時間に大抵七十回収縮す之に随て同じ數の脈搏を同じ時間中に算ふるものなり
肺臓の下に筋肉と腱とより成りたる膜あり之を横隔膜と云ふ此

- 〔イ〕胸骨
- 〔ハ〕肺臓
- 〔ヘ〕靜脈
- 〔ル〕肝臓
- 〔左側の一より十まで〕左側の肋骨
- 〔右側の一より十まで〕右側の肋骨
- 〔ト〕神經
- 〔チ〕胸骨
- 〔ヲ〕大腸
- 〔カ〕喉頭
- 〔ロ〕心臓
- 〔ホ〕動脈
- 〔リ〕氣管
- 〔ヌ〕甲状腺

膜は上の方に穹窿し胸腔の下部に於て横に緊張して腹腔と胸腔との界をなす

第十八條

腹は前方に於ては心窩(心窩)俗にみづおちと云ふ側方に於ては下部の肋骨縁より骨盤に至る間に於て其前方と兩側とは腹壁より成り後は五個の腹椎より成り上は横隔膜に界し下は骨盤に界するものなり而して腹壁は皮膚脂肪組織腹筋より成り其腹筋は前の正中に腱組織の薄き膜状のものありて之を左右に分つ此膜状の腱を名けて白條と云ふ白條の中央に臍あり又腹腔内には消化器と泌尿器を藏す

消化器は主に胃腸肝脾脾等より成るものなり而して胃は一の膜

様の囊にして腹腔の上部の心窩にあり又胃は内面より絶えず酸性の液を分泌す名けて胃液と云ふ此液は胃中の食物を軟かに消化して粥の如きものとなす之を糜粥と名く此糜粥は胃の收縮運動に因り漸々腸に送らるるさて此所にて胆嚢より出る胆汁と脾より出る脾液と腸より出る腸液と共に混合して白き液汁の養食物即ち乳様液に變ずるなり此液は水脈管に吸収せられて血中に移行す然れども消化せられざる食物は腸中を通り糞となりて肛門より排泄せらるるものなり

腸を別ちて二種となす一は小腸にして長く一は大腸にして太く短し大腸の骨盤内に降り肛門に終る所の最も下部を直腸と云ふ胃より小腸と大腸とを通り肛門に至る迄の長き管を總て腸

管と名
く腸管
も胃の
如く生
活中は
蠕動様
の収縮
をなし
て腸の
内容物
を移動

第 四 圖

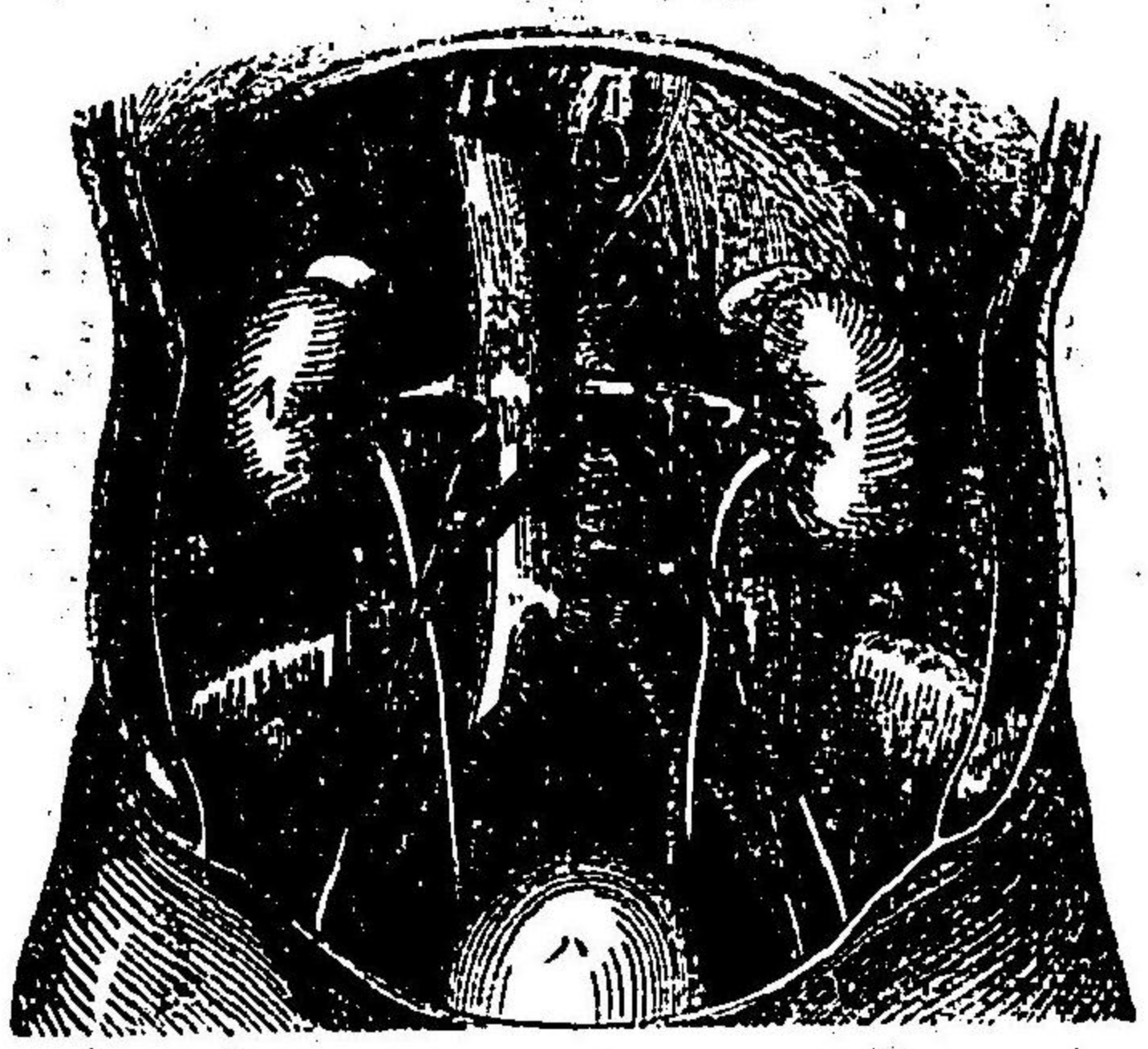


腹部の圖にして主に
消化器を示す

- 〔イ〕肝
- 〔ロ〕胃
- 〔ハ〕胆嚢
- 〔ニ〕大腸
- 〔ホ〕膀胱
- 〔ヘ〕肺
- 〔ト〕肋骨の切口
- 〔チ〕食管
- 〔リ〕小腸
- 〔ヌ〕横隔膜
- 〔ル〕脾
- 〔ヲ〕脾

せしむ
肝臓は横
隔膜の
下にあり
胃の右に
位する
ものに
て胆汁
を製する
器なり此
胆汁は胆
嚢中に集
り胆道と
云ふ管を
通り胃
に近き所
の腸管に
注ぐさて
又胃の後
には脾臓
あり左に
は脾臓

第 五 圖



腹部の圖にして消化器
を取り除きて主に泌尿
器を示す

- 〔イ〕腎
- 〔ロ〕輸尿管
- 〔ニ〕腹部の大動脈
- 〔ホ〕腹部の大静脈
- 〔ハ〕膀胱
- 〔ヘ〕横隔膜
- 〔ト〕食管の切口
- 〔チ〕筋肉
- 〔リ〕膈骨

を製する器なり此胆汁は胆嚢中に集り胆道と云ふ管を通り胃に近き所の腸管に注ぐさて又胃の後には脾臓あり左には脾臓

あり
 泌尿器は二個の腎臓なり各々腹内の後部にありて上の腹椎の兩側に位す此腎臓に膜様の管即ち輸尿管ありて膀胱に通ず尿は此膀胱内に溜り終に尿道を通りて排泄せらる
 腹腔の内面と腹内にある内臓とは薄き膜に由て被はる此膜を名けて腹膜と云ふ

第十九條

四肢を分ちて上肢(うで)と下肢(あし)との二種に區別す
 上肢の上端の後には肩胛骨により前は鎖骨に據りて胸廓に附着し善く運動をなすなり上肢を分ちて上膊(うへひで)前膊(まへひで)手の三部となす上膊には管状の上膊骨あり前膊には橈骨と尺骨の二骨あり手を

再び小分して腕部(うで)掌部(てのひら)指となす而して手は數多の小さな骨の集りて出來たるものなり
 下肢は骨盤の兩側にある深き窩即ち髀臼と關節するものなり而して下肢を分ちて上腿(うへあし)下腿(したし)足の三部となす上腿には全身中最も長き上腿骨あり下腿には脛骨と腓骨とあり足は跗(あし)蹠(あし)趾(あし)の三部より出來たるものとす其外下肢には膝の前の方に扁平なる圓き骨あり名けて膝蓋骨と云ふ
 四肢には長き腱をそなへたる數多の筋肉ありて手足を自由自在に運動せしむることを得るなり
 總て人軀各部には軀位(からだ)向(むか)なるものありて單に上方と云へば顛(うへ)の方を示し下方と云へば足蹠(あし)の方を示し前方と云へば腹部

前面の方を示し後方と云へば背後一面の方を示す又左方右方と云へば必ず其人の左側或は右側の方を示すものなり是等のことは即ち通言なり

第二章 婦人に固有なる體格の論

第二十條

女子は男子とは體格の構造夥しく異ものなり
眞の體格を備へたる婦人は通例男子より形小きものとす然れば

婦人の骨は男子の骨より小くして細く又上肢足部などは男子より細く短し然れども婦人の下肢殊に其上腿は男子の上腿より反て太きものなり筋肉は男子よりも發育弱く力も亦弱く且皮膚の下には何處にも多量の脂肪あり軀幹及四肢は自ら圓形をなして軟かなり殊更目立部分は肩狭く腰は反て廣し又婦人の胸腔は男子より狭く且小きものなれども腹腔は男子より廣く且長きものなり然れども通例男女を區別するには骨盤と生殖器とに由る

(甲) 婦人骨盤の論

第二十一條

軀幹の下端にある大なる骨を骨盤と名く此骨盤は次に示す骨の

相合して出来たるものなり即ち薦骨尾底骨及び兩側の臑骨なり

第二十二條

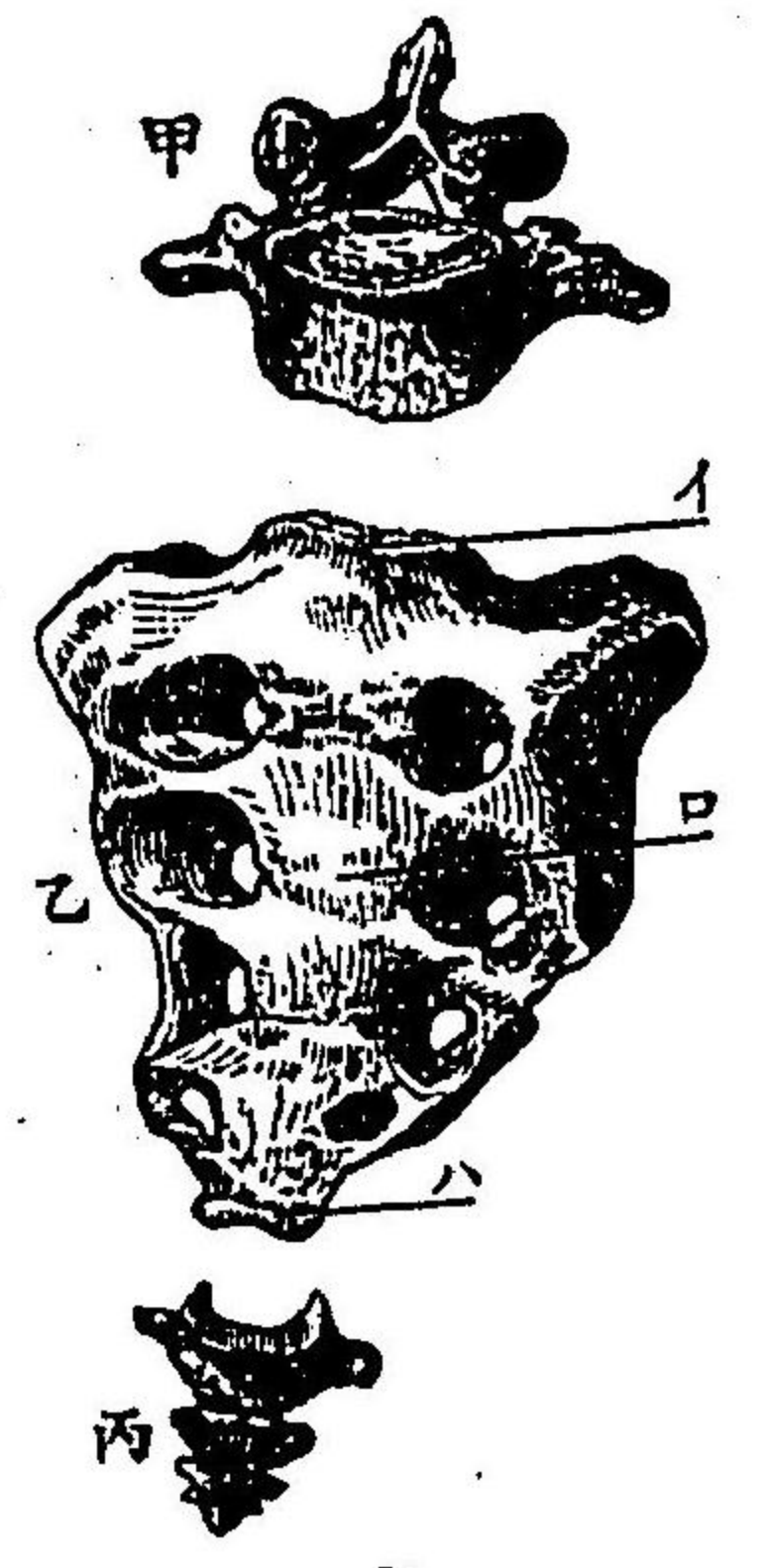
薦骨は殆ど三角形をなし此上方の廣大なる所は脊椎第五腹椎と合し其下方の尖りたる端は尾底骨と結合して運動す而して薦骨の前面は凹にして内方に向ひ其後面は前面の凹に應じて凸なり薦骨の兩側は粗糙にして兩側の髑骨と結合す而して薦骨は骨盤後壁の大部分を形成す又小兒の時は此薦骨は軟骨にて五個の椎骨に分たる之を名けて假椎と云ふ而して假椎と名けたる譯は此結合は少しも運動し能はざるが故なり大人になれば此椎骨癒着し唯横線の跡形を残して一個の骨となる又薦骨

の前面と後面には四五對の孔あり是は脊髓より主に下肢に分布する大神經を通過するところの孔なり又最下の腰椎第五腹椎と薦骨と相結合する部は前の方に突出す名けて薦骨岬と云ふ

第二十三條

尾底骨は三四個の小さい骨より成り薦骨と結合して運動することを得るものなり而して其尖端は下の方に向ふ

第六圖



- 〔イ〕薦骨岬
- 〔ロ〕凹の前面
- 〔ハ〕尖端
- 〔甲〕第五腹椎
- 〔乙〕薦骨を前より見る圖
- 〔丙〕尾底骨

第二十四條

臑骨は骨盤の側壁と前壁とを形成するものにして骨盤の左右にあり此臑骨は小兒の時は軟骨によりて三個の骨に分たる然れども婚嫁期春氣發動期即ち十四五歳に至れば此三個の骨は癒着して一個の骨となる

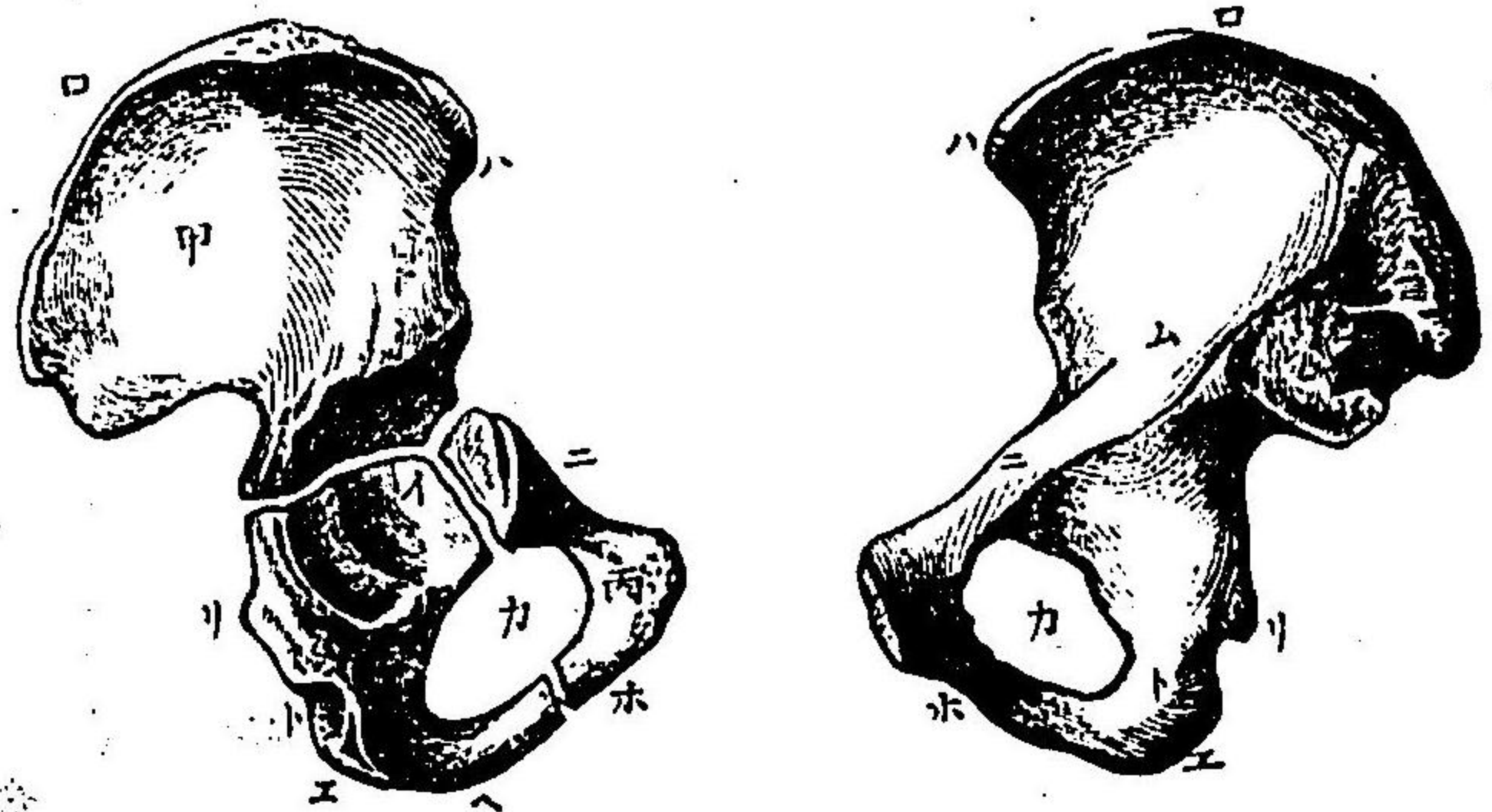
此三個の骨は髀臼の部にて相連合す而して其上の方にある一骨を臑骨と云ひ其下の方にある一骨を坐骨と云ひ其前の方にある一骨を耻骨と云ふ

臑骨を分ちて二部となす其下方に向きたる厚き部を臑骨の體と云ひ其上方に向きたる部を臑骨の板と云ひ而して此板の上縁にある隆起せる一所を臑骨櫛と云ふ此臑骨櫛の前と後との

端は圓形にして鈍端となる其前の端を前臑骨棘(臑骨前上棘)と云ひ其後の端を後臑骨棘(臑骨後上棘)と云ふ又臑骨の内下縁は彎曲形をなす名けて臑骨の無名線或は臑骨の弓狀線と云ふ又臑骨の後の方に耳の形をなしたる粗糙の面あり此面は軟骨と靱帶とによりて薦骨と結合す又臑骨の下の方には一つの截痕あり此截痕は坐骨の後縁と合して臑骨坐骨截痕を形成す

座骨を體と二枝とに分つ其後の方にある一枝を下枝と云ひ其前の方にある一枝を上枝と云ふ其下枝の後縁に一つの突起あり名けて坐骨棘と云ふ又下枝の下端は骨質肥厚なり是を坐骨結節と云ふ坐する時は體の重み皆此結節に集るものなり上行枝は坐骨結節より前の方に向ひ上昇して耻骨に至る

第七圖 第八圖



第七圖は右の腸骨を内方より見たる圖なり
〔ル〕は薦骨と結合する所の粗糲なる耳狀の
面なり

〔ム〕無名線 其他は第八圖の解と同じ

第八圖は右の腸骨を三個の骨に分ち外方よ
り見たる圖なり

〔甲〕腸骨
〔乙〕坐骨

〔丙〕耻骨
〔イ〕髌臼にして上腿骨
と關節する所なり

〔ロ〕腸骨棘
〔ハ〕前腸骨棘

〔三〕耻骨の地平枝
〔ホ〕耻骨の下行枝

〔ハ〕坐骨の上行枝
〔ト〕坐骨の下行枝

〔エ〕坐骨結節
〔リ〕坐骨棘

〔カ〕鎖閉孔

耻骨は陰毛のある所にある骨にして地平枝と下行枝とに分つ
其地平枝の上の方は鋭き縁をなす而して此縁は腸骨の無名線
に連るものなり又身軀の中線に於て左右の耻骨は軟骨と靱帯
とによりて固と結合す又兩側の耻骨の下行枝は此結合部の下
より外の方に向ひて伸び坐骨の上行枝と接合して耻骨弓〔耻弓〕
を形成す其耻骨弓の高き所を耻骨弓の頂〔耻弓頂〕と云ふ又耻骨
と坐骨の間に長圓の孔あり是を鎖閉孔と云ふ而して軟部を備
へたる骨盤なれば鎖閉孔は小孔ある臆様の膜に由りて閉らる
るものなり此膜の内側と外側には筋肉ありて之を覆ふ

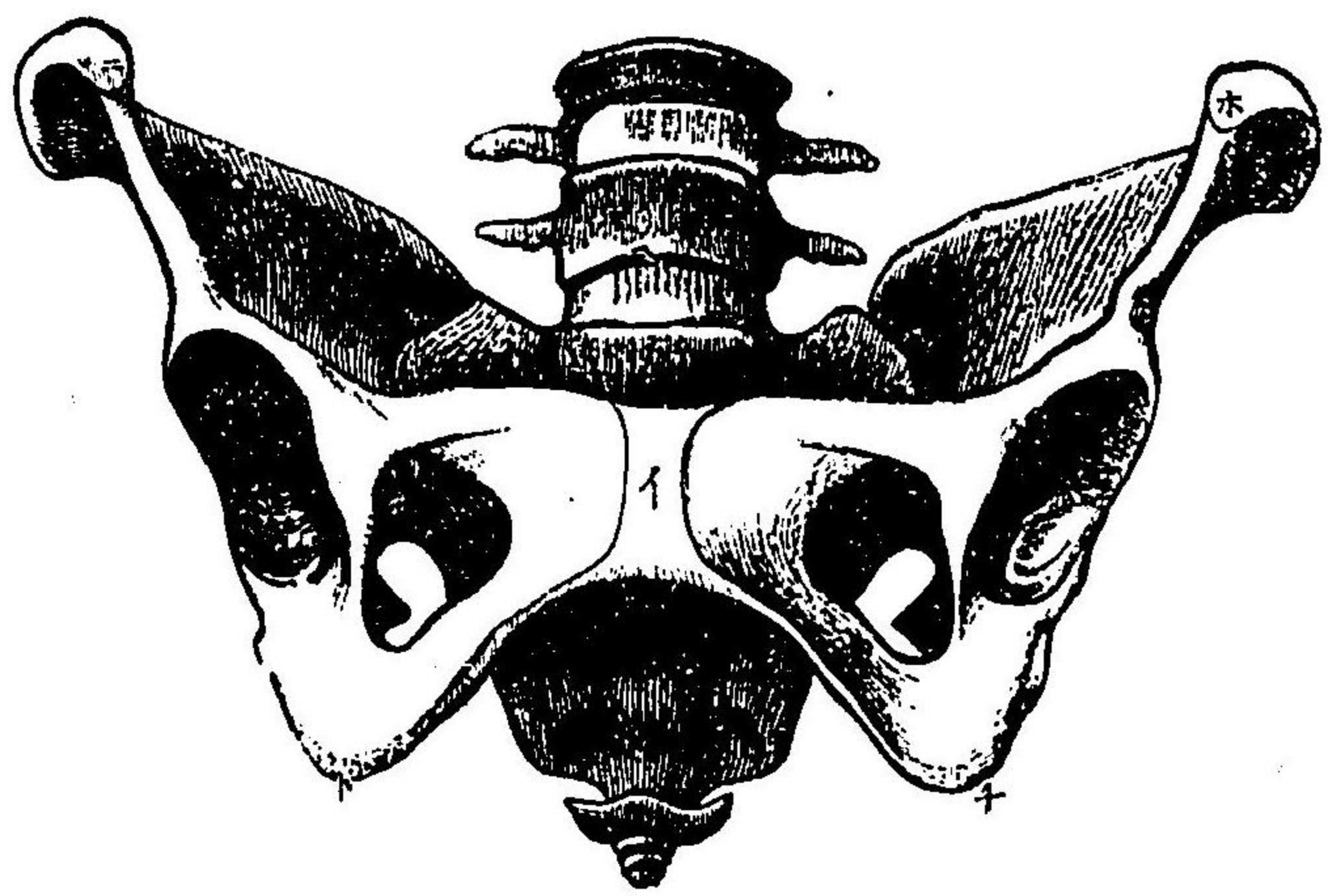
第二十五條

已に第二十一條に述べたる骨盤は四箇所の結合したる所あり其

内三箇所は運動のならぬ結合にして一個所は運動のなる結合なり

運動のならぬ三個の結合は軟骨と靱帯とに由りて固と結合す其三個中の一個は耻骨軟骨接合一名耻骨縫際にして兩側の耻骨相合して成る而して此接合は身軀の中央線に應ずるものなり三個中の二個は左右の薦腸軟骨接合薦腸縫際にして則ち骨盤の後の方に於て薦骨と左右の腸骨と相合して出來たるものなり
一個の運動のなる結合は薦骨と尾底骨との關節結合なり而して尾底骨は分娩の時後の方に押付らるゝものなり其他坐骨薦骨靱帯あり此靱帯は坐骨結節坐骨棘と薦骨尾底骨の側縁との間

に緊張したるものなり



骨盤を前の方より見たる圖

〔イ〕は耻骨軟骨接合

〔ロ〕は右側の薦腸軟骨接合

〔ハ〕は右側の薦腸軟骨接合

〔ニ〕は右側の前腸骨棘

〔ホ〕は左側の前腸骨棘

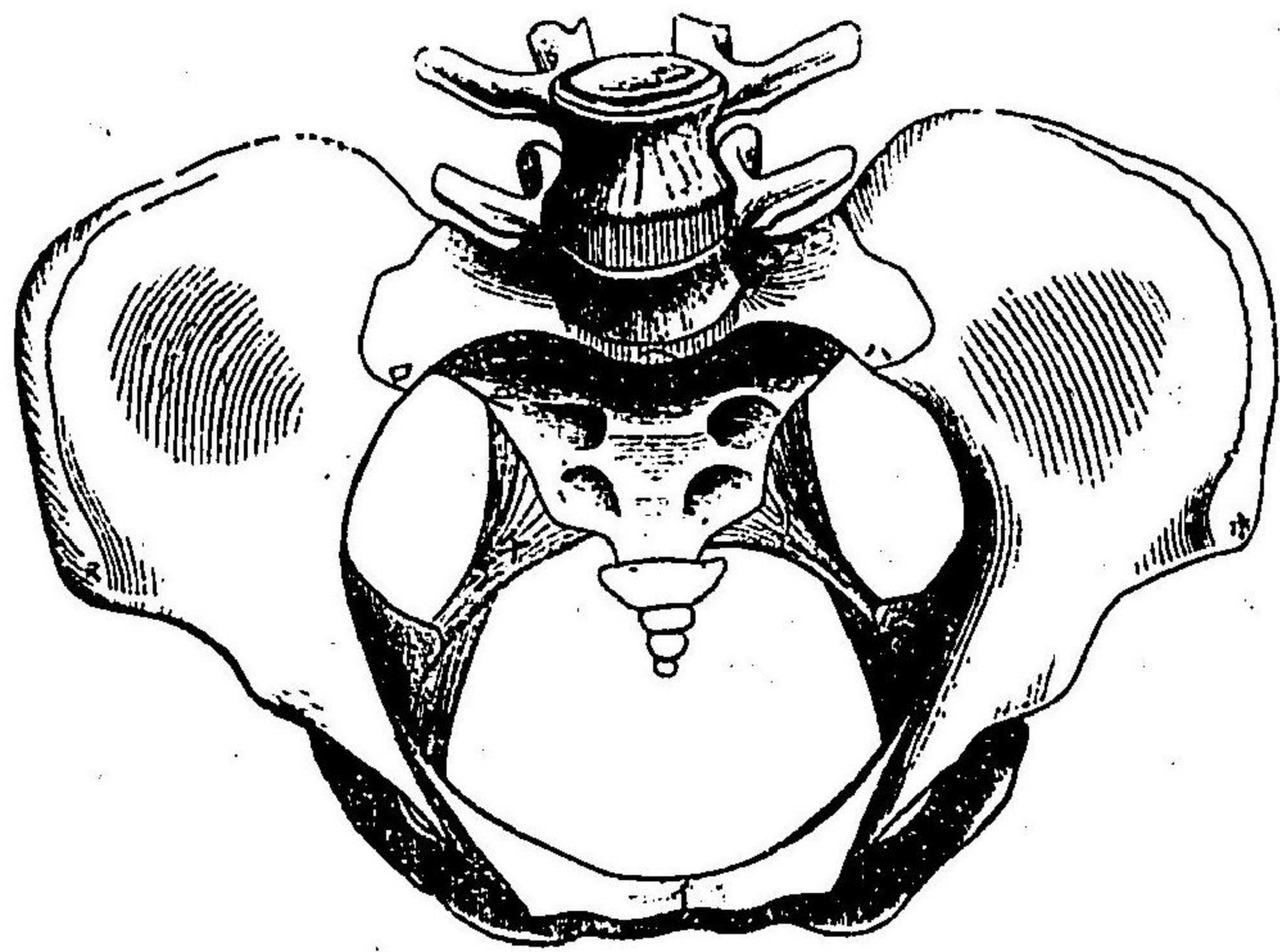
〔ヘ〕は薦骨岬

〔ト〕は右側の坐骨結節

〔チ〕は左側の坐骨結節

第九圖

第十圖



骨盤を上方より見たる圖

[イ]は耻骨軟骨接合

[ロ]は右側の薦腸軟骨接合

[ハ]は左側の薦腸軟骨接合

[ニ]は右側の前腸骨棘

[キ]は左側の前腸骨棘

[ヘ]は薦骨岬

[ト]は右側の坐骨棘

[チ]は右側の坐骨薦骨靱帯

[リ]は左側の坐骨薦骨靱帯

[三]は左側の坐骨棘

第二十六條

骨盤は四個の骨相合して一條の管を形成す而して分娩の時には胎兒此管を通過して出るなり此管の上の口は大にして前の方に向ひ下の口は是よりも小なり又骨盤の上部を大骨盤と云ひ下部を小骨盤と云ふ其大骨盤と小骨盤の界は即ち後の方にては薦骨岬に由り兩側にては無名線に由り前の方にては耻骨の地平枝の上縁に由り界するものなり

第二十七條

大骨盤の後には第四第五の腹椎より成り兩側は腸骨板より成り前は腹壁の下部より成る而して腹壁は柔軟なるが故に大骨盤は前の方に擴がることを得るものなり又妊娠せざる婦人の大骨

盤には腸管充れども既に妊婦となりて第四個月になれば子宮は小骨盤より大骨盤内に昇るなり膀胱もまた尿充れは大骨盤内に昇るものなり

骨盤の大小を知るために圖中に種々の經線を設けて定むるものとす

大骨盤の横径線は一側の前腸骨棘より他側の前腸骨棘に至るの線にして此間は凡そ二十一センチメートル即ち曲尺七寸なり〔西洋の婦人なれば二十四センチメートルあり又一側の腸骨節より他側の腸骨節に至るの線は凡そ二十二センチメートル五ミリメートル〕曲尺七寸四分なり〔西洋の婦人なれば二十八センチメートルあり〕

第二十八條

分娩に大切なるものは大骨盤よりも小骨盤なり故に單に骨盤と云へば小骨盤を示すほどのものなりさて小骨盤は固と結合したる骨壁より出來たるものなるが故に擴がることの得ならぬものなり故に分娩の時成熟胎兒を通過せしむるには骨盤の構造宜しきを得且つ適當なる廣さを持たねはならぬものなり

第二十九條

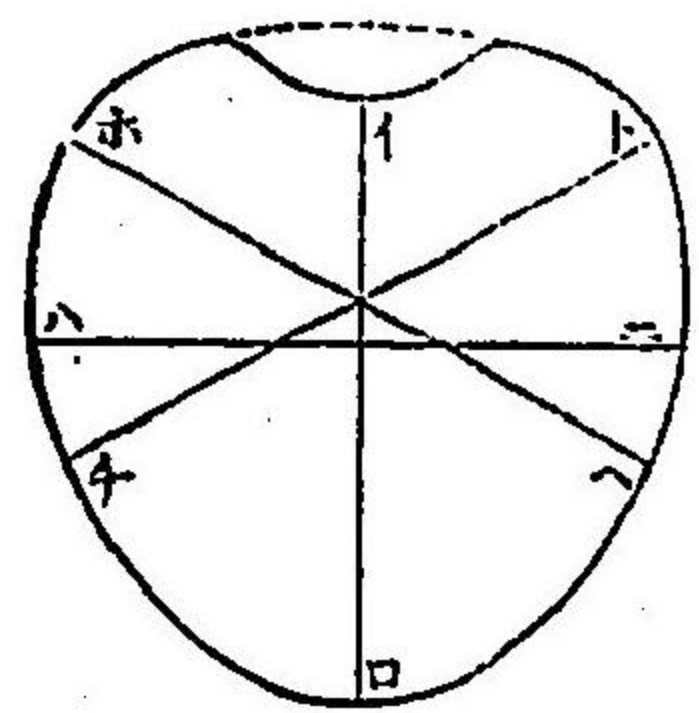
小骨盤の上の方は中程より廣く且つ形を異にす又中程を下の方に比ぶれば又形を異にす故に小骨盤を三部に區別す即ち骨盤上口〔二名入口と云ひ〕骨盤内腔〔一名中部と云ひ〕骨盤下口〔一名出口と云ふ〕

第三十條

骨盤上口の後には薦骨岬兩側は無名線前は耻骨の地平枝の上縁と
 界す而して其形はほゞ圓形にして薦骨岬の所は凹み耻骨軟骨
 接合の所は少しく尖るが故に全く葵葉の形をなす然れども西
 洋婦人の骨盤上口は横橢圓形をなすなり

第十圖

甲

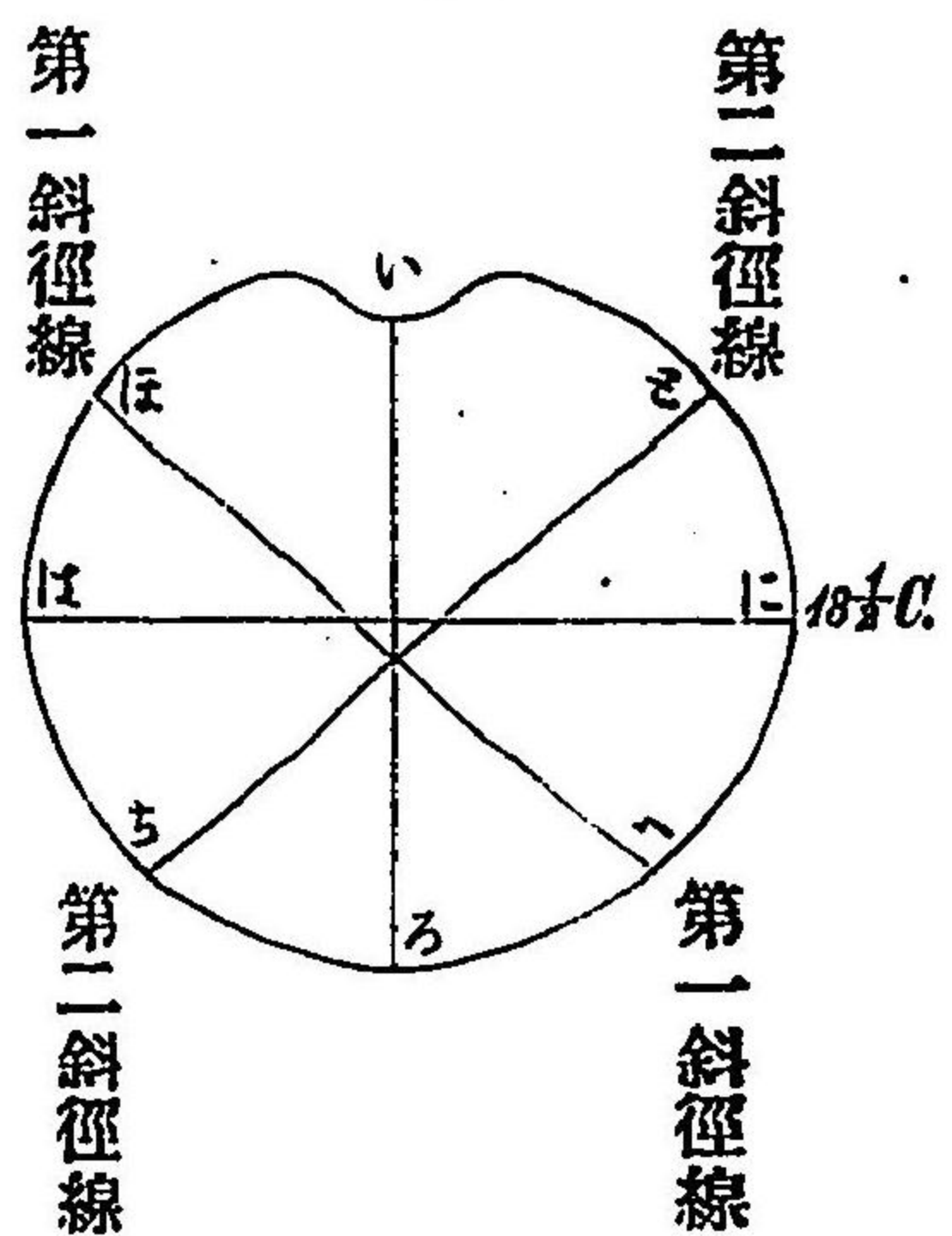


此圖は骨盤上口の形にして内に徑線を畫き
 たるものなり

- 〔イ〕直徑線(縦徑)
- 〔ハニ〕横徑線
- 〔ホ〕第一斜徑線
- 〔トチ〕第二斜徑線
- 〔イ〕薦骨岬
- 〔ロ〕耻骨軟骨接合

第十圖

乙



此の圖は西洋婦人の骨盤上口の
 形狀を参考の爲め此處に
 示す

- 〔イロ〕直徑線
- 〔ハニ〕横徑線

骨盤上口に四個の徑線を設く

〔一〕直徑線(縦徑一名眞結合線)〔イロ〕及〔いろ〕は薦骨岬の中央より耻骨
 軟骨接合の上縁までの徑にして十センチメートル八ミリメー
 テル即ち曲尺にて三寸五分六厘あり〔西洋婦人なれば十一〕セン
 チメートルなり

〔二〕横徑線ハ三及びにはは右側の腸骨無名線の中央より左側の腸骨無名線に至る横の徑にして十一センチメートル八ミリメートル即ち曲尺にて三寸八分九厘なり〔西洋婦人なれば十三センチメートル半なり〕

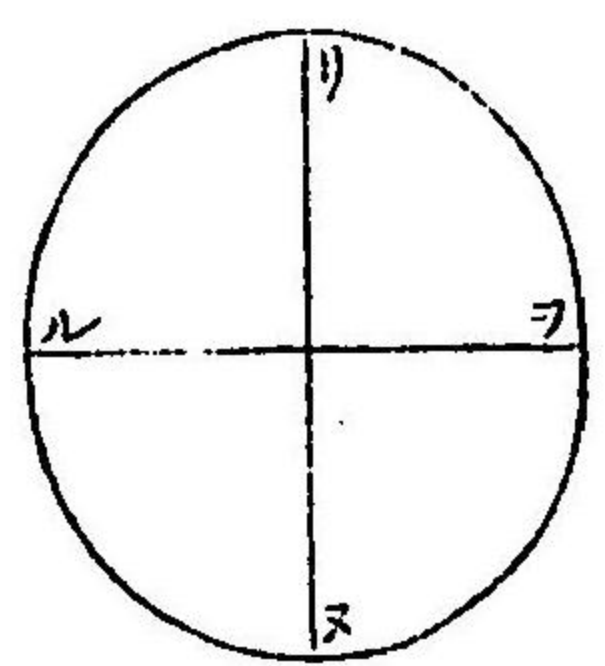
〔三〕斜徑線は第一斜徑線と第二斜徑線の二つあり其第一斜徑線は右の薦腸軟骨接合より左の髌臼部に於て耻骨と腸骨と癒合したる所に至るの線にして〔ホヘ〕なり第二斜徑線は左の薦腸軟骨接合より右の腸骨髌臼部の耻骨に移行する所に至る線にして〔トチ〕なり而して第一第二の斜徑線とも十二センチメートル四ミリメートル即ち曲尺にて四寸〇九厘なり〔西洋婦人なれば十二センチメートルなり〕

第三十一條

骨盤内腔即ち骨盤中部は小骨盤の上口と下口の間にある場所を云ふ而して其形は卵圓形にして其長軸は前後に向ふ

骨盤内腔の形と徑線とを示したる圖なり

第二十圖



〔リ〕直徑線
〔ル〕横徑線

骨盤内腔に二個の徑線を設く

〔一〕直徑線〔縦徑〕リヌは薦骨の凹たる内面の中央より耻骨軟骨接合の中央に至る線にして十一センチメートル三ミリメートル即

ち曲尺にて三寸七分三厘なり西洋婦人なれば十二センチメートルなり

〔二〕横径線(ル)は一側の髀臼の内側即ち坐骨棘の前上部より他側の同所に至るの線にして十センチメートル六ミリメートル即ち曲尺にて三寸五分あり西洋婦人は十二センチメートルなり骨盤内腔にて最も大なる径線は二個の斜径線なり然れども此径線は測定し能はざる所とす何となれば前方は軟部を備へたる鎖閉孔後方も同様腸骨座骨截痕より界するが故に擴かることの出来るものなればなり骨盤内腔の中にて最も狭き所は薦骨の尖端と座骨棘と耻骨軟骨接合の下縁との間なり

第三十二條

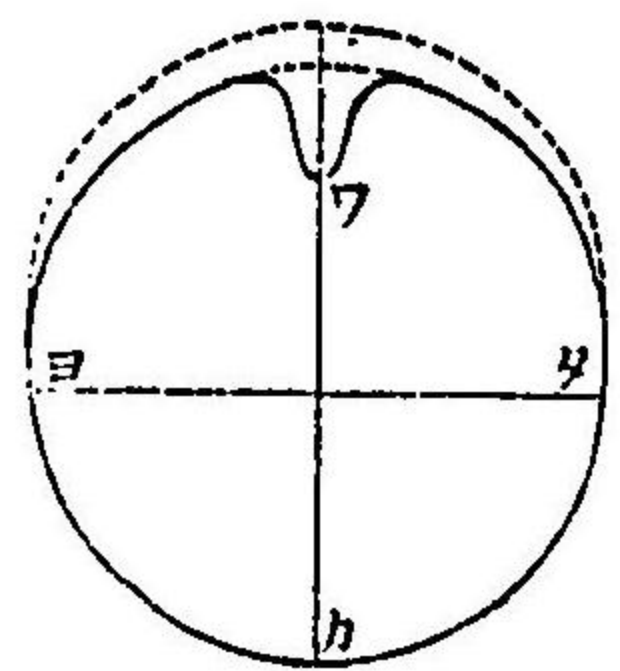
骨盤下口の後は尾底骨の尖端兩側は坐骨結節前は耻骨弓と界し而して其形は殆ど圓形をなす然れども分娩の時には尾底骨を後に押壓するが故に其形後の方へ橢圓形をなすなり

骨盤下口の形と径線とを示したる圖なり

〔ア〕直径線

〔ヨ〕横径線

〔ワ〕尾底骨の尖端



第三十圖

骨盤下口に二個の径線を設く

(一)直徑線一名縦徑(ワカ)は尾底骨の尖端より耻骨弓の頂に至るの線にして八センチメートル「八」ミリメートル「即ち曲尺にて二寸九分あり」西洋婦人なれば十センチメートル「なり」而して尾底骨の後の方へ屈する時は十二センチメートル「即ち三寸六分三厘より其余に延び廣かるなり」

(二)横徑線(ヨタ)は左右の坐骨結節の間にして十センチメートル「七」ミリメートル「即ち三寸五分三厘なり」西洋婦人なれば十一センチメートル「なり」

右に述たる如く各所に於て最も大なる徑線は骨盤上口に於ては横徑線骨盤内腔に於ては第一或は第二の斜徑線骨盤下口に於ては直徑線なり

第三十三條

其他骨盤に付て注意すべきは骨盤の高と骨盤の傾斜骨盤内腔の彎曲なり

第三十四條

小骨盤の骨壁の高さとは骨盤上口と骨盤下口との距離を云ふ即ち左の如し

小骨盤の後壁の高さは薦骨岬より尾底骨までの間にして十三センチメートル「即ち曲尺四寸三分なり」西洋婦人なれば十二センチメートル「乃至十三」センチメートル「半なり」

小骨盤の兩側壁の高さは腸骨無名線より坐骨結節までの距離にして八センチメートル「九」ミリメートル「即ち曲尺二寸九分四厘」

なり〔西洋婦人なれば九センチメートル〕乃至十センチメートル〕なり〕

小骨盤の前壁の高さは耻骨軟骨接合の上縁と下縁との間にして三センチメートル〔六〕ミリメートル〔即ち曲尺にて一寸一分九厘なり〕〔西洋婦人なれば四センチメートル〕なり〕
今前壁の高さに後壁の高さを比れば三倍半余あり

第三十五條

骨盤の傾斜とは直立の體位にて骨盤と床即ち水平線に對して斜なる方向を云ふ而して骨盤上口の傾きは前の方に向ふよりは上方に向ふこと強し故に薦骨岬は耻骨軟骨接合の上縁より高きこと凡そ七センチメートルあり従て骨盤下口の後方は高く前

方は低く傾く

ものなり〔第十

四圖のレソ〕然

れども西洋婦

人なれば是に

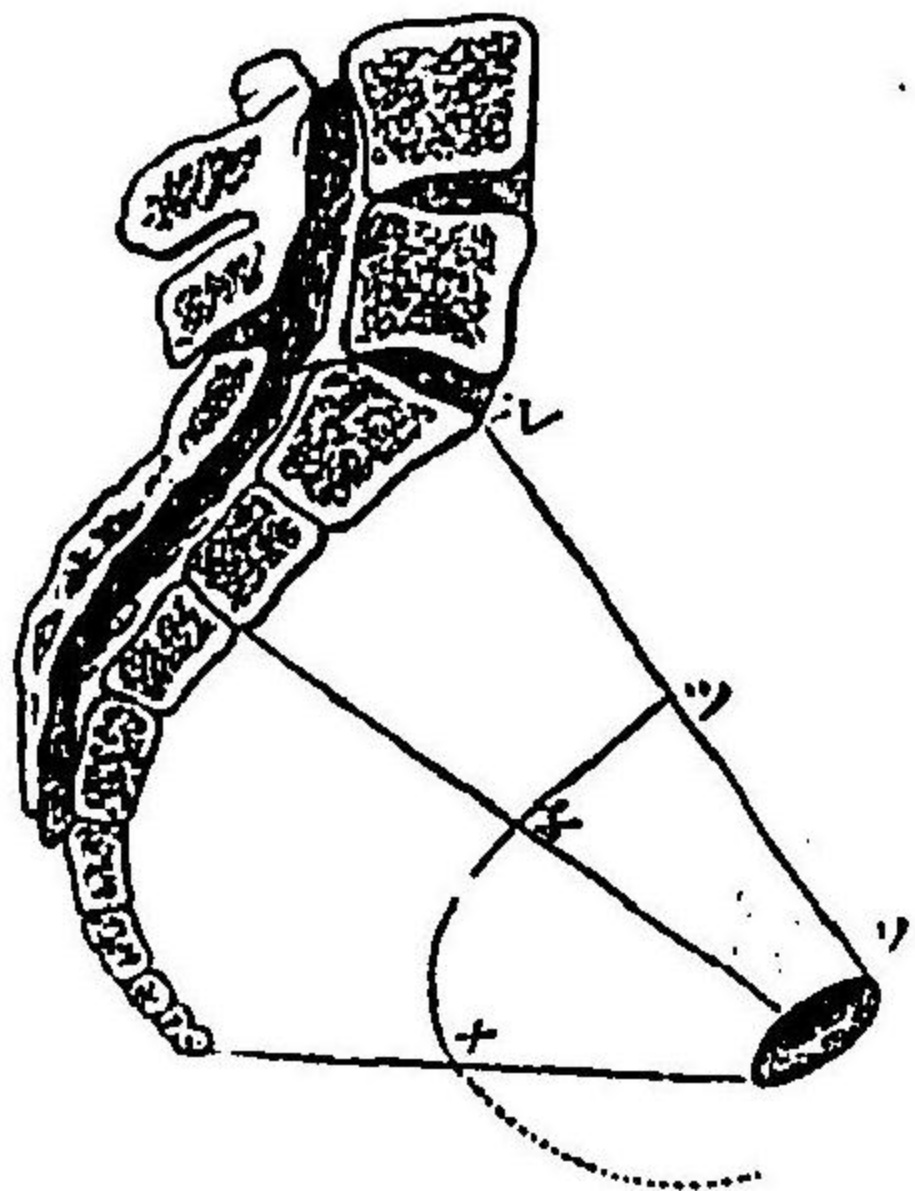
反して骨盤上

口の傾きは前方に向ふこと強し故に薦骨岬の高きこと凡十センチメートルなり

第三十六條

骨盤内腔の彎曲は薦骨前面の凹に由りて出来るものなり骨盤上口の中央より骨盤内腔の中央を通して骨盤下口の中央に引き

第十圖



此圖は骨盤の傾斜と彎曲とを示したるものなり

たる線は骨盤彎曲の向きを示すものなり(第十四圖のツチナ)此線の名けて骨盤の中央線又は骨盤の誘導線或は骨盤軸と云ふ

第三十七條

良く構造したる正しき骨盤は次に述ぶるが如き件々あり即ち婦人の軀眞直に發育し歩行の方も直路に歩み腰の部は適當に廣く耻骨部と薦骨部は平當に圓形を帯ひ腰部を後の方より視るに最終の腰椎部少しく彎曲し外陰部余り下方に存留せず嘗て成熟胎兒を安く娩出し産後痛風又は骨盤の骨痛に罹らざる等なり渾て婦人の体格外見上は全く異常なくして間々骨盤に異常あるものなり故に實地上最も十分に内部よりも外部よりも善く測りて確なることを知るべし

(乙) 婦人生殖器の論

第三十八條

婦人の生殖器とは人間を蕃殖せしむるの器械にして交接受孕妊娠分娩授乳等に由りて其功用を成すものなり而して今之を分て内生殖器外生殖器とす

外生殖器を更に區別て乳房と外陰部一名耻部となす

第三十九條

乳房は胸廓の前面にあり而して婚嫁期に至れば始めて發育して一雙の半球形をなし而して兩乳房の間に凹陷あり名けて乳間滯と云ふ又乳房を覆ふ皮膚は軟かにして白色し乳房の中央に突出したるものあり名けて乳臍一名乳頭と云ふ其乳臍の周圍

は大概他の皮膚よりも暗色なり名けて臍輪一名乳暈と云ふ又
 乳臍は多くの神経あり且つ是に觸れば前方に憤起する性あり
 而して乳臍の頭には八個より十五個の小さい口あり此口は輸乳
 管の終りにして是より乳汁を排泄す皮膚の下には脂肪組織あ
 りて其脂肪中に腺質あり是即ち乳腺なり而して輸乳管は樹幹
 より小枝の分るゝが如く遂に細き管となる是を細乳管と云ふ
 此管の末端は即ち葡萄の實の如き形をなせり而して乳汁は乳
 腺中を環る血液より製出せられ細乳管を通り輸乳管を経て乳
 臍より出るものなり

第四十條

外陰部一名耻部とは次に述べたる者より成る即ち其一は陰阜其

欠

MISSING

間より突出すること間々あり

〔四〕陰挺一名挺孔は其形圓形にして多くの血管と神経とを有てる小臍なり其位置は小陰唇が前方にて相合する所の皮膚の皺襞内にあり

〔五〕尿道口は陰挺より下の方凡そ二センチメートルの所にありて小隆起状の小裂となりて現はる

〔六〕腔口は腔腔の入口なり此入口は處女に於ては猶狭く且つ一つの小孔ある薄き處女膜に由りて閉づ然れども此處女膜は交接によりて小片に裂け分るゝものなり又他の原因に由りて裂くることあり或は未だ嫁せざる多くの婦人に於ても亦處女膜全く欠くることありて未だ嫁せざる婦人とは信じ難きものあり

〔七〕會陰は甚だしく延張性を有する皮膚より成れり而して會陰の皮下には陰唇繫帯と肛門との間の筋肉あり

第四十一條

内生殖器一名内陰部は左のものより成る即ち

〔一〕腔

〔二〕子宮

〔三〕輸卵管 (兩側にあり)

〔四〕卵巢 (兩側にあり)

〔一〕腔は凡そ九センチメートル曲尺にて三寸西洋婦人なれば十一センチメートルの長さある膜様の曲りたる管にして腔口と子宮との間にあり其内端は稍廣し名けて穹窿部と云ふ又腔は二

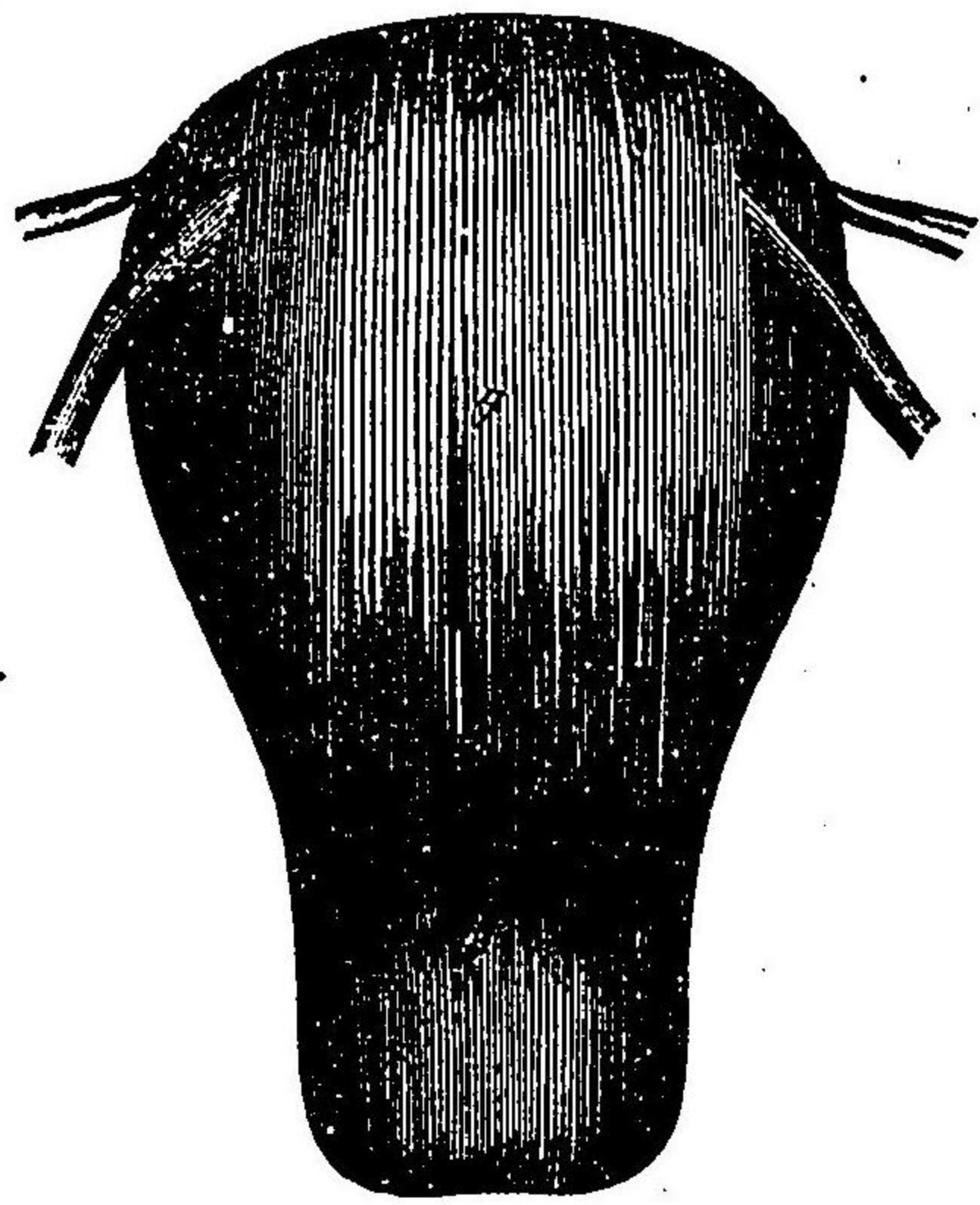
壁あり即ち前壁と後壁なり而して此二壁は密に相接するものなり而して其前壁は尿道及膀胱に其後壁は直腸に接するものなり又腔の兩壁には横の皺壁許多あり故に甚だ擴がることあるも終に再び縮まる性あり又腔の内裏は粘膜にして健全なる時には常に腔を濕し且滑ならしむるための粘液を分泌するものなり

〔二〕子宮は婦人生殖器中の最も肝要なるものにして膀胱の後直腸の前小骨盤の真中にあるものとす子宮の上には腸管あり下方は穹窿部と連接す又子宮は硬き筋肉様のものにして血管多く形は扁平の茄子の如し第十六圖と第十七圖とを見よ長きは八センチメートル曲尺にて二寸六分四厘あり其上部は最も廣

くして五センチメートル即ち曲尺にて一寸六分五厘の幅あり
 而して一度分娩したる子宮は少しく大にして圓みを帯ぶるも
 のなり又子宮は通例前面は平らなれども後面は少しく凸なり
 今子宮を分ちて三部に區別す即ち子宮頸子宮躰子宮底なり
 子宮頸第十七圖のハは子宮の下の方にして其狭少なる所を云ふ
 長さは二センチメートル半即ち曲尺にて八分二厘余なり其外
 面の中央は腔の上端にて取巻かるゝか故に子宮頸の下半部は
 遊離して穹窿内に突出す此突出する所を名けて子宮腔部と云
 ふ第十六圖のケ及び第十七圖のニを見よ

此圖は子宮を前の方より見たるものにして其の大きなり

第十圖



〔テ〕子宮底
 〔タ〕子宮體
 〔ケ〕子宮頸

子宮腔部の末端に一つの小さい孔あり此孔は大概少し横に細長き
 ものなり是を名けて子宮外口と云ふ而して此口に由りて子宮
 腔部は前唇と後唇とに分る其前唇は後唇より少しく下の方に
 突出す第十七圖のヘト及び第十八圖のヨセを見よ又子宮外口

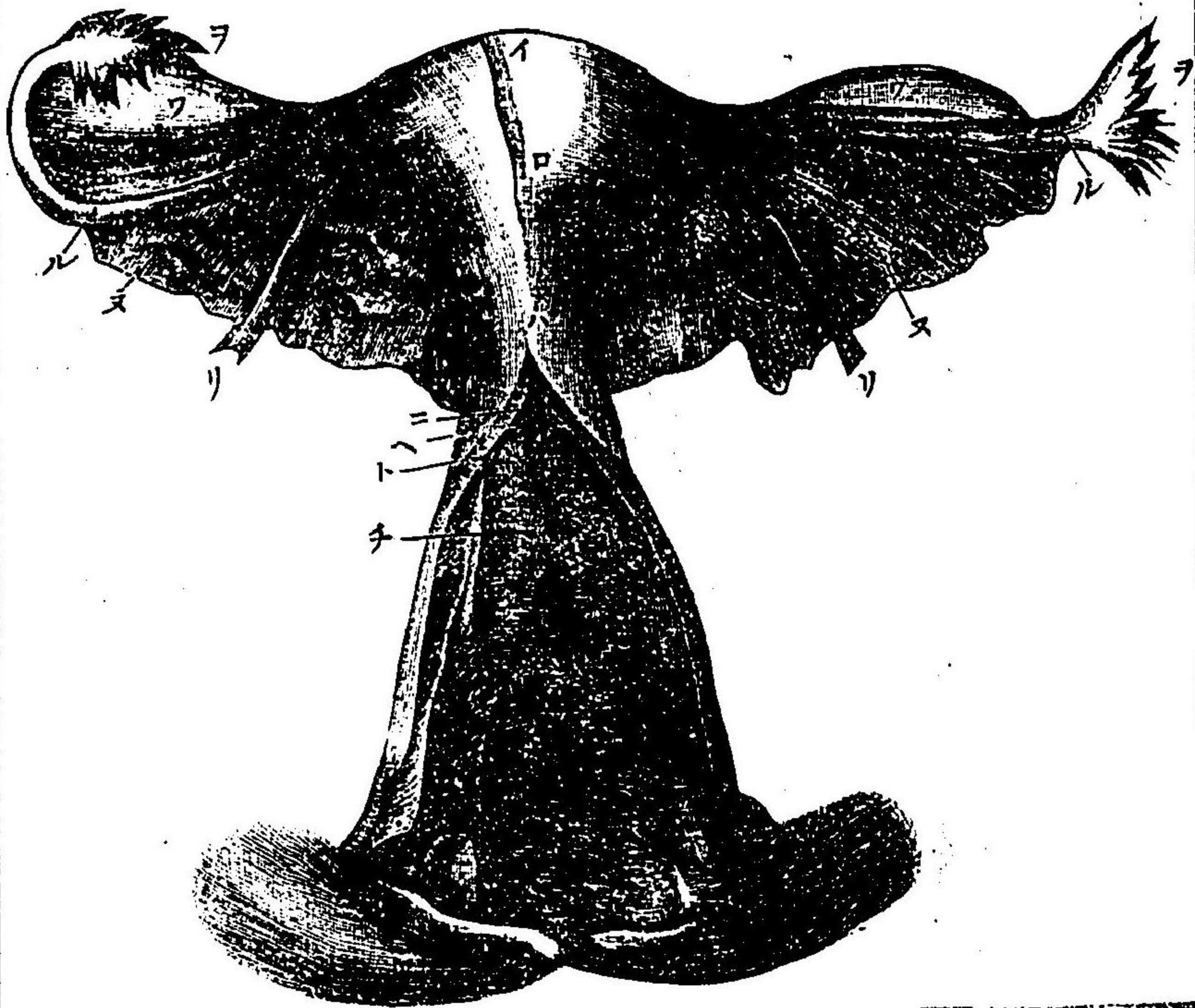
より上の方に向ひて子宮頸部を通す管あり之を子宮頸管と云ふ第十八圖のカを見よ此管は子宮頸より子宮体に移る所に於て甚だしく狭くなるなり此所を名けて子宮内口第十八圖のナを見よと云ふ若し單に子宮口と云ふ時は子宮外口のことを指すものと知るべし

既に分娩したる婦人の子宮頸は凹凸あり前唇と後唇は軟なれども其内に癭痕ありて外口は十分に閉ぢず

子宮體は子宮頸と子宮底との間なる中央の部なり而して其中に空所あり之を子宮腔と云ふ第十八圖のクを見よ其上の方は兩

此の圖は子宮の兩側に附屬器を備へたるもの、膈前壁を切り開き前の方より見たるものなり

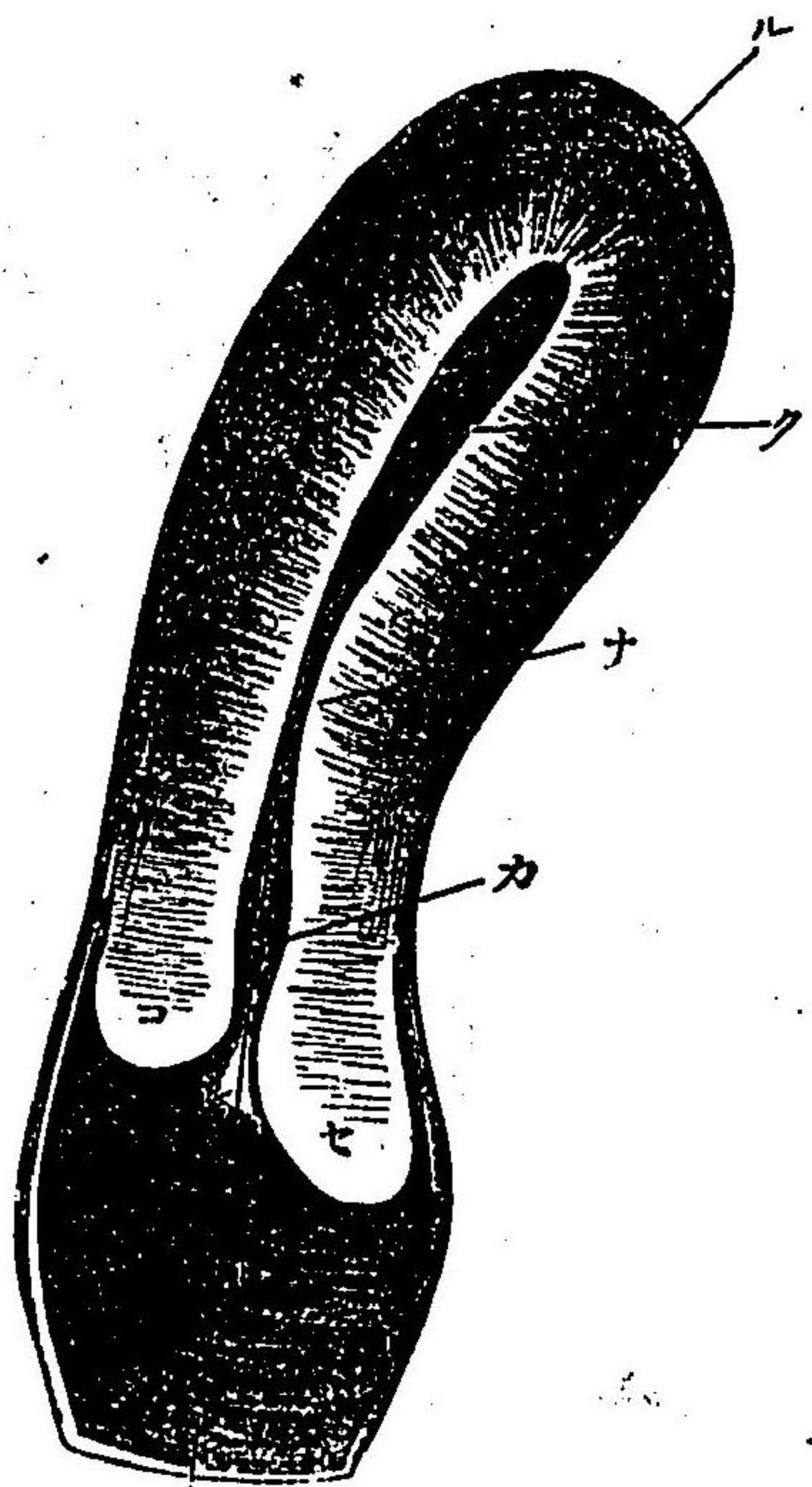
第十七圖



- 〔イ〕子宮底
- 〔ロ〕子宮体
- 〔ハ〕子宮頸
- 〔三〕子宮腔部
- 〔ヘ〕子宮口の前唇
- 〔ト〕子宮口の後唇
- 〔チ〕切り開きたる腔
- 〔リ〕子宮圓韌帶
- 〔ヌ〕子宮扁韌帶
- 〔ル〕輸卵管
- 〔テ〕袪裝
- 〔ワ〕卵巢

此の圖は子宮を縦に切りて切口を側の方より見たるものにして自然の大きさなり

第十圖



- 「ク」子宮腔
- 「ナ」子宮内口
- 「カ」子宮頸管
- 「シ」子宮外口
- 「セ」子宮腔部の前唇
- 「コ」子宮腔部の後唇
- 「ル」子宮の長軸

側ども角度をなして輸卵管に移行する所の孔あり且子宮腔は上方廣くして下の方に行くに従ひ子宮内口に至るまで漸々に狭くなり然して後子宮頸管に移るものなり故に子宮内の腔所は恰も三味線の撥の形をなすものなり而して妊娠せざる平常の子宮腔の大きさは僅に豆粒を容るゝだけに過ぎず又其内壁も子宮頸管の如く薄き粘液膜によりて覆はれ而して月経の時は血液此子宮腔壁より漏洩し子宮頸管を通り腔内に至り終に外の方に流れ出づ

子宮底第十七圖のイを見よは子宮の最上部にして子宮腔の頂格を爲す

子宮を適當の位置に保たしむるは主に左右の子宮扁韌帯と子宮

圓靱帶とに由るものなり而して子宮頸は腔の上端及び膀胱に
付着し且腹膜の皺襞ありて膀胱の後面より子宮の前面に張り
又子宮頸の後面より直腸の前面に張りて子宮の位置を保つ助
をなす

子宮扁靱帶一名廣靱帶第十七圖の又又を見よとは子宮の左右に
ある二枚の腹膜の廣き皺襞なり而して此靱帶に由り子宮を小
骨盤の兩側に固と附着す加之ならず輸卵管及び卵巢も亦此靱
帶によりて固定せらる

子宮圓靱帶第十七圖のりりを見よは子宮の左右にある兩條の圓
き筋肉様の紐にして子宮底の兩側より起り斜に下の前外方に
向ひ子宮扁靱帶の二枚の間を走り腹壁の前下方にあるところ

の鼠蹊管と名くる管の内を通り耻骨の前面に附着す

膀胱の甚しく膨滿する時は子宮脰を強く後の方へ壓迫して之が

爲め子宮圓靱帶は緊張せらるゝものなり

子宮に分布する血管及び神経の大部は子宮頸部に於て其左右よ
り進入し而して扁靱帶の二葉の腹膜間にあり

三輸卵管一名喇叭管第十七圖のルルを見よは二個の薄き膜様の
管にして始めは子宮底より兩方に向て波行し後には下の方に
向ひて行くものにして扁靱帶の上縁を添て二葉の腹膜の間を
通るものなり而して其長さは十センチメートル即ち三寸三分
太さは小き筆の軸位あり最も此管の子宮腔に口を開くところは
最も狭くして中央のところは最も太し而して其遊離端即ち

子宮に附着せざる方の端は膜様の鋸齒の形をなす名けて袼装一名剪彩と云ふ第十七圖のヲヲを見よさて輸卵管の用は卵巢より離れたる卵を手の物を握み取るが如き作用ある袼装に受取り管を通して子宮腔の内へ送るにあり

〔四〕卵巢第十七圖のワヲを見よは二個の平なる長圓形のものにして其大さと形とは恰も梅實の核の如し其位置は輸卵管の下にして子宮の兩側子宮扁鞞帶の後なる一つの皺襞の内に入り又卵巢は數多の大小不同の小胞を保ち而して此小胞の中には蛋白質様の液蛋白質とは鶏卵の白肉の如きものを云ふと一個の卵珠(卵子)また罕には二個の卵珠を含む此卵珠は極めて細なる砂粒の大きにして肉眼にて僅に見るを得べきものなりさて又

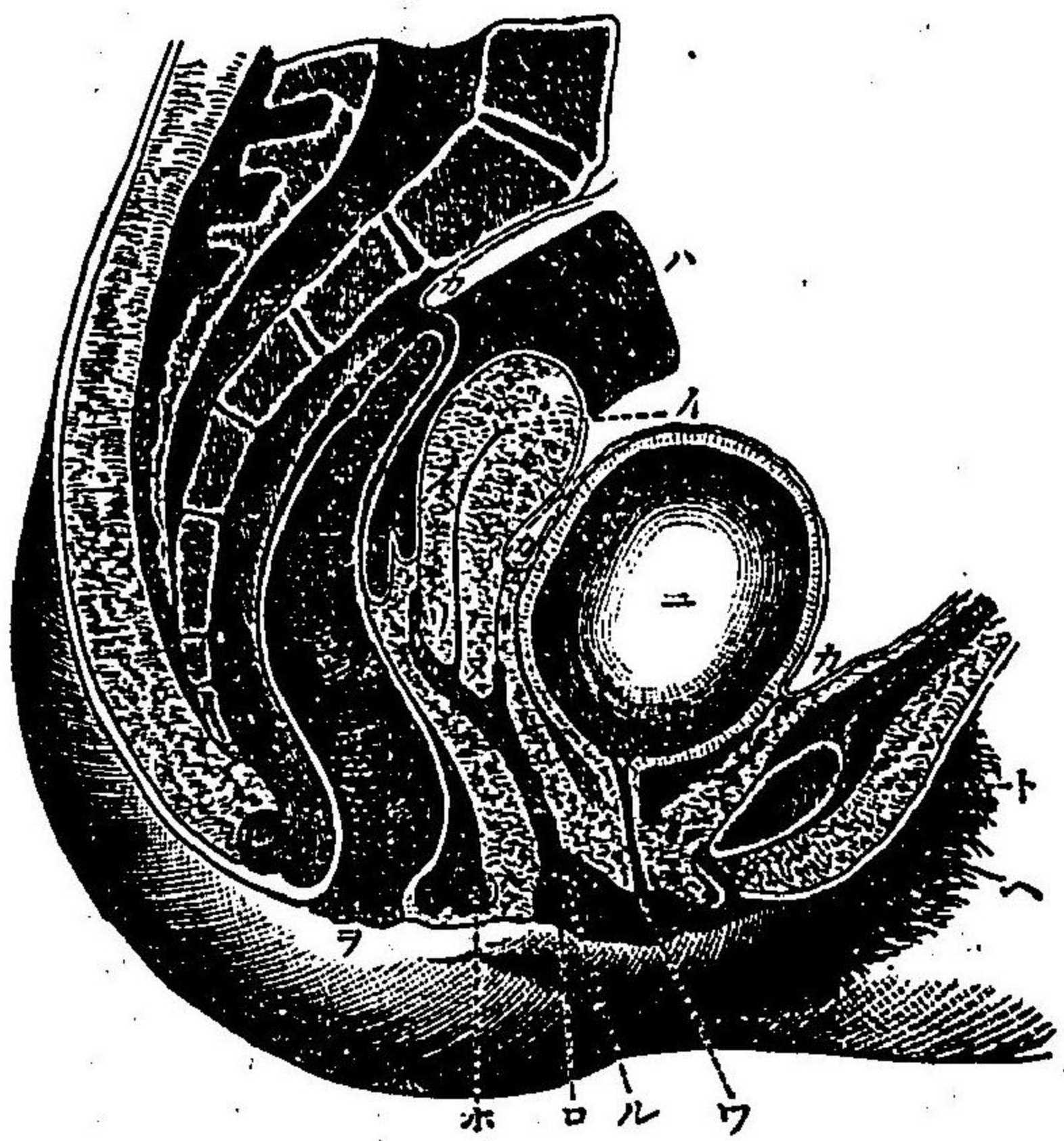
此卵珠若し男子の精液に會時は漸々成長して已まずこれ則ち後來人躰と成るべき一つの萌芽なり又春期發動期より月經の全く止るまで即ち平均滿十四歳半より滿四十五歳に至るまでは小胞時々破裂して卵珠は袼装より輸卵管を通り子宮腔の内に入り達す而して其通行する際男子の精液に會せざれば卵珠は直ちに死するものなり

第四十二條

小骨盤の内には尿道を有てる膀胱と直腸あり
膀胱第十九圖のニを見よは耻骨の直ちに後の方にありて兩側の腎臟より分泌したる尿を輸尿管に由り此に溜るところの器なり其下の方は漏斗の如く狭くなりて尿道に移り行き而して此

此圖は婦人の腰部を縦に切りて切口を示したるものなり

第十圖



- 〔イ〕子宮
- 〔ロ〕小陰唇
- 〔ハ〕直腸
- 〔ニ〕膀胱
- 〔ホ〕會陰
- 〔ヘ〕陰阜
- 〔ト〕耻骨軟骨接合
- 〔チ〕薦骨
- 〔リ〕子宮腔部の後層
- 〔ヌ〕子宮腔部の前層
- 〔ル〕腔
- 〔テ〕肛門
- 〔ワ〕尿道
- 〔カ〕腹膜

尿道は殆鉛筆ほどの太さをなし子宮腔部の前にて耻骨軟骨接合の後を通り少しく曲りて耻骨弓頂の所に至り陰挺の後二センチメートルの所に口を開く之を名けて尿道口と云ふ而して此口より常に尿を洩すなり

直腸は第十九圖のハを見よ子宮と腔との後にあり即ち薦骨岬の左り側に於て左薦腸軟骨接合の前を通り薦骨の凹面の中央に添ひて下り尾底骨の尖端より凡そ三センチメートル即ち一寸ほど前の所に口を開く之を肛門と名づく

第二編

正規の妊娠

第一章

正規妊娠の経過

第四十三條

男子の精液は交接によりて腔と子宮腔とを通り輸卵管或は卵巢まで進み婦人の卵珠と相會す而して通例は輸卵管か又は卵巢に於て出會ふものなり然れども罕には子宮腔にて出會ふことあり之に由りて卵珠結實(胚胎)し其婦人は受胎して妊婦となるなり若し成熟したる卵珠結實(胚胎)せざる時は其卵珠は變化するとなき月經血又は子宮の粘液と共に外方へ流出す

第四十四條

妊娠は受胎に始り分娩に終る而して其経過は大陽曆にて九個月なれば四十週即ち妊娠層にて十個月の間なりされば一ヶ月は四週間即ち二十八日なるか故に妊娠の経過は二百八十日間なり然れども妊娠中此日數に足らずして分娩すること間々あり去とて胎兒既に長く成長して軀大なるものあり又罕には之に反して日數の延びて四十四週間に至り甚たしきは四十六週間胎を保てることあり但し民法人事編第九十一條には婚姻中に懐胎したる子は夫の子とす婚姻の儀式より百八十日後又は夫の死亡若くは離婚より三百日以内に生まれたる子は婚姻中に懐胎したるものと推定すと掲ぐ

第四十五條

正規の妊娠とは結實したる卵珠の子宮腔内に來り此所にて長く成長し加之ならず妊婦も丈夫にて少しも變状なきものを云ふさて又一個の卵珠の結實したるは之を單妊娠單胎と云ひ數個の卵珠の結實したるは之を複妊娠複胎と云ふ即ち二子一名存胎又双胎三子一名品胎四子要胎等なり然れども人間にて五子以上の成熟胎兒を同じ時に結實せしことは昔より今日に至るまで未だ見聞せざるところなり

第四十六條

婦人妊娠すれば(一)卵珠 (二)生殖器 (三)其外婦人身體中に變化を來すものなり

(二)妊娠中卵珠の變化

第四十七條

結實するとなくして成熟したる卵珠の大きさは極めて細小の砂粒位なり肉眼にては殆ど見るとの出來ぬほどにて虫鏡(眼鏡)の類を以て見るとを得るなり而して卵珠は小胞ありて中には蛋白質の液を含む此卵珠發育して即ち胎兒となるなり
卵球結實(胚胎)して四週を過ぐれば大さ鳩の卵ほどになり第八週目には鶏の卵ほどになり第十二週目には雁の卵ほどになり妊娠の末に至れば大人の頭ほどになりて其重さは四千グラムより五千グラム即ち一貫〇五十八匁より一貫三百二十匁と爲るものなりさて卵珠の卵巢より出でたる時は全く平滑なるも結

實すれば直ちに卵珠の周囲の表面に小き毛の如きものを生ず之を名けて吸絨毛と云ふ而して子宮腔内に來りたる卵珠は此吸絨毛によりて子宮腔の凹凸なる壁面に固く附着し加之ならず其榮養も此吸絨毛によりて母の血の中より吸ひ取ること恰も穀物の種が温に濕りたる地中にありて直ちに芽と根とを生ずるが如し。さて又卵珠の中には透明の水の様なる液を含み妊娠第一個月の終りに至れば其液の中には恰も蛆の如き長さ一センチメートルある半月状の小鉢ありこれ後に胎兒と成る可きものなり

妊娠の第二個月の終りに至れば胎兒の長さは凡そ四センチメートル即チ一寸三分二厘にして此時には胎兒の眼既に頭の兩側

に暗色の點となりて顯れ且口の裂目耳の孔鼻の孔等も見ゆ第三個月目には頭頸胸手の指足の趾等も既に判然と區別するを得而して是より胎兒は漸々成長して終に成熟胎兒と成る

此圖は大凡六週より八週に至る卵子の想像圖を示す

〔イ〕吸絨毛を備へたる外卵膜

〔ロ〕後ちに胎盤となるべき吸絨毛の部

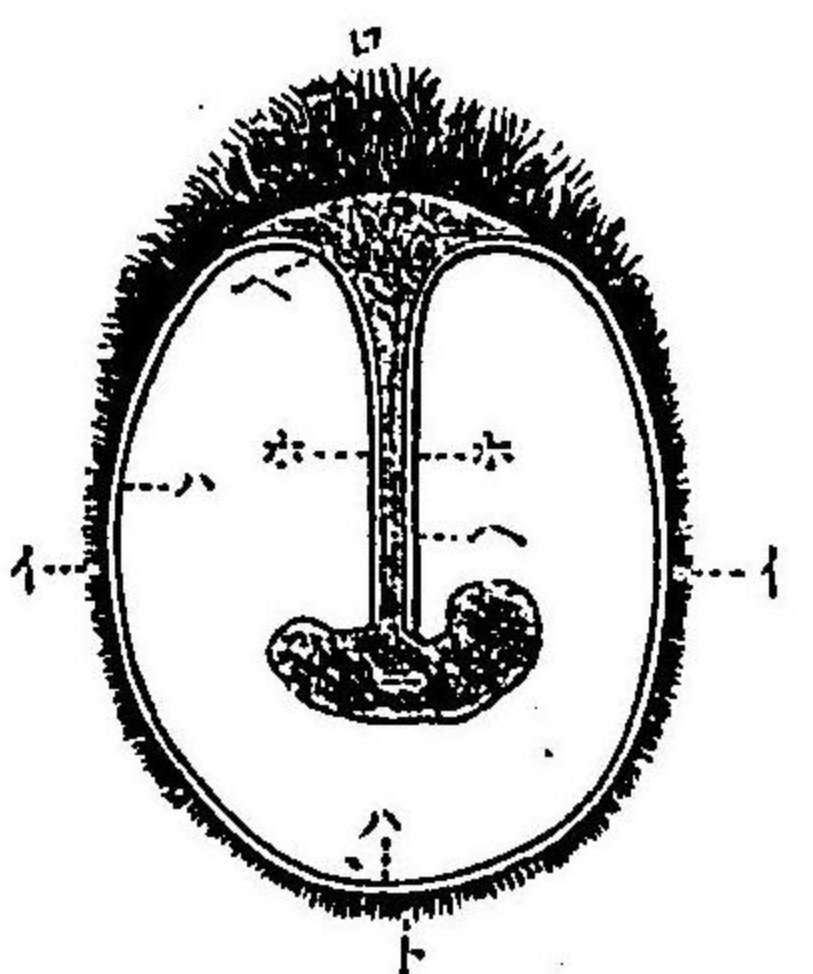
〔ハ〕羊膜

〔ニ〕胎兒

〔ホ〕臍帶鞘

〔ヘ〕胎兒より胎盤へ通る血管の道なり

圖十二第



圖一十二第



此圖は妊娠第二個月半を過ぎたる胎兒にして眞の大きさなり

圖二十二第



此圖は妊娠第三個月の胎兒なり

第四十八條

人間の卵子は左に述べたるが如き部分より成るものなり

- 〔一〕胎兒
- 〔二〕臍帶
- 〔三〕胎盤
- 〔四〕卵膜
- 〔五〕羊水

第四十九條

〔一〕胎兒結實して第一週目のものは甚小くして未だ四肢無し妊娠第三個月目にして始めて人形をなすものなり

妊娠第四個月の終りに至れば胎兒の長さは既に十六センチメートル即ち五寸二分八厘となり生殖器も判然として男女を區別し得べし

胎兒は妊娠の最初より生活すれども妊婦は未だ胎兒の運動を自ら覺ること能はず第五個月の終り即ち第二十週に至りて始めて其運動を知ることを得亦此時に至れば胎兒の長さ凡そ二十五センチメートル即ち八寸二分五厘となる

妊娠第六個月の終りに至れば胎兒の長さ凡そ三十センチメートル

ル即ち九寸九分となり而して其全身の皮膚には細き白色の毛を生ず是謂ゆる毳毛なり

妊娠第七個月の末に至れば胎児の長さ凡そ三十五センチメートル即ち一尺一寸五分となり皮膚は暗赤色にして毳毛あり而して妊娠第七個月即ち二十八週より前に分娩したる胎児は未だ軟弱にして子宮外にて生存すること能はず故に七個月以前に分娩したる胎児を名けて不熟胎児未熟嬰兒又未成嬰兒と云ふ
妊娠第八個月の後に分娩したる胎児は若し善く手當を爲せば遂に生存することを得べし且此頃より妊娠第三十八週の間に分娩したる小兒を名けて早熟胎児早期嬰兒又可成嬰兒と云ふ又妊娠第八個月の末に至れば胎児の長さ四十センチメートル即

ち一尺三寸二分其重さ千五百グラムより千八百グラム即ち三百九十九匁乃至四百七十八匁八分と爲る而して全身の榮養未だ十分ならず皮膚は赤く爪は軟にして薄く手足は臍に比すれば短く臍帶は腹の真中より下の方に附き男子なれば睪丸未だ陰囊内にあらず女子なれば大陰唇の間より小陰唇突出せり且産兒は低き聲にて啼き又常に眠りて冷え易く加之ならず乳を吸ふ力不十分なり或は全く吸ふこと能はざるものあり
妊娠第九個月に至れば胎児の手足圓みを帶ぶ是皮膚の下に脂肪の沈着せると筋肉の十分生長したるとに由るなり此に至れば胎児の手足と臍と相適ひて良き形となり而して皮膚は漸々赤みを失ひ且毳毛の一部も亦消失す

妊娠第十個月に至れば胎兒終に全く成熟す故に妊娠第三十八週
後に分娩したる小兒を成熟胎兒(成熟嬰兒)と云ふ

娩出したる胎兒の長を以て或は正しく妊娠の月を定むることを得
るものなり即ち産兒をしてよく勞り極く如何にも手柔に五軀
を伸して顛頂より足踵までを量り其長を以て妊娠の月の終り
を定むること左の表の如し

- 一個月の終には一に一を乗じ一センチメートルを得る
- 二個月の終には二に二を乗じ四センチメートルを得る
- 三個月の終には三に三を乗じ九センチメートルを得る
- 四個月の終には四に四を乗じ十六センチメートルを得る
- 五個月の終には五に五を乗じ二十五センチメートルを得る

- 六個月の終には六に五を乗じ三十センチメートルを得る
- 七個月の終には七に五を乗じ三十五センチメートルを得る
- 八個月の終には八に五を乗じ四十センチメートルを得る
- 九個月の終には九に五を乗じ四十五センチメートルを得る
- 十個月の終には十に五を乗じ五十センチメートルを得る

第五十條

(二)臍帶は胎兒と胎盤との間を結び附るものにして其中に三個の
血管あり(第二十三圖、第二十四圖を見よ)此血管は胎盤内にある
總ての血管相集りて成ること恰も木の根の相集りて幹となる
が如し而して三個の血管中一個は靜脈管にて二個は動脈管な
り此三血管は皆多少拗れて軟なる膠の如き物にて粘着せられ

且其圍は羊膜より成りたる臍帶鞘にて包る。さて又靜脈管は動脈管より太くして胎兒は此靜脈管に由り養ひ分を含みたる血液を胎盤より受取るなり之に反して二個の動脈管は胎兒の成長するに費したる血液を胎兒より胎盤へ送るの用をなし且此血管に由りて胎兒に不用なる物を細き毛細管の薄き壁を透して母体に送り新たに養分を母体より取るものなり此の如き循環の働きは畢竟胎兒の心臓の働きに由りて生ずるものなるか故に臍帶には必ず脈搏あり而して此胎兒と胎盤との間にありて整ひて亂れざる血液の循環は胎兒の生存に於て實に大切なることと言ふまでもなく一朝何かの原因にて其循環を五分時間以上絶つことあれば胎兒は必ず死するものなり又臍帶の長

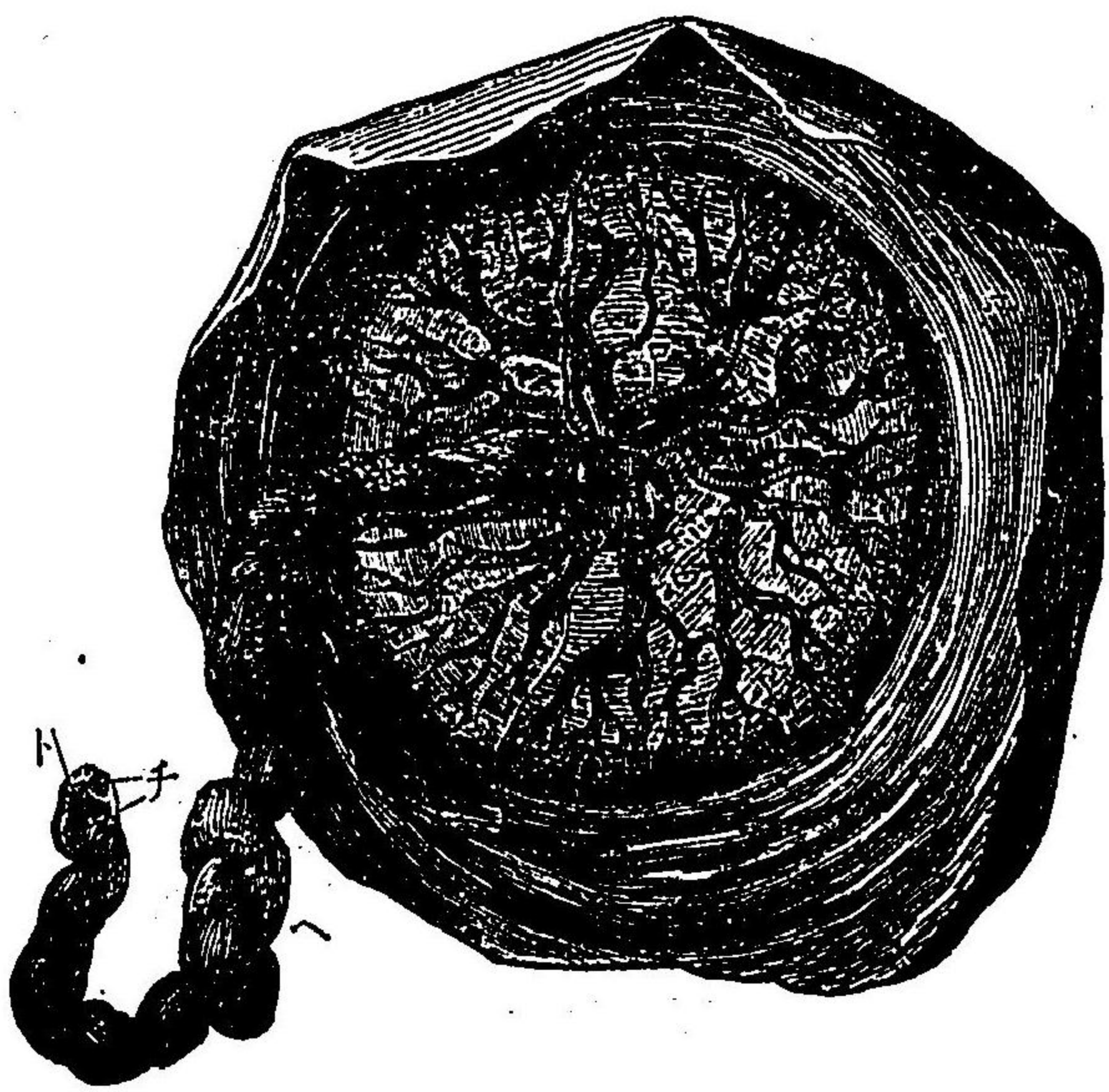
さは人々不同にして定らず然れども凡そ胎兒の長さと同なり故に成熟胎兒の臍帶の長さは凡そ五十センチメートル即ち一尺六寸五分なり又時に由りては臍帶の結ぶることありて恰も一條の紐を結びたるが如し名けて眞結節と云ふ第二十三圖第二十四圖を見よ又膠質結節一名假結節と名くるものあり是は臍帶の一部に膠の如きもの許多集りて瘤状をなしたるものなり又血管結節と名くるものあり是は血管の一部擴がり且弛りて瘤状をなしたるものなり

第五十一條

三胎盤は脆き海綿様のものにして細き血管と太き血管と無數に相集りて成る而して此血管は卵珠の吸絨毛に由りて子宮壁に

附着するや否や直ちに發生を始むるものにして且卵珠の子宮と附着せる所は發生最も盛んなり又胎盤の縁は中央より漸々薄くなり其形は大概圓きものなれども時によりては橢圓の形をなし或は胎盤縁は凹凸波動の形をなすことあり夫より臨月に至れば其大さは凡そ十五センチメートルより二十センチメートル即ち四寸九分五厘より六寸六分となり其厚さは二三センチメートル即ち七八分となり其重さは凡そ五百グラム即ち百三十二匁三分ばかりとなる而して胎盤の外面は粗糙にして數多の溝に因り小片に分たれ子宮の内面に附着す且其各の小片は無數の血管より成り此血管に由りて胎兒は母の血液中より其成長に入用なる物を吸ひ取り其最早不用となりし物を母

圖 三 十 二 第



此圖は胎盤の内面及び臍帶を示す

- 〔ロ〕臍帶の動脈管
- 〔ハ〕臍帶の靜脈管
- 〔ニ〕卵膜
- 〔ホ〕臍帶
- 〔一〕臍帶の臍結切
- 〔下〕臍帶の靜脈管の切口
- 〔チ〕二個の臍帶動脈管の切口
- 〔リ〕羊膜

第二十四圖



此圖は胎盤の外面及び臍帶を示す

(一)胎盤の外面

(二)卵膜

(三)臍帶

(四)臍結節

(ナ)臍帶靜脈管

(ハ)二箇の臍帶動脈管

の血液中へ送るの用をなす又胎盤の内面は胎兒に向ひて卵膜より掩はれ而して渾て臍帶の方に向ひて漸々相集る太き血管を顯せり

卵珠は吸絨毛により大抵子宮腔の前壁か後壁の直中に附着する

ものにして此部に胎盤を發生するものなり

胎盤は卵子中の最も肝要なる一部分なり何となれば胎兒の養は

主に胎盤に由りて母の血液中より受くるが故なり而して胎兒

は此胎盤に由りて成人の消化器と呼吸器との働きに適ふもの

なれば胎兒の成長する度合は主として胎盤に關係するものな

り

第五十二條

〔四〕卵膜は口の無き囊にして二枚の薄き膜の密に相重りて成るものなり其外の膜を名けて外卵膜と云ふ妊娠第一個月の頃には此外卵膜に吸絨毛あり夫より第三個月に至れば大概消え失するものなれども胎盤と成る所の一部の吸絨毛は終に失することなし然れども此時尙ほ或所には其痕跡を残すことあり又外卵膜の外表面は妊娠中子宮の内面と附着するものなれば分娩後も尙ほ外卵膜の外表面に子宮粘液膜の一部剝れて附着することあり之を名けて脱落膜と云ふ又其内の膜を名けて羊膜と云ふ羊膜の中には羊水臍帶及び胎児あり又羊膜の臍帶を被ふ所を名けて臍帶鞘と云ふ胎盤卵膜及び臍帶は胎児の分娩したる後に出るものなれば是等

を總て後産一名娩隨といふ

第五十三條

〔五〕羊水は元來透明にして一種の臭ひある液なるも後には胎児の排泄物に由りて濁るものなり而して羊水を胎児と比較するに妊娠の五箇月前は六個月後よりも多し又羊水の量は順當の産にても甚だ不同なり然れども凡そ五百グラムとす半リツテル即ち二合八勺餘又羊水は胎児に甚必用なるものにして第一胎兒胎盤及び臍帶の血行を壓迫せられ其妨害を蒙るに際しこれを防ぎ胎児の營養を助るの用あり故に産婆の輕卒に早く卵膜を破り羊水を流出せしむることは大なる誤なり第二胎兒の四肢を自由に運動するに必用なる場所を得せしむる用あり第三

胎兒の密に接したる所の癒着を防ぐの用あり第四胎兒の母より受くる劇しき動搖を防ぎ又は胎兒の下肢にて劇しく衝突して起る母胎の痛みを和らぐる用あり第五其外羊水は分娩の時肝要なるものなり此事は後章に述ぶべし

時によりては羊膜と外卵膜との間又は外卵膜と脱落膜との間に水液の溜ることあり甲を中間羊水といひ乙を假羊水と云ふ此假羊水は妊娠中既に流れ出るもありて分娩の初期と誤認することあり

第五十四條

通例の成熟胎兒〔成熟嬰兒〕は次に述ふる件々を備ふ即ち胎兒の長さは四十六センチメートルより五十センチメートル即ち一尺

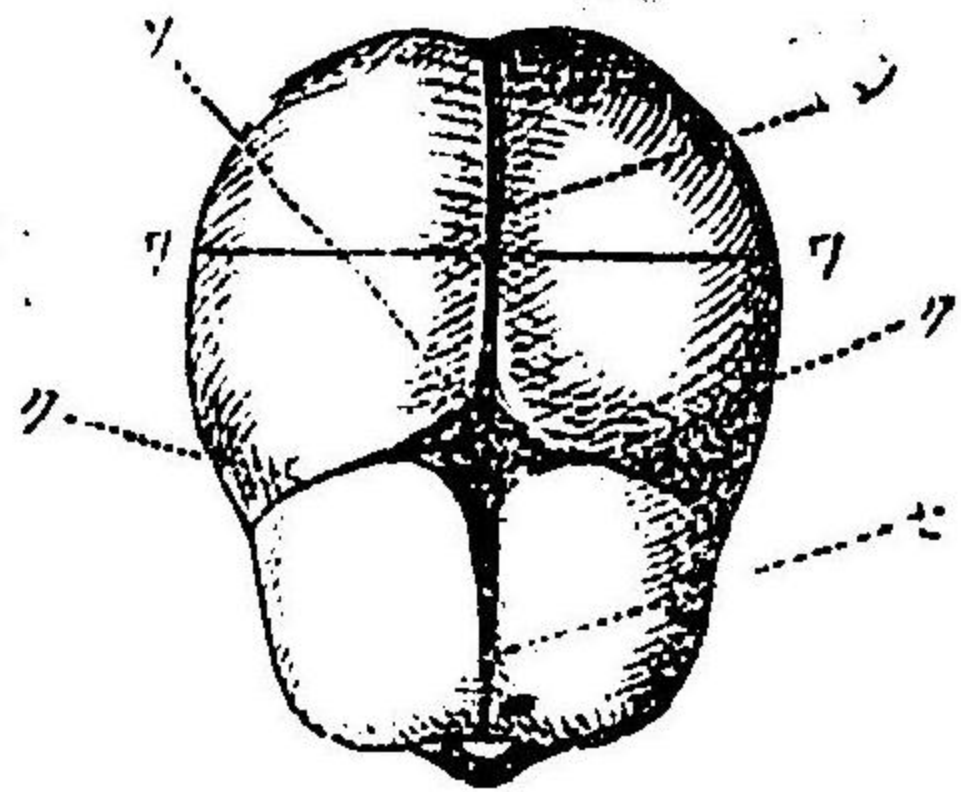
五寸二分より一尺六寸五分に至る日本の成熟胎兒は凡そ平均四十八センチメートル三ミリメートルなれども西洋の成熟胎兒は平均五十センチメートルなり重さは凡そ二千八百グラム即ち七百四十匁七分なり西洋人は凡そ三千二百五十グラムなり皮膚は淡赤色にして手の爪足の爪硬く共に指の端より出づ上肢下肢は適當に太りて圓みをなす頭と軀とは良き適合をなし頭蓋骨は固く結合し頭は毛にて蓋はれ又男子なれば陰囊の内に睪丸あり女子なれば大陰唇にて小陰唇を被ふ肩の廣さは凡そ十一センチメートル即ち三寸六分三厘あり西洋人なれば十二センチメートル腰の廣さは凡そ九センチメートル即ち二寸九分七厘あり西洋人なれば十センチメートル又健康なる成

熟胎兒は分娩すれば直ちに高聲を發して啼き眼を開きて手足
 を劇く運動し次て直ちに大便と小便とを泄す其大便は帶黒綠
 色をなし粘液様の粥の如くにして腸中にあるものなり之を名
 けて胎屎胎糞と云ふ斯くの如き初生兒は其母之を抱き上れば
 直ちに乳を尋ね能く之を吸ふ
 初生兒の皮膚は大概白色にして粘りたる脂肪の如きものにて所
 々を覆はる之を名けて胎兒皮垢胎脂と云ふ俗にひえと云ふ是
 は主に胎兒の皮膚中にある皮脂腺皮脂腺とは皮膚の内に入り
 て軀の表面に湧き出づる脂肪を製する器械なりの分泌したる
 ものなり

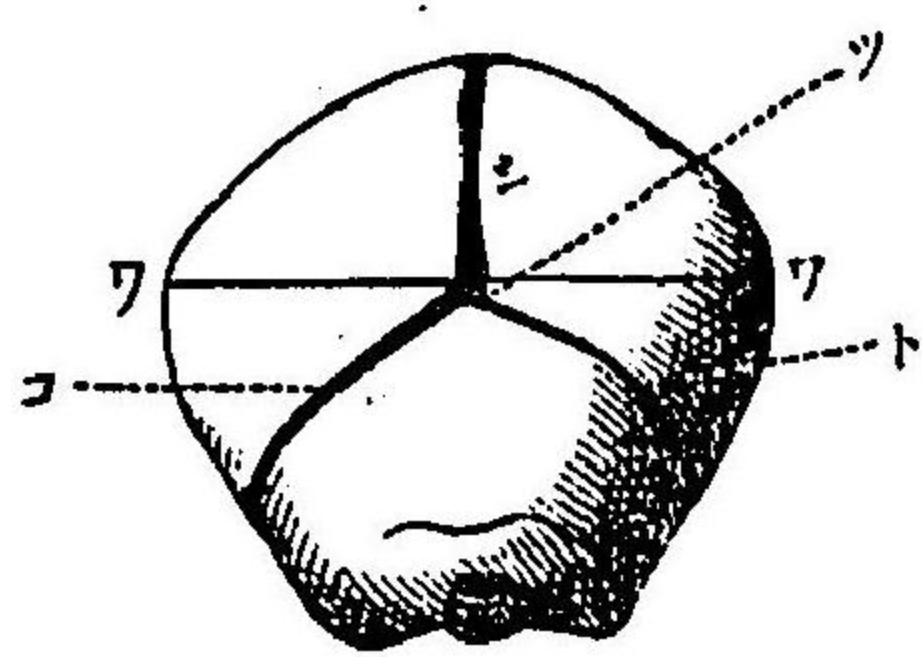
第五十五條

初生兒の軀中最も大切なる所は頭蓋なり何となれば頭蓋は其周
 圍最も大にして硬き所なれば分娩の時母の骨盤を通るに甚だ
 むづか敷ゆえなり
 初生兒の頭蓋は七個の骨より成る即ち二個の前頭骨二個の顛頂
 骨二個の顛顛骨一個の後頭骨なり此七個の骨は大人の如く鋸
 齒狀齧縫によりて密に結合するにあらずして唯膜によりて弛
 く結合す故に分娩の時は骨縁と骨縁と相重りて頭蓋の周圍著
 しく小くなるなり而して胎兒の頭蓋骨の移動し易きものは骨
 盤内を通り過るも亦易きものなり其膜によりて連ねられたる
 齧縫も亦大人の如く齧縫一名縫合と名づけ之を左の如く區別
 す

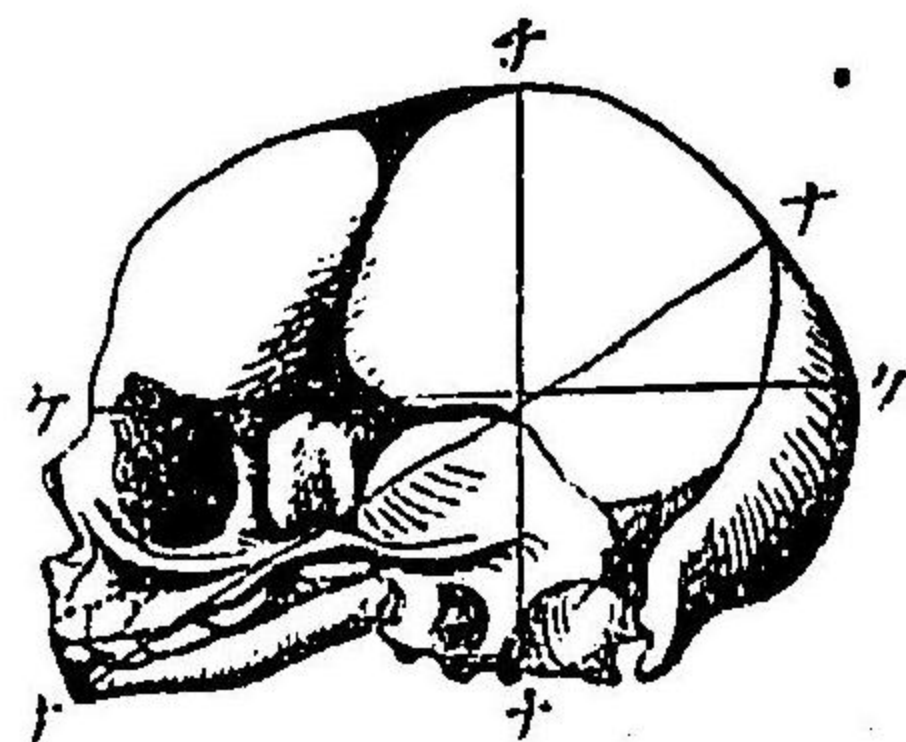
圖五十二第



圖六十二第



圖七十二第



第二十五圖 第二十六圖 第二十
七圖は初生児の頭蓋の断線。額門
及び径線を示したるものなり

- 〔モ〕前頭断線
- 〔シ〕矢状断線
- 〔ソ〕大額門
- 〔チチ〕鉛直線
- 〔ケケ〕直径線
- 〔クク〕冠處断線
- 〔コト〕後頭断線
- 〔ツ〕小額門
- 〔ヲヲ〕横径線
- 〔ナナ〕斜径線

〔二〕前頭断線(前頭缝合)は左右の前頭骨の間にある合目を云ふ(第二十五圖のセを見よ)

〔三〕冠處断線(冠状缝合)は額頂骨と前頭骨との間にある合目を云ふ(第二十五圖のククを見よ)

〔四〕矢状断線(矢状缝合)は左右の額頂骨の間にある合目を云ふ(第二十五圖のシを見よ)

〔五〕後頭断線(後頭缝合)は左右の額頂骨と後頭骨との間にある合目を云ふ(第二十六圖のヨトを見よ)

其外頭蓋骨には断線相合したる所に於て唯膜のみにて覆はれたる開口の場所あり其前頭断線と冠處断線と矢状断線と相合して出来たる開口の場所を大額門一名前額門或は四角額門(俗に

ひをむきと云ふと云ひ第二十五圖のツを見よ矢状嚙縫と左右の後頭嚙縫との相會したる開口の場所を小顙門一名後顙門或は三角顙門と云ふ第二十六圖のツを見よ又顙顙骨の前と後とに兩側各前後二個の側顙門と名くるものあり

初生兒の頭蓋に四個の徑線を設く

(一)鉛直線第二十七圖のチチを見よは顙頂の最も高き所より後頭孔までの間にして凡そ九センチメートル即ち二寸九分七厘の長さあり然れども此鉛直線は生活せる小兒にては測ること能はざるなり西洋の小兒なれば十センチメートルあるなり

(二)横徑線第二十五圖と第二十六圖のワヲを見よは一測の顙頂骨より他側の顙頂骨に至るの間最も廣き所を測りたるものに

して八センチメートル九ミリメートル即ち二寸九分四厘の長さあり西洋の小兒なれば九センチメートル半あり

(三)直徑線(縱經)第二十七圖のケケを見よは眉間より後頭骨の最も突出したる所までの間にして十センチメートル七ミリメートル即ち三寸五分三厘の長さあり西洋の小兒なれば十二センチメートルあり

(四)斜徑線第二十七圖のナナを見よは顙より小顙門までの間にして十三センチメートル即ち四寸三分の長さあり西洋の小兒なれば十三センチメートル半あり

初生兒の頭蓋の最も大なる周圍は眉間より顙頂骨を過ぎ後頭に至るの所にして三十一センチメートル半即ち一尺四分なり西洋

洋の小兒なれば三十四センチメートルあり

第五十六條

胎兒は子宮内にて定まりたる状態をなすものなり

(一)體位一名位置

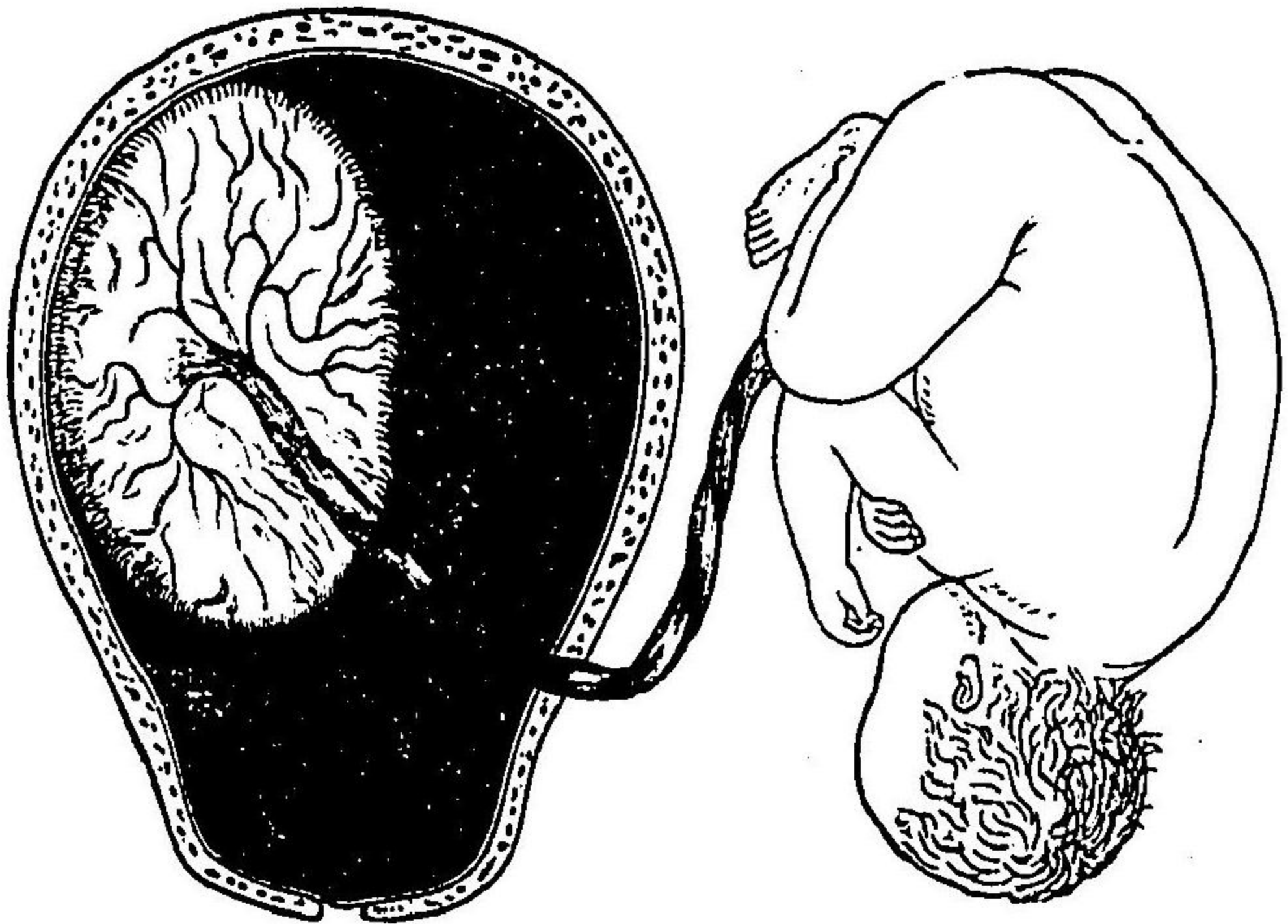
(二)體狀一名胎勢

(三)體向

(一)胎兒の體位は妊娠の前半期に於ては子宮内に在て屢々容易に變化す何となれば胎兒は多量の羊水中にて自由に運動し得ればなり然れども妊娠の月の重なるに従て胎兒の頭は子宮の下部に向て安置するものなり而して妊娠の後半期に至り胎兒は漸々成長すれば子宮腔は益々狭少となり胎兒は一定の體位を

取るものなり然れども甚稀には分娩に至るまで體位の變化することあり
胎兒若し子宮の内
に於て縦に居る
時は之を平常と
して良き體位と
なす之を名けて
縦體位と云ふ此

第二十八圖



此圖は胎兒の體位にして平常の體狀を以て卵圓形をなしたる子宮に應ぜるを示すものなり

胎位にては胎児の頭は大概下の方にあるものなれども罕には尾底部又は足を下の方へ向くことあり

二 胎状一名胎勢とは胎児各部の位置の有様を云ふ通例胎児の形は前の方に曲りて妊婦子宮の卵圓形に應じ且つ最も小さい形をなす而して其頭蓋は卵圓形の尖りたる方に向ひ腰と足とは其廣き方に向ひ脊は甚だしく曲り頭は俯みて願は胸に近づき上肢は胸の前に縮まり下肢は腹に寄りて膝折れ跟は尾底骨に近づけり

妊娠第五個月の前は胎児未だ小くして割合には羊水多く從て胎児の伸る丈の場所あるが故に其胎さほど強く屈せず然れども漸々成長して妊娠の末に近ければ羊水の量胎児に比して減ずる

が故に其胎漸々壓屈せらる

三 胎向とは胎児の背が母胎の何れの方に向けるやの方向を察するを云ふ語を易へて之を言へば胎児の骨盤より先つ出んとする部分の向を云ふ

第五十七條

二子の妊娠は通例二つの胎児とも胎盤卵膜羊水及び臍帶を一個づゝ有つ即ち二個の卵子の相接して成長したるものなり然れども卵膜胎盤は二個互に癒着するものとす又罕には一卵珠中に二子あることあり即ち一つの外卵膜を以て一個の胎盤と二個の胎児とを包むなり然れども羊膜羊水及び臍帶は二胎児各一個づゝを有つ其外甚た罕には各一個づゝ臍帶を有てる二個

の胎兒が一個の羊膜中にありて一個の胎盤を共有するものあり又は通例複妊娠の胎兒は單妊娠の胎兒より小きを常とす加之ならず複妊娠の胎兒は大小互に同じからざるものあり而して其胎位は定まりなきものとす

三子四子に於ても其有様亦二子と同じきものなり

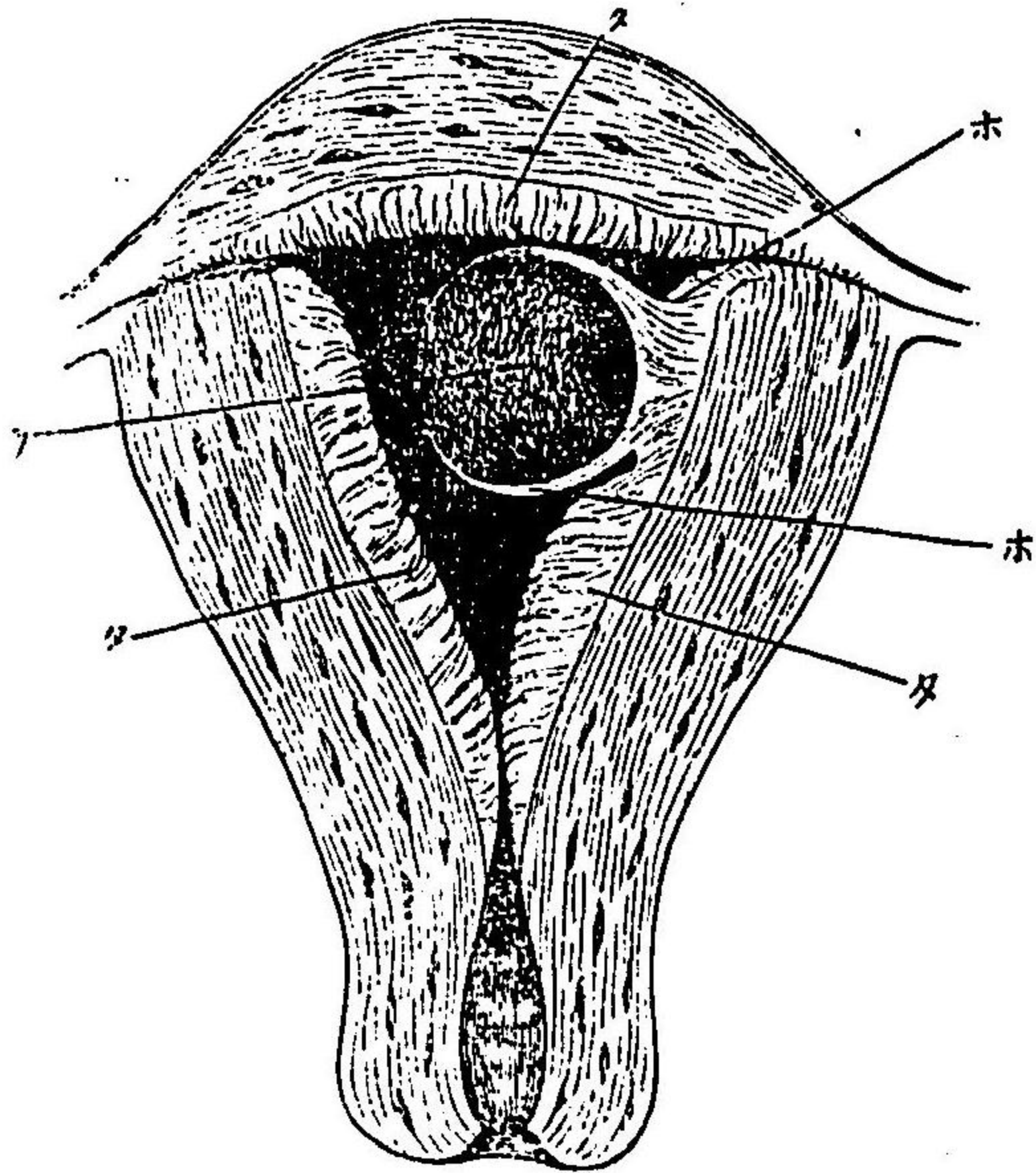
二二 妊娠の爲め女子生殖器に發する變化

第五十八條

結實したる卵珠の成長するに當り子宮内腔の粘液膜變化して血液に富み且つ其厚さを増す此粘液膜を名けて脱落膜一名篩狀膜と云ふ何となれば此膜は數多の小粘液腺開口して恰も篩の如き形狀をなす故なり又結實したる卵珠が子宮内腔に達する

や否や直に軟なる脱落膜内に沈着し而して其沈着する所は大抵子宮の前壁或は後壁の上部にあるも

圖九十二第



此圖は妊娠第三週の末に於て卵珠の脱落膜中に沈着したるものにして眞の大きを示したるものなり

(タタタ) 脱落膜

(ホホ) 翻轉脱落膜

(ラ) 卵珠

又或時は榮養物を得易きが爲に血液の最多き所に沈着することあり脱落膜も亦甚だ速かに翻りて卵珠を取り巻く之を名けて翻轉脱落膜と云ふ此膜は後産中の外卵膜の外面に附着すれども自然に剝がるゝことあり

第五十九條

妊娠すれば子宮の壁厚くなりて血液に富むものなり是新に筋纖維の生ずるのみならず其數甚だしく増し動脈管及び靜脈管も亦新に生ずるが故なり且つ胎盤の附着したる所は殊に甚しとす而して子宮は血液に富めるが故に自ら溫度を増して青赤色となり又此血液に由りて養分を卵子に送る

第六十條

妊娠の末に至れば子宮の長さ凡そ三十一センチメートル即ち一尺二分廣さ凡そ二十二センチメートル即ち七寸三分厚さ凡そ十八センチメートル即ち六寸となる西洋婦人の子宮は長三十四廣二十四厚二十センチメートル又子宮は漸々其形を變ずるものにして妊娠第三個月以後は殆ど球形をなし第六個月以後は卵圓形をなす又子宮頸の部は弛緩して軟かになり且粘り強き粘液を多量に分泌して頸管内を閉ることあり又子宮頸は短くなり殊に初妊婦の妊娠の末には唯小き縁をなすのみにして子宮の下半分即ち子宮内口に近き所の壁は廣がりて薄くなり子宮外口は小さく圓き孔となるなり又嘗て分娩したる妊婦の子宮頸部は通常厚くして唇状をなし其前唇と後唇とは間々不平

にして截痕あり此截痕は以前分娩の時に裂けて治りたる癍痕
或は又粘液膜の皺に由りて成れるものなり又妊娠日を重ぬれ
ば子宮外口開くのみならず第三十五六週の後には子宮内口も亦
屢々開くものとす其大さは指を差し入れて卵膜に覆はれたる
胎児の前の方へ出たる部に觸るべき程なり

第六十一條

妊娠したる子宮は位置も亦變ずるものなり即ち妊娠の初め三個
月間は漸々骨盤内腔を滿せども第四個月に至れば小骨盤より
大骨盤に向ひて漸々昇り始む是子宮の最早小骨盤内にて成長
すべき場所なきが故なり而して終には子宮は助骨縁まで達す
又妊娠第九個月の終りに於て最高く昇り十個月に入れば再び

降り且腹壁の方へ突出す此時胎児の下向部即ち子宮口の方へ
對する部分は小骨盤内に入し且つ子宮口は後の方へ向ふ而
して十個月の終りに至り妊娠は經過して終に分娩に移行す

第六十二條

凡そ婦人妊娠すれば其間は月經全く來らざるものなり罕には妊
娠中月經の如く血の出るものあれども甚だ不順にして月經と
は異なるものと知るべし

第六十三條

腔壁も亦妊娠すれば平常と變りて血液に富み軟に且つ温かにし
て青色となり其分泌物を増す陰唇は腫たる如くなりて間々廣
がりたる血管を見ることあり乳房は膨み乳腺軟になりて房内

に刺々たる感覺あり其上乳腑突出し腑輪軟に且つ暗褐色となり而して腑輪部の皮膚腺突出す夫より妊娠第十箇月に至れば早既に乳房より薄き乳初乳を出す乳房及び其近邊の皮下にある血管は青色線となり漸々明かに現はるゝものなり

腹部の皮膚には其膨脹の爲め發する青赤色の腺條を生ず之を名けて新生線といふ且つ經妊婦二度以上妊婦したる婦人をいふには白色の癍痕あり以て初妊娠と區別す又腹壁の中央線は暗色となるこれを名けて褐色線と云ふ

三三 妊娠中婦人の体内に發する變化 第六十四條

抑も妊娠は病にあらずして天理の然るものなれば妊娠の爲め妊婦の体内に變化を發すべきものにあらざれども間々次に述るが如き一二の變狀を暫時の間發することあり

二 神經及び精神に付きては即ち齒痛頭痛腰痛或は動すれば卒倒し暫時の間發熱したるが如き感覺をなし睡眠不安氣分變り易く泣易く哀み易く最も罕には非常に氣分爽快となり記憶力衰ふる等なり

三 血行器に付きては血液の頭部と胸部とに集まるが故に眩暈綱血恐怖胸内苦悶心悸尤進等を發す

三 消化器に付きては惡心嘔吐惡阻殊に早朝空腹なる時の嘔氣平常好める食物又は飲食物肉類茶等を嫌ひ之に反して常に嫌ふも

のを好み或は食物にあらざるものを欲し(米土炭等)津唾多きに過ぎ(糟雜)を發し又は便秘し易き等なり

〔四〕泌尿器に付きては尿意頻數(度々)小用に行きたき心持あること(尿失禁)自然に尿の洩れ出ること(尿の異常性質)尿中にある性分の變ること等なり

〔五〕皮膚に付きては即ち皮膚の腫み汗の異常(顔蒼白にして黄色を帯び)又時によりては顔色光澤(良)くして健康なる様子をなすこと(其外)夏日斑を發し又は顔頸胸等に褐色又は黄色の斑點を生じ(腹の中央)に暗褐色の線を生じ(下肢)の靜脈管廣がりて青色となり(又)腹(上肢)乳房等の皮膚緊張するが爲め(白色)又は(赤色)の癢痕様の線(即ち)妊娠線を生ずることあり

〔六〕全身の模様(に)付きては即ち(下腹)は(妊娠)第四個月より耻骨の上(に)著しく(膨脹)を顯し(而して)妊娠の末に至れば(腹)は(前)の方に甚だしく(膨脹)するが故に(軀)を(後)の方へ(反)して(其)權衡(を取)るものなり(又)腰部(臀部)上(腿)等は(肥)え(肩部)上(肢)頸部等は(瘦)するを常とす

第一章 妊娠の徴候

第六十五條

大約婦人の妊娠せしや否やを判断するは間々誤り易きこと多し何となれば病氣によりても亦妊娠の如き徴候を暫く發することあればなり例へば下腹の腫物腹水子宮水腫月經血の子宮内に溜溜する等は婦人自らも亦妊娠と思ふことあるものなり今妊娠の徴候を區別して三種となす即ち不確徵半確徵確徵是なり

第六十六條

不確徵とは徴候中全く信じ難きものを云ふ即ち第六十四條に述べたる如き平常の様子異なること神經及び精神の變化循環

器の變化消化器の變化泌尿器の變化皮膚に發する變化等なり

第六十七條

半確徵疑證とは生殖器に發する變化の徴候を云ふ即ち左の如し

(一) 凡婦人平生健全にして月經正順なるもの若し月經の閉止することあれば即ち半確徵とすべし然れども或は病氣ある婦人又は授乳せる婦人は久時月經のなき者あり

(二) 子宮の増大すること軟化する事子宮頸部の短くなること子宮外口の圓形になること

(三) 腔壁の青色になること

(四) 子宮の血管雜音を發すること妊娠第四箇月の終り或は稀には其以前大抵は妊娠せる子宮の側方に於て一種礙るが如き雜音

を聴く而して此音は母胎の脈と同數同時に發するものなり
〔五〕乳房の變化すること。乳房、腋輪の變化すること

第六十八條

確徴とは胎兒の爲めに發する徴候を云ふ即ち左の如し

- 〔一〕胎兒の諸部を觸れ知ること
 - 〔二〕胎兒の運動を觸れ知り又は聽き知り或は視知ること
 - 〔三〕胎兒の心音を聞き取ること
 - 〔四〕臍帶雜音を聞き取ること
- 右の確徴中一個を得れば已に必ず妊娠たることを定む可し然れども四個の確徴皆何れも妊娠第六箇月に入りて後始めて發するものなればそれより前には妊娠なることを確と定むること

能はず又甚だ罕には妊娠第十箇月に至るも確徴を知るに困難なることあるのみならず全く知る能はざることあり

今産婆自ら妊娠の一個の確徴となるべき胎兒の運動を知れば必ず妊娠と定むべし然れども之に反して妊婦自ら腹中に胎兒の運動を感じたるを以て妊娠と定むるは大に誤ることあり何となれば腹壁又は腸管の痙攣運動を發したる時腸管内に屁氣ある時腸管内に虫ある時腫物又は腹水を發したる時等皆胎兒の運動と同様の状態を感じることあればなり而して此の如き状態を胎兒の運動と誤るは殊に妊娠を望む婦人に多きものなり又妊娠第十箇月に至れるも胎兒の運動を全く感ぜざることあり或は之を感ずるも不明なることあり

第六十九條

二子の確徴は二個の心音を二個所に於て異同の數を聽き取るか
或は内診外診に由りて觸れたる胎兒の部分符合せざる時例へ
ば下の方に一個の頭に觸れ上の方に他の一個の頭に觸れ
或は二個の脊に觸れ或は多く胎兒の手足に觸るゝ時は二子と
定むべし

第三章

妊娠經過時期の確定

第七十條

婦人の妊娠してより今日に至る迄幾何の月日を経たるか又分娩
はいつ頃なるかを定むるには産婆妊婦につきて先づ次の事を
問ひ尋ね而して後に十分診察を施すべし
妊婦に向て問ふべきことは即ち受胎せしときはいつ頃なるか最
も終りの月經ありしはいつ頃なるか胎兒の運動を感ぜしは
いつ頃なるか子宮底の下の方に下りしを氣付きしは大凡いつ頃
なるか等なり

第七十一條

妊婦受胎したる日を知るときは妊娠の經過は受胎せし日より九

個月間を加へるか或は受胎したる月日より三個月を減ずるなり例へば三月一日に受胎すれば分娩は十二月一日にあることと思ふべし

最終の月經閉止したる月日を知る婦人は受胎したる日を知るものより甚多し而して受胎は最終月經の第一日より早くとも七日の後にあるものゆる分婉の日を知らんと欲せば先づ最終月經日より七日を繰り伸ばし即ち七日を加へ然る後九個月を加へるか或は三個月を減ずべし例へば十月二十日に終りの月經始るとすれば受胎は十月廿七日にして分婉の日は翌年七月二十七日と思ふべし

妊婦は通常妊娠の半に於て胎兒の最初の運動を感ず故に分婉前

凡そ十九週即ち四個月半にあり然れども此法は不確なるものとす何となれば常に氣付けぬ婦人又は感覺少きものは屢々胎兒の初運動を遅く感ずることあり又全く感ぜざることあり子宮底の下の方へ降るは通常分婉より大凡四週前に發するものなり

以上の法に由り妊娠の經過を算するも唯其大積を知るのみ何となれば最終月經後より閉止したる月經前までの間何時受胎したるや知る能はざればなり故に一週間位の差異を生ずるはまた少しとせず即ち二百八十日の平均日數より多くは多少延伸することあり或は短縮することあり

第七十二條

妊婦の自ら妊娠第何個月といふは屢々違ふことあり又時として
は妊婦求めて虚言することあり故に之を求むるには診察法最
も緊要なり

初妊婦初めての懐妊に付いて妊娠各月を鑑定すべき徴候は左の
如し

妊娠第八週第二個月の末に至るまでの生殖器に發する變化は猶
ほ甚だ少なきものなり腔壁は少しく軟温にして且つ滑になり
子宮腔部も亦軟になりて隆起す而して子宮腔は圓形に膨満し
て鬆疎となるものなり

妊娠第十二週第三個月の末に至れば妊婦の下腹少しく凸出を始

め子宮腔部は上に昇りて後の方へ傾き子宮腔の大さは腔の前
穹窿より容易く觸れ得べし又子宮頸の子宮腔に移る所は殊に
良く軟化して鬆疎となりたる模様を觸れ得へし而して乳房は
充滿緊張す

妊娠第十六週第四個月の末に至れば耻骨の直ぐ上に於て珠形の
ものを觸れ得べし是則ち子宮底なり

妊娠第二十週第五個月の末に至れば子宮底は臍と耻骨との中間
にありて此時已に子宮血管の雜音を聞くことあり又妊婦は此
の頃始めて間々胎兒の運動を少しく感じ又産婆も時によりて
不正の弱き胎兒の心臓音を聞くことあり

妊娠第二十四週第六個月の末に至れば子宮底は大凡臍の所にあ

り但し日本婦人の臍は耻骨を離るゝこと平均十七センチメートル七ミリメートルなり。此時子宮腔部は甚だしく短くなりて後の方に向ふ又腹部より熟練したる手にて觸るゝ時は極めて弱く衝くが如くに胎兒の運動を感ずるなり又此時に至れば胎兒の心臓音を正しく聞き取ることを得

妊娠第二十八週第七個月の末に至れば子宮底は臍の上大凡二三指横經の所にあり子宮腔部が一層短くなるが故に指を子宮腔部の後上の方に達せしむること甚だ困難なり此時に至れば胎兒の躰其手足等は腹部又は内診により明かに觸れ得べく而して其位置は尙ほ移動し易し

妊娠第三十二週第八個月の末に至れば子宮底は大凡臍と心窩と

の中央に

あり

妊娠第三十

六週第九

個月の末

は子宮底

の最も高

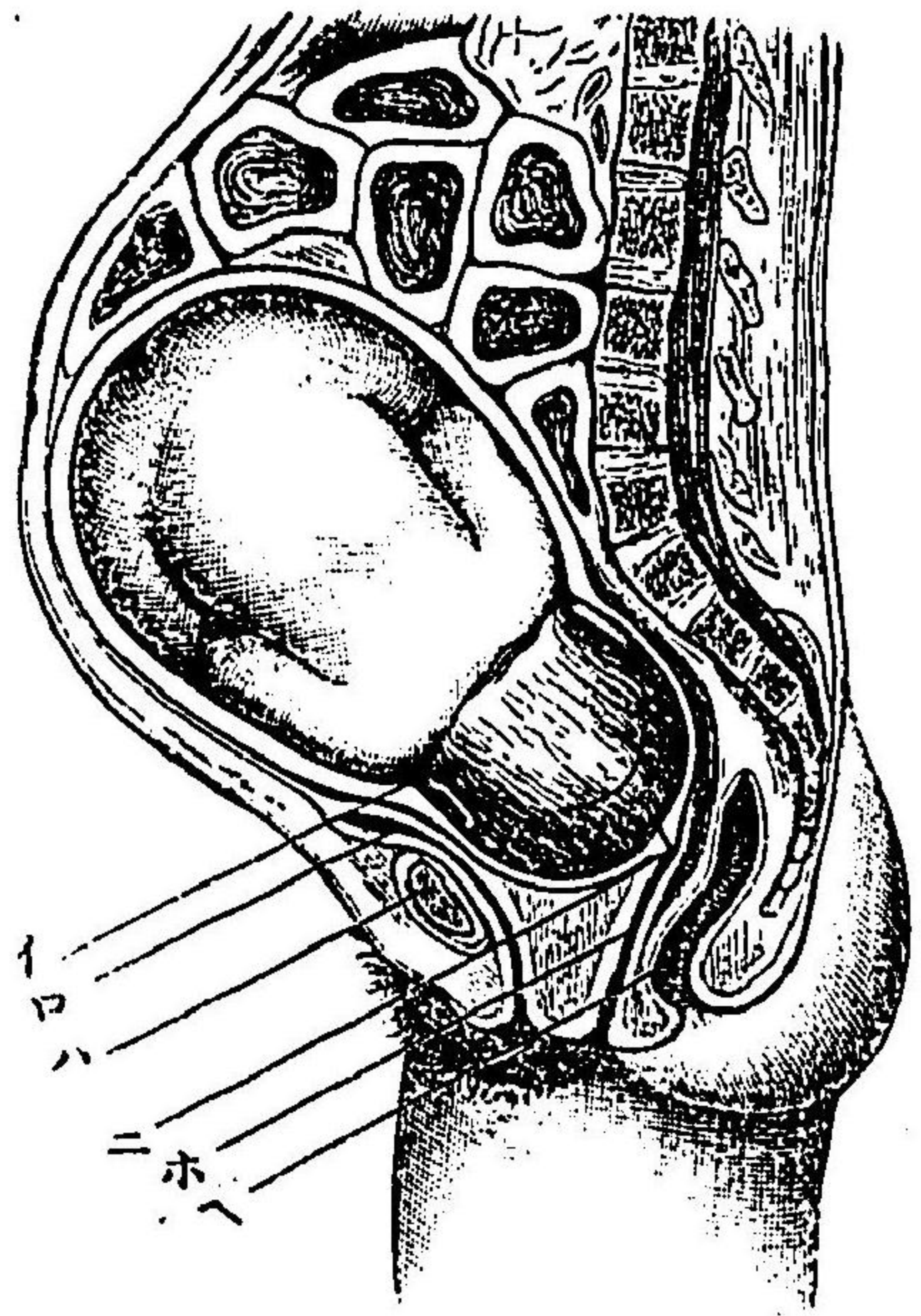
く昇りた

る時にし

て殆ど心

窩及び肋

第三十圖



此圖は妊娠第十個月の妊婦の腹部を縦に割て其切口を見たるものなり

〔イ〕子宮内口

〔ロ〕膀胱

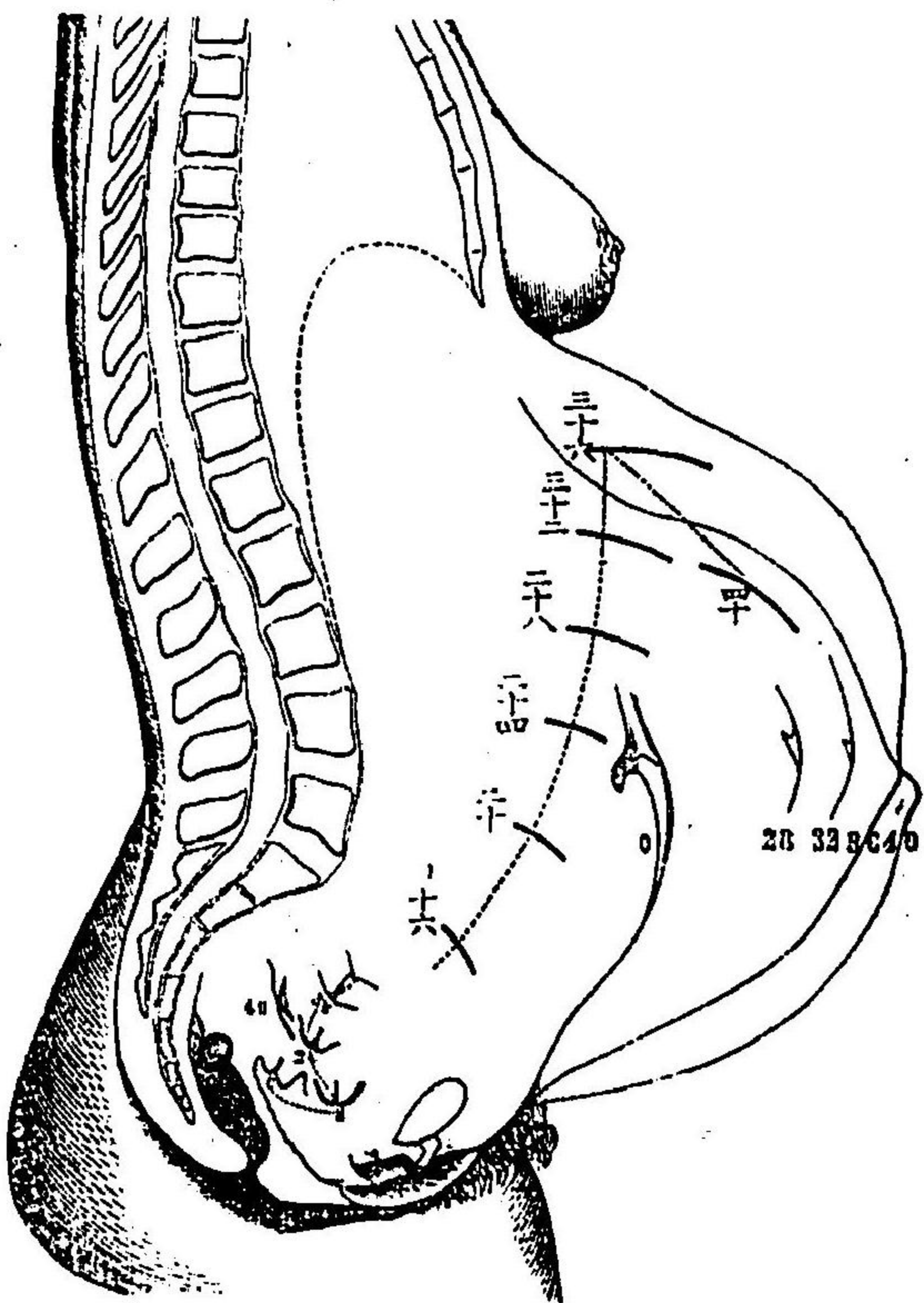
〔ハ〕耻骨軟骨接合

〔ニ〕子宮外口

〔ホ〕膈

〔ヘ〕直腸

第三十一圖



此圖は妊娠
各月に於て
子宮底、子宮
腔部及び腹
壁の位置の
異なるを示
すものなり

第三十一圖の解

- 〔十六より四十まで〕は週の数にして其週に應じたる子宮底の位置なり
- 〔0〕は妊娠せざる時の子宮腔部及び腹壁の位置なり
- 〔8〕は妊娠第八週目の子宮腔部の位置なり
- 〔24〕は妊娠第二十四週目の子宮腔部の位置なり
- 〔28〕は妊娠第二十八週目の腹壁の位置なり
- 〔32〕は妊娠第三十二週目の腹壁の位置なり
- 〔36〕は妊娠第三十六週目の子宮腔部及び腹壁の位置なり
- 〔40〕は妊娠第四十週目の子宮腔部及び腹壁の位置なり

骨下縁に達し又妊婦は腹部の甚だしく膨大したるが爲め呼吸と運動とに困難を發す而して子宮腔部は甚だ高く且つ後の方

へ向ひて殆ど消滅す第三十一圖の子宮腔部の36を見よ此時に
至りては胎兒の移動漸く減ず

妊娠第三十七週第十個月の始めより子宮底再び少しく下り且つ
前の方へ轉位するが故に心窩再び開きて容易く呼吸すること
を得而して此時胎兒は全く固定せられ殊に下の方にある胎兒
の頭は骨盤上口に固と挿入す又子宮口は薄き縁に由りて取り
卷かれたる小き窩となりて高く且つ後の方に倚り腔は多量の
粘液を分泌す此に至り妊婦は度々小便に行くを常とす

第七十三條

經妊婦に於ては腹壁弛緩せるが故に子宮底は妊娠の末に至るも
左程昇らず返て前の方へ傾き罕には甚だしく前下の方へ垂れ

下ることあり之を懸腹と云ふ此の如き時は下の方へ向けたる
胎兒の頭蓋の骨盤上口内へ入ることを妨げ是が爲め胎兒は移
動し易きものなり又經妊婦の子宮腔部は妊娠の末に至るも全
く消失せず子宮外口は開きて且つ波濤様の縁をなす又屢々子
宮内口も開くことあり腔は弛緩し陰裂は哆開し會陰及び陰唇
繫帯は癢痕様に破裂することあり乳房は弛緩して下垂するな
り

第七十四條

上條に述べたる月々の變化は常に必ず適當するものにあらず即
ち胎兒の甚だしく大なる時羊水の多量なる時妊婦の躰小さき
時骨盤の狭小なる時等の場合には熟練の産科醫にても妊娠何

個月なるやを定むることは甚だ難きものなり

第四章 産科的の診察法

第七十五條

産科的診察法は産婆學中最肝要なる部分なり故に産婆は永遠の耐忍に由り此診察法に熟練して始て完全なる産婆となるものなり而して最嚴格の清潔法を施し精細に注意して且綿密なる診察を行ふは直接其患婦に最大なる幸福を得さしむるものなり若し是に反して輕忽にして粗畧なる診察殊に不潔なる手指

を以て其事を行ふ時は或は被診者をして不治の病に罹らしむるものなり

産科的診察法に由り先づ次の件々を定むべし即ち先づ診察すべき婦人は妊娠なりや否や次に妊娠第何個月なるや續て母子は健全なるや否や又胎兒は如何なる体位を取るや等なり産科的診察法は婦人を仰向に臥さしめ取行ふを通例とす而して其診察に二法あり即ち外診内診是なり

(一) 外診

外診は視官聽官及び觸官にて施し行ふものなり先づ妊婦の全身に付き診察すべし即ち妊婦の身軀は婦人の良き構造をなせるや否や(第二十條を見よ)正當に發育せるや否や歩

行に異常ありや否や容貌に病の様子ありや否や榮養良くありしや否や等に氣を付くべし

次に兩乳房を熱々視終りて後手に觸れて診察すべし即ち乳房は大なるか小さきか弛緩して垂るか固く突出するか輸乳管内に乳汁滿つるや否や皮膚を透して太き靜脈の見ゆるや否や乳臍長く發育せるや否や乳房に妊娠の爲め發する變化ありや否や殊に其皮膚は損傷し易き様子あるや否や等に心付くべし然る後腹部の診察に着手す即ち帶衣服其外腰部を纏ひたるものを悉く解きて下の方へ祛せ只肌着一枚を残して腹部を覆ふべし此時産婆は前以て温めたる兩手の掌を靜かに腹に當て診察し次の件々即ち腹部の形と緊張の度臍の形子宮の大きさ形其硬

さ及び移動等を知り又は羊水の量を知るべし然る後靜に兩手を以て同時に壓し或は相互に壓し或は能く注意して軽く打て胎兒の大きさ胎位胎向運動移動等を知るべし

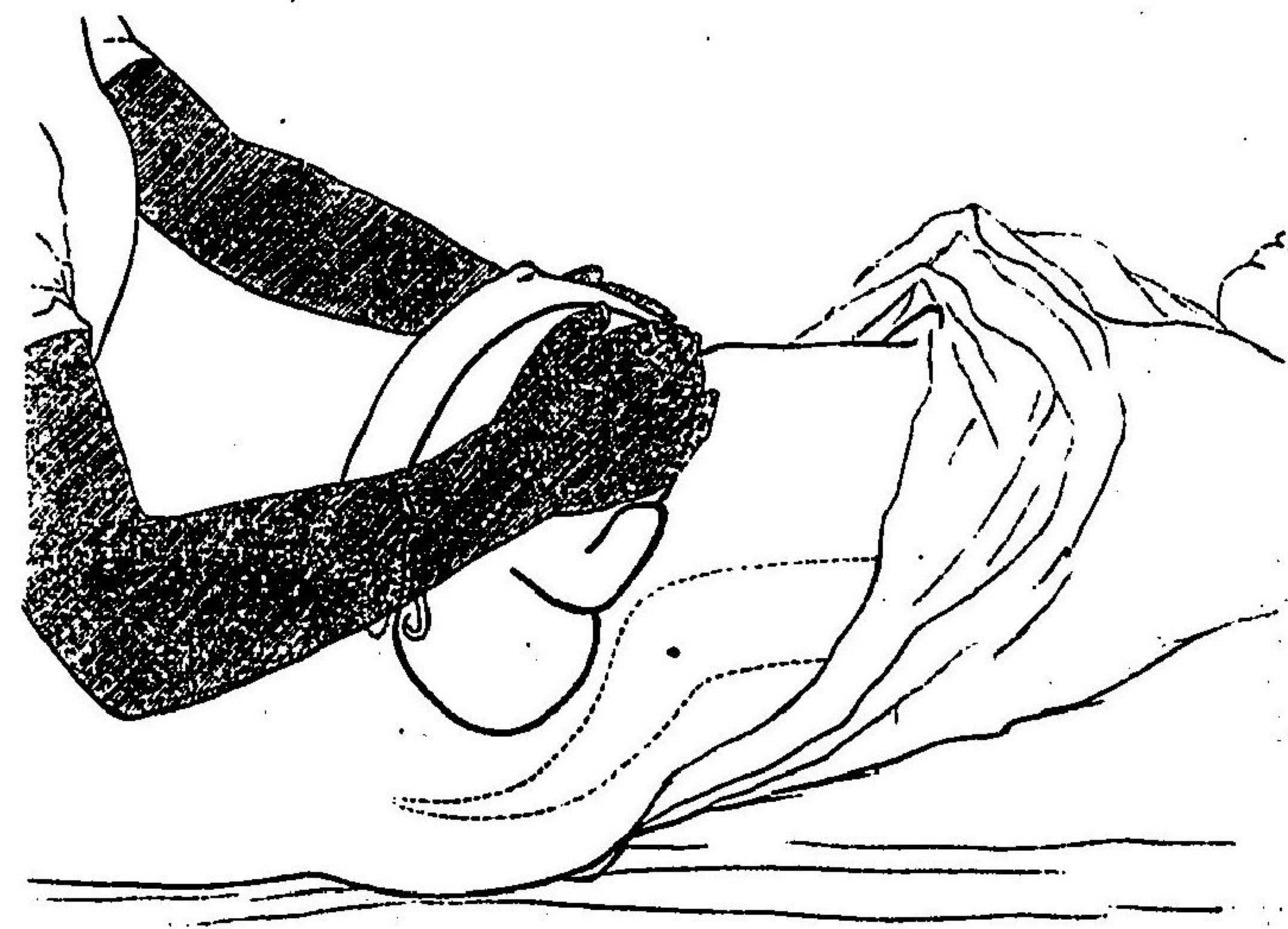
綿密に且十分に此外診を行はんと欲せば産婆は先づ次に述るが如き重大なる四段の方法に據り其事を施すべし但此際産婆は仰臥せしめたる妊婦の顔面に對して其側に坐すべし

第一段先づ兩手の指尖を相平列して腹上に置き然る後掌を移して左右より腹部を押ゆるやうに子宮の上に置き夫より子宮底に至るまで上の方に祛らせ送りて子宮底の位置即ち臍或は心窩に比準し那邊にあるやを定むべし又同時に胎兒は縦位なるや横位なるや將子宮底部に胎兒の頭あるや臀部あるや其他胎

兒の大きさは如何に又
妊娠第何個月なるや
等を認定すべし〔第三
十二圖を見よ〕

〔第二段〕心窩の所にある
兩手を腹の兩側へ移
し且掌を子宮の長軸
に添て置く時は一手
にて胎兒の小部分を
觸れ他手にて大にし
て長き圓筒狀の大部

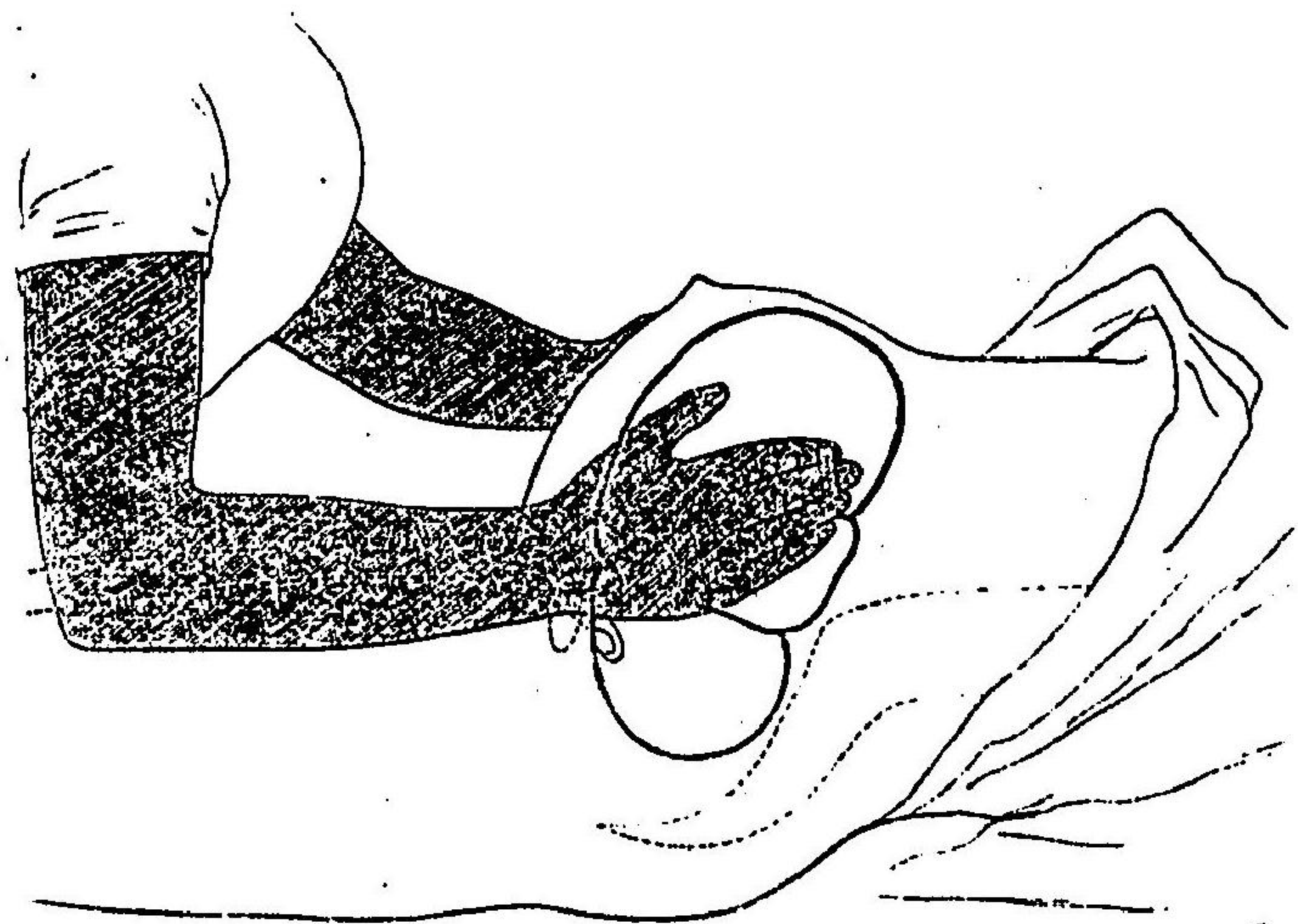
圖二十三第



す示を段一第の診外

分即ち胎兒の背部を
觸知す而して今胎兒
の背部を容易に知ら
んと欲せば先づ一手
を腹壁の中央線に添
て平らに置き子宮を
和かに後方へ壓すべ
し然る時は羊水は一
方へ集り背部は益他
方へ壓せられて母軀
の腹壁に近接すれば

圖三十三第

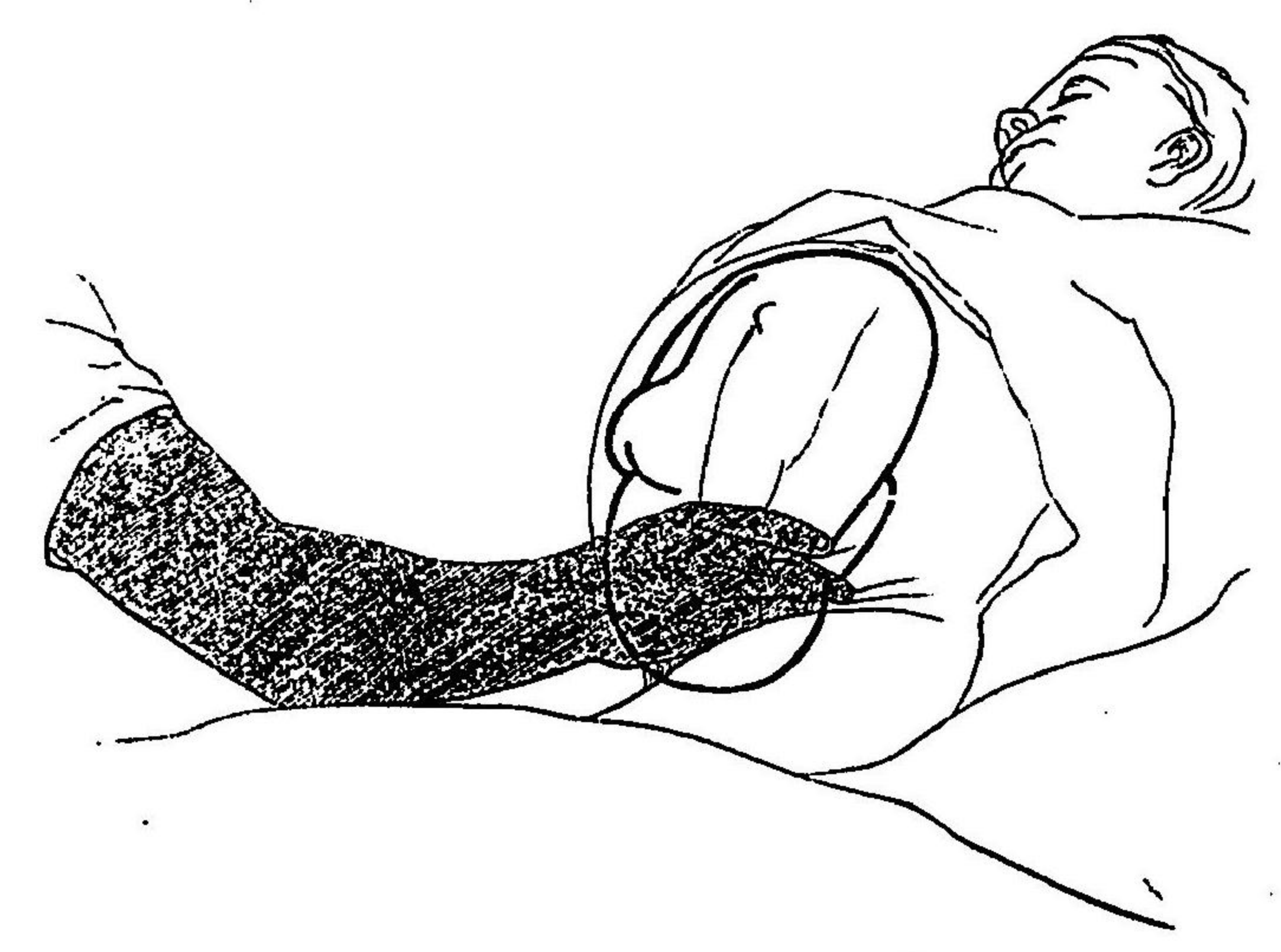


す示を段二第の診外

他手を以て容易に背部を觸知し得べし第三十三圖を見よ
第三段先づ右か或は左の手の指を成るべく開て母指と中指の尖
 とを以て骨盤上口の直ぐ上に於て胎兒の下方にある部分を和
 かに握むこと第三十四圖に示すが如し若し此際硬く且圓形の
 物を觸知する時は是即ち兒頭にして今尙ほ高き所にあるもの
 と知る可し而して此硬き球形物即ち兒頭は左右へ移動せしむ
 ることの出來得るものなり又軟にして不正形のものゝ觸るは
 即ち臀部なり而して若し健全なる胎兒の頭或は臀部を平常よ
 り少し軟く觸れて且つ其部厚く且つ分明に觸れざれば即ち胎
 盤の子宮下部にあることゝ推察す若又其部に頭或は臀部を觸
 れざる時は先づ兒頭を子宮の側方に於て求むべし而してこれ

を求るには次の法に
 因り大抵は驗知する
 ものなり即ち一手の
 指を以て子宮を和か
 に敏捷に突く可し然
 る時は頭なれば飛過
 くが如き運動をなす
 ものなり
 此段は四段中尤も必用
 なるものなり其下方
 に向ひたる胎兒の部

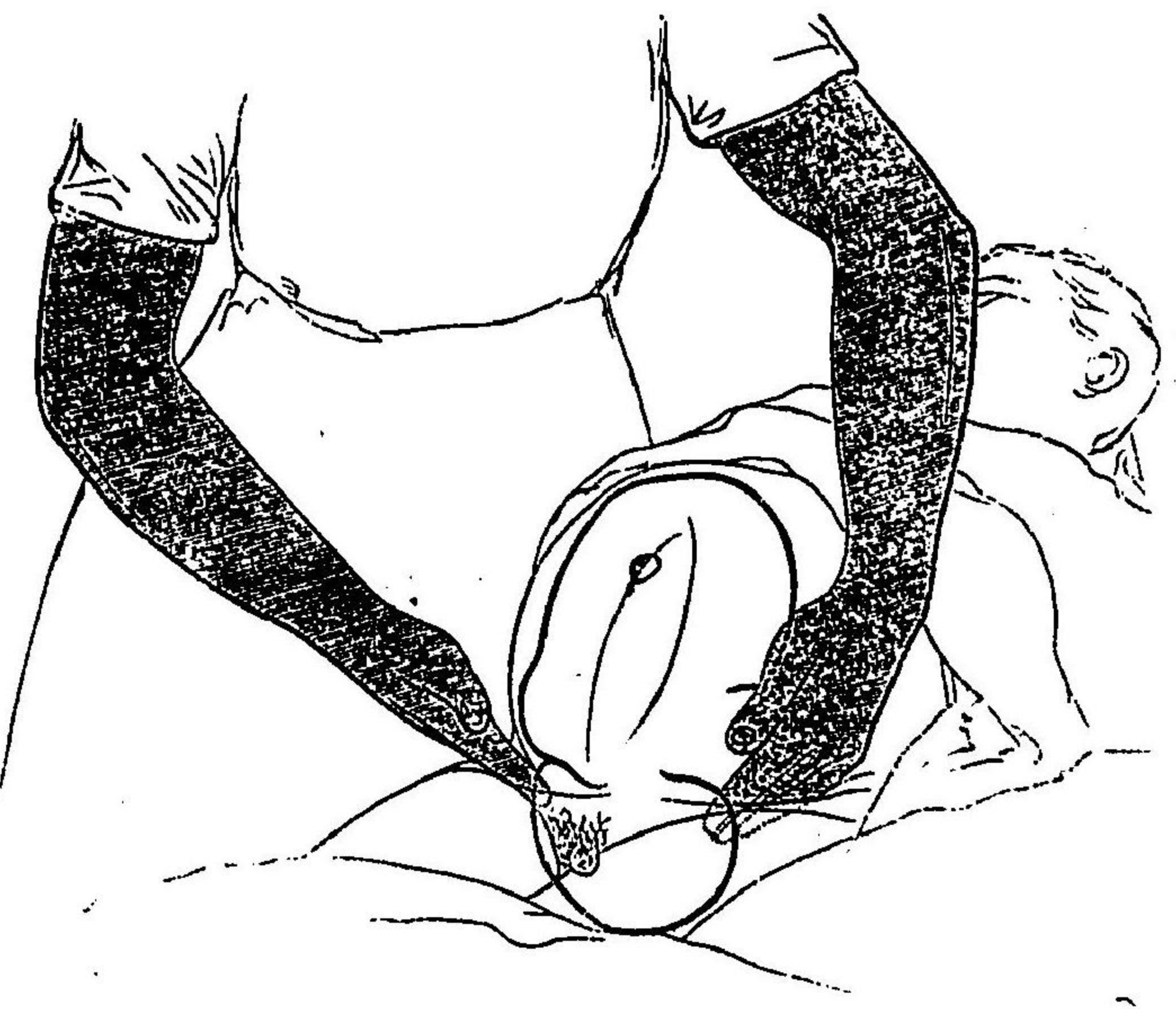
第三十四圖



外診の第三段を示す

分即ち頭或は臀部
 が尙ほ骨盤上口に
 あるや或は既に上
 口内にあるやを知
 るに殊に必用の段
 なり然れども初妊
 婦の妊娠末週に於
 て或は已に分娩期
 に於て骨盤下口或
 は骨盤腔内にある
 時は次段に記する

第三十五圖



外診の第四段を示す

の法に由り知るを常とす

【第四段】此際に診察に最便宜とするは即ち産婆の背を妊婦の面の方へ向けて坐するなり而して兩手の指尖を鼠蹊の上部より骨盤の側方に添て徐々に且和かに深く搜入すべし然る時は深く下りたる頭は骨盤内に充滿したる硬く圓き部分となり明に觸知す而して額部は圓形を帯びて一側に項部は平坦となりて他側に長く區別して觸れ得るものなり

骨盤を外部より診察するに産婆は先づ兩手を妊婦の腰部の方へ送りて骨盤の形及び薦骨の廣さと其凸面の様子尾底骨の向きを移動等を知り然る後骨盤の傾斜彎曲等を檢すべし是より兩手を腸骨櫛に移し之に沿ひて左右の腸骨棘狀突起に至り此所に

て大骨盤の横經を知るべし若し開きたる一手の母指と小指とに由りて兩側の前腸骨棘に達し得れば即ち此骨盤は著しく狭小なるものと知るべし次に耻骨の形に異常あるや否やに注意し最も終りに兩足を撿し即ち直ぐなるや曲れるや將た足に水氣ありや否や或は靜脈腫ありや否やを撿すべし

聽官にて診察法を行ふには先づ周圍のものを靜ならしめ次で妊婦を仰向きに臥せしめ腹の上を清潔なる手拭にて覆ひさて産婆は診察に都合宜しき様に坐し又は跪きて耳或は聽胸器を固と子宮部の此所彼所に當て次の音を聽き取るべし即ち其一は胎兒より發する雜音其二は妊婦の軀中に發する雜音なり

胎兒より發する雜音は左の如く三種あり

(一) 胎兒の心臟音

(二) 胎兒の運動音

(三) 臍帶の雜音

胎兒の心臟音は總て胎兒の背が子宮壁に接したる所に於て最も明かに聞ゆ即ち時計の音の如し其數は一分時間に百三十より百四十を聞くものにして健康なる大人の心臟音よりも甚だ數多し大人の心臟音を聞くには左の乳房の邊へ耳を固と當つべし若し又胎兒運動することある時は心臟音の數少し増すなり

心臟音のある所を速かに知り且明に聽んと欲せば先づ胎兒の背面無き側へ一手の掌を當てなるべく強く腹壁に向ひて壓し然る後耳を當て聽く可し

胎兒の運動に由りて發する雜音は恰も指節にて軽く物を打つが如く甚だ低き短音なり殊に此音は胎兒の兩足のある所に於て聽き得べきものなり

臍帶の雜音は罕に聽くことを得若し臍帶結紮するか或は軽く壓せらるゝ時は弱き水泡の如くある音を發す而して此音は胎兒の心臟音と同じ數なり且通例は其背部のある所にて聽き得べし

妊婦の軀中に發する雜音は左程必用なるものにあらず即ち左の如し

(一)子宮大血管の雜音は血液の運動に由りて生ずるものなり而して此雜音は衝突するが如き音にして或時は強く或時は弱く且

妊婦の手の脈搏と同じくす通例は腹の一侧か又は兩側に於て子宮頸部の所に聽くべきものなれども屢々之を全く聽き得ざることあり

(二)妊婦の腹内にある大動脈の搏動音大動脈音は正しく敲くが如きの低き音にして是亦妊婦の手の脈搏と同じくす而して此音は必ずしも聽得るものにあらず

(三)妊婦の膈内雜音は膈内の大氣運動するに由りて生ずるものにして一種の音を發すごとくぶつくと鳴る

視官にて診察法を行ふは觸官にて行ふも尙鑑定すること能はざる時に入用なり例へば大腿及び腹部の皮膚に癩痕狀の白色或は赤色の線損傷外瘡潰瘍腫物瘡瘍等を見るが如き是なり

三 内診

第七十六條

内診に由りて檢す可きものは先づ骨盤の内に存する軟部の模様骨盤の内壁胎兒の躰位躰向躰狀躰質等なり其外卵子に付て如何なるものを觸れ得るやを腔より穿鑿すべし

妊婦産婦若くは蓐婦を内診する前に於て産婆は 毎 回 必ず一定の規則に従ひ消毒清潔法を行ふ可し

産婆の此清潔法を怠たるか又は規則に従て施さざる時は其婦人の健康を害するのみならず實に生命を危ふするに至る而して被診者之が爲めに重症を發し或は死去するに至れば産婆は終に裁判所へ拘留せらるゝ場合もあらん須く慎重を加ふべし

第七十七條

清潔法の規則は左の如し

一 備考

- 一 妊婦産婦及び蓐婦は只一回の内診の爲に非常に早く傳染毒を感受し不治の疾病に罹ることあり是を豫防するは唯消毒清潔法あるのみ
- 二 傳染毒素を感受せしむる媒介物は大抵内診せる手指なり又稀れには不潔の器械下敷産所に用ふる敷物肌着産綴等より因由することあり
- 三 産婆の手及び指は最も大切なるものなれば産婆は自ら其手及び指また爪を鄭重に保持し而して十分清潔ならざる物品或は

身軀に觸ざる様常に心掛け若し不潔物へ觸る時は必ず新に手指の清潔法を施すべし但患婦の健康に害あるものを除く折の如きは此限にあらず

〔四〕傳染毒素は何れの場所にも潜伏すれども内診せざれば傳染の恐なし故に内診は極めて重きものなれば産婆は決して僥倖を待たずして毎回清潔法の規則を固く守り實行すべきなり

〔五〕妊婦産婦及び蓐婦に於ては止むを得ざるの外内診を可成行ふ可からず惟外診のみにては不明なる時之を行ふ可し

〔六〕外診は右に反して可成幾回も行ふ可し殊に産婆は屢々胎兒の心臟音を聽く可し

〔七〕産婆は異常無き蓐婦を分娩後九日間は決して内診を行ふ可ら

ず

疾病ある蓐婦を内診することは産婆に嚴く禁ずるものなり

〔八〕産婆は内診の前清潔法を行ふのみならず其規則に従ひ分娩の前又は分娩の全經過中時々行ふ可し

〔ロ〕特別の定則

〔九〕分娩の時に産婆の用ゆる衣類は白き布金巾。キヤラ。ユ等常に洗濯の出來得るものにて製せし看護服。童兒の胸掛俗に油屋といふ類又前掛及び男子の「マンテル」の如きもの様の物を宜しとす但し其袖の裾は短きを可とす

〔十〕産婆は内診に用ゆる示指の爪のみならず總ての指の爪を短く切り置く可し又外傷。疥。瘡。潰瘍ある指にて内診を行ふ可らず

又指輪を箝て内診すべからず

〔十一〕産婆は分娩に臨み可成三個の銅盥を備ふ可し而して其内一個へは温湯を満し産婆の手を洗ふに備へ他の一個へは二十倍の石炭酸水を備ふ可し其溶液を作るには五十グラム即ち十茶匙(盃)に一杯半餘の液体石炭酸を「リツタル」の清潔なる温湯に和し良く攪伴す可し此の二十倍石炭酸水の半分を取り同量の温湯を和し四十倍の石炭酸水を作り残りし一個の銅盥に備ふ可し是は十分石鹼にて洗ひ置きたる外陰部を洗滌するに用ゆ

〔十二〕妊婦産婦を内診せんと欲せば第一着に次に記載せる定則に従て清潔法を行ふ可し

此法を行ふには先づ産婆は可成殊に被診者に全身浴を命じ良く

身体を洗滌せしめ然る後陰毛を短く切り次で陰部及び其周圍(陰阜上襠肛門臀部等)は勿論大小の陰唇間に至るまで石鹼と温湯とを以て軟き刷子にて五分時間良く洗滌し後ち四十倍の石炭酸水にて三分時間洗拭し且つ腔内を洗滌す可し終りに清潔の衣服を新に洗濯等せしもの着替しむ可し

右の外陰部の清潔法は長時間の分娩に於ては屢々反復して行ふ可し殊に分娩末期に至れば三時間毎に反復す可し

此の如く被診者の清潔法を終れば次で産婆は自分の清潔法を行ふ可し

〔十三〕産婆の清潔法は次の件々に因るべし

(1) 最初まづ手甲の間にある不潔物を爪垢掃器にて除去す可し

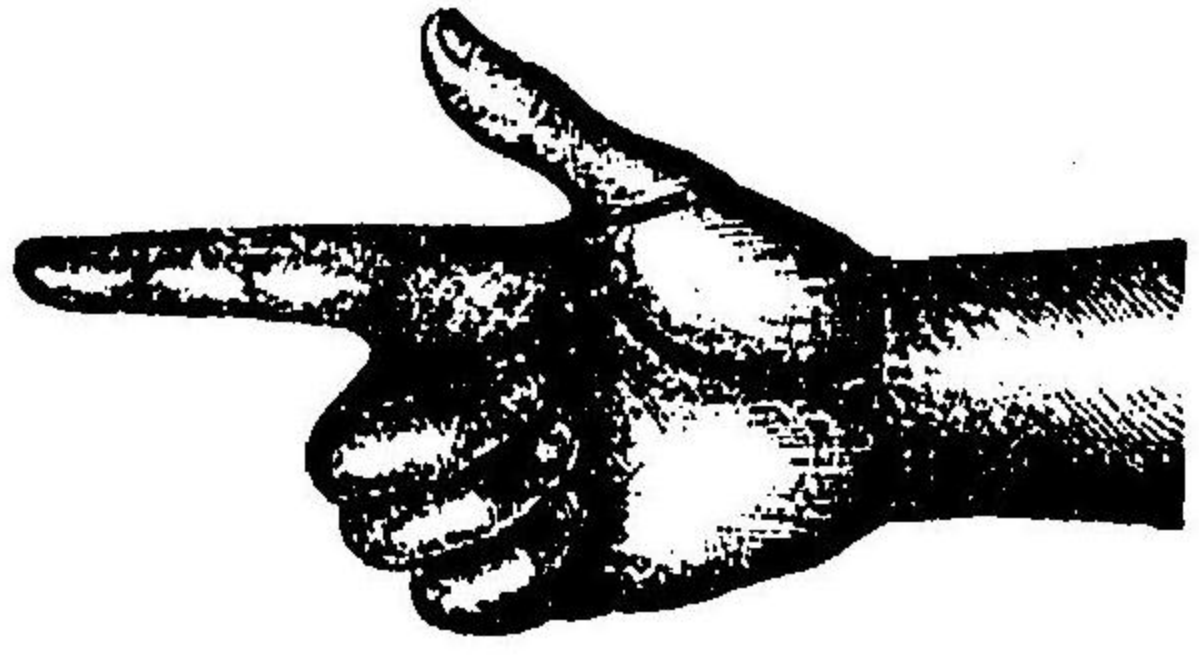
但し産婆は此器械を常に携帯して衣囊等に入れて備ふべし
 (2) 續で産婆は其手殊に指爪及び指間の皮膚其他前膊を肘關節
 に至るまで先づ温湯にて刷子及び石鹼を以て五分時間十分
 に洗滌す可し此際時計を以て其時間を計る可し此の如くす
 るも尙多少不潔物あるか或は多少の悪臭存する時は更に長
 時間洗滌す可し

(3) 次に其手爪及び前膊を温き二十倍石炭酸水にて刷子及び石
 鹼を以て三分時間洗滌す可し但し此際も時計にて計る可し
 (十四) 此如く清潔になしたる手指及び前膊を拭ひ乾燥せしむるこ
 と無く濕りたるまゝにて内診を行ふ可し而して内診を終る迄
 は決して他の物に觸るゝことある可らず即ち被診者の衣服若

くは下肢下腹等は殊に觸れ易き者なれば宜く注意すべし若是
 等の者に多少觸たる時は再び前の如き清潔法を行ふ可し

(十五) 此清潔法を行ひて後其内
 診に臨み外陰部の尙ほ清潔
 なるや否やに注意す可し殊
 に壓出せられたる大便にて
 不潔となりしや否や若し不
 潔となりし時は再び定則に
 従ひて外陰部に清潔法を行
 ひ然る後内診す可し而して
 一手の二指を以て陰唇を開

第三十六圖



此圖は
 内診す
 る手の
 形を
 示す

き前以て五十倍石炭酸ワゼリンを塗り置きたる内診に充る示
指を腔の後壁に沿て高き所まで捜入す第三十六圖を見よ

〔十六〕産婆は指にて卵胞〔胎胞〕に觸るゝを避け決して之を破ること

あるべからず又卵胞の既に破れたると否とに係はらず子宮頸
内又は頸を強ひて探る可からず唯だ胎兒の先出部〔下向部〕のみ
を觸るゝ可し而して總て子宮頸の壁を強て探檢するは被診者
に大害を來すものなれば如何なる場合に遇ふも之を禁ず可し

〔十七〕渾て内診を行ふに際し長時間に過べからず

〔十八〕分娩中内診せんと欲せば十三に記載せる如く清潔法を毎回
必ず十分に行ふ可し

〔十九〕萬一臨産急にして産婦を救護するに最必用なる準備をなす

時間無く殊に産婆が其手及び其他の清潔法を行ふ能はず産婦
もまた定則に従ひて清潔をなす暇なき時は産婆は至急清潔な
る木線布を當て會陰の保護等を施す可し若し多少猶豫あれば
其布を四十倍の石炭酸水に浸して絞り揚たるものを用ゆ可し

第七十八條

渾て内診の位置に都合宜きは被診者を仰臥にして其伸したる下
肢を可成下腹の方へ引寄せ膝を高くし且つ其股間を開かしむ
べし

内診は左の順序に従て始む可し

〔二〕尿道隆起を探る可し即ち此隆起の前腔穹窿部に於て消失せん
とする所には産婦及び初妊婦に於て早くより胎兒の下向部此

所にあるものなり
今内診に由り次の件々を定む可し

胎児の下向部は固定しあるや或は移動するや

胎児の下向部は頭蓋なるや顔面なるや或は他の部分なるや

胎児の下向部殊に頭蓋が幾許骨盤内に捜入しあるや

次に指を少しく後方に送りて

二子宮腔部を探知す可し即ち腔部の長さ及形状に注意し腔部は栓状或は片平状にして哆開し居るや否や又腔部の尖に子宮外口を觸知す

三子宮外口を探りて如何なる形を爲すやを知る可し即ち圓形な

るや横に裂口を爲すや又外口は開きてあるや或は閉てあるや又其縁は薄く鋭きや或は厚く鈍縁なるや

是まで骨盤前壁の方へ向けたる指の腹を轉じて後の方へ向け次の件を觸知す可し

四會陰を捜入したる示指と母指との間に狭み少く其部分を摘みて其柔順性を檢知す可し
終りに後腔壁に添て

五尾底骨及び尾底薦骨關節を檢す可し

正規骨盤に於ては示指を以て薦骨の下二三椎まで達するのみなれども狭小骨盤に於ては全薦骨を薦骨岬に至るまで觸れることの出来るものなり

以上述たる診察の順序は妊婦及び分娩の初期に於て適するものなり
 分娩の経過するは從て膣部及子宮口は變化し卵胞は露出し且つ胎兒の先出部は深く下行するものなり
 右の變化は外診及び其他分娩の經驗に依ては十分確定する能はず故に次の居動に注意す可きを要す殊に分娩期の進みたるものは内診のみに由るものなり

(一)膣部は短縮し終には消失す

(二)子宮口は漸々に開大す

(三)卵胞は緊張するか或は破裂するか

(四)見頭の位置の變化なり

正規分娩に於ては大抵一回の内診にて總て明瞭となり以後時々

外診のみを行ふて内診は全く不用に屬するものなり

第七十九條

診察は尙ほ一般の規則に從て次の件々を行ふ可し

(一)渾て診察せんとする前膀胱及び直腸の排泄に注意すべし

(二)第一回の診察にて要用なる件々を定め再三診察を施さざる様にすべし若し不明のことあれば産科醫の診察を乞ふ可し

(三)産婆は前に述たる一定の順序に從て診察して遺漏無く且つ記憶して忘失すべからず

(四)産婆は妊婦を取扱ふに際し妊婦の嫌ふことは成るべく避くべし而して無用の肉躰を裸出すべからず又産所に無用の人々を居らしむべからず産婆は總て物事を正直になし猥りに探検の

有様を他人に語るべからず

〔五〕産婆の左の手も猶右の手の如く診察することを得る様に常に馴すべし

〔六〕産婆の手は常に軟く温にして且清潔に乾きたるを良とす故に手先硬くなりて知覺を減じ又不潔になるが如き手仕事は決してなさざる様心掛くべし若し既に硬くなりたる時は手を湯に入れ石鹼にて洗ふを良とす又手を洗ふに細き砂を用ひ磨擦するは尤も可なるものとす

〔七〕産婆は妊婦或は産婦を診察せんとする際先づ次に述べる件々を尋ぬべし即ち姓名年齢身分親族及び性來健康なりしや殊に小兒病に付て問ふ所あるべし又何歳の時始めて歩行し得たるや月

經血の摸様又以前の分娩は如何なりしや等なり

第五章 妊婦の攝生法〔養生〕

第八十條

妊娠は病にあらずして自然の機能なり故に妊婦には藥劑等は用ふるを要せず万一病に罹ることある時は即ち醫師に托すべし

第八十一條

妊婦は平常慣れたる生活方を替ふべからず故に飲食物等は平

常の如く用ひ只其量の度に過ぎざる様にすべし殊に夕飯は少量にして且消化し易き食物を用ゆべし菜大根胡蘿蔔午莠爽蔬豆芋類豆類海藻及び酸味の果物等の如き泡醸性の不消化物又は強き香料例へば蕃椒胡椒山椒等の如きものは害あり又燒酎其外強き酒類濃き茶或は珈琲等の如き身軀を温になす飲物も亦害あり妊婦の望むところの飲物食物にして無害なるものは與ふべし縦ひ消化よき滋養物にても其嫌ふものは強て與ふべからず用ふる所の飲料には清水を最も良しとす若し妊婦早朝嘔心嘔吐に苦しむ時は臥床の内にて少しく食事をなし一時間程平臥せし後始めて起つをよしとす

大便は適宜の身體運動又は清水を飲み又は淡薄の野菜軟なる菜

碗豆軟なる獨活の類及び新に煮たる菓物を食する等に由りて日々通ずるものとす若し大便の結する時は緩和の洗腸を行ふ可し然れども下劑を用ふるは醫師の法に従ふべし又小便の通ずる心地あれば其度毎速に利すべし殊に妊娠四個月及び十個月に於て然りとす

産婆は妊婦に妊娠第十個月に入れば仰床位置にて利尿の出来る様慣習せしむるを宜しとす

第八十二條

適宜の運動は妊婦に甚だ要用なり故に日々家の外に出て散歩すべし之に反して永く坐し或は永く臥床にあり或は總て室内にて手仕事をなす等は害あり即ち消化不良を發して大便結し動

もすれば肛門に靜脈腫肛門腫れて痛を發すを生じ又不眠症或は物事に感じ易き症を發す其外舞踏奔走飛跳乘馬凹凸の道に車にて行くこと衝突多き車に乗ること重き物を持ち上げ或は荷ふこと窮屈を忍て屈むこと重き抽匣を開け閉づること等の如く甚だしき身軀の運動及び骨の折るゝことは皆妊婦に害あり而して其甚だしき身軀の振動は直ちに子宮充血或は子宮の位置變狀を發し而して終には早産を來すこと屢々あり故に妊娠中交接も亦慎むべし或は注意して是を行へば害なしと雖も妊娠の末期に至れば必ず行ふべからず

第八十三條

妊婦の衣服は時節に應じて少し温になすべし然れども狭く窮屈

なる衣服殊に胸部腹部を壓迫するは害あり故に幅廣き帶を強く締むべからず又洋服を着する者の「ユルセット」胸當を用ふるは害あり但し之に替ふるに弾力性の胸卷を緩く締むるは無害なり又適當なる腹帶即ち纈帶は妊娠の半ば過に至れば必ず用ふべし殊に經妊婦には尤も要用のものなり腹帶の効能は妊娠したる子宮を支へ胎兒の位置の變化を防ぎ妊婦の腹部を平等に温め身軀の運動を易くならしむる等の益あり

第八十四條

清潔法も亦妊婦に要用あり故に屢々湯に入りて身軀を洗ふべし但し湯の餘り熱きは害あり又髪を屢々梳ぐり肌着及臥床の上敷を屢々洗濯すべし妊婦の外陰部は妊娠の末期に至り粘液の

増すが爲めに損傷し易きものなれば日々必ず二三回づゝ微温湯にて清潔に洗ふべし其他温泉浴海水浴微温湯の全身浴列氏の二十四度より二十八度の温度を用ふるの良不良は醫に就て判決を乞ふべし脚湯は必禁ずるものなり妊婦には新鮮の大氣を呼吸すること甚だ必用なるが故に室内の大氣は務めて交換すべし閉ぢ込めたる室内の大氣殊に寺院芝居音楽場寄席等の如き多人數相集る所の大氣は速に汚敗するものなれば此の如き場所へ立入るは戒むべし

第八十五條

妊婦は安眠を要する故に待者夜番又は夜明等を爲るは害あり然れども甚だしく眠れる時其まゝに捨置けば血行異狀血の回り

の悪くなること及び消化不良等を發することあり精神に感ずることは妊婦に於て最も注意すべきものなり故に精神を安靜にして常に平和快爽ならしむるは妊娠期を全くするに最も要なり妊婦若し分娩のことを恐るゝ時は之に向ひて分娩なるものは過慮すべきものにあらざること語りて善く其心を慰諭すべし産婆の妊婦に向ひて苟も難産又は不幸なる分娩のことを語るは甚だ宜しからざることなり又精神に甚だしく感ずることは胎児に危険を發するものとす故に甚しき驚き怒り其外非常の喜び等の如きは注意して必ず避けしむべし又俗間にて妊娠中火災を見れば胎児に感應し又は何々の祟にて畸形の胎児を生ずるなど云ふは皆虚言なり而して生れ付

き胎兒の畸形なるは母の不意の恐怖に由りて生ずるものにあらず内部に或る原因ありて其正しき發育を妨ぐるものにして即ち胎兒の或る部の發育せざるに由り又は胎兒出來初の形のまま發育するに由り又は十分發育するも病氣の爲めに敗失し或は過度に發育する等に由りて生ずるものなり

第八十六條

産婆は妊婦に出産前六八週の時産褥居室及び母子に入用なる肌着を用意することを諭すべし又妊婦の外形其外の様子にて骨盤に異常あるべしと考ふる時は第七十五條及び後章に記載せる方法に従て十分注意して外診及び内診を行ひ若し果して異常あることを發見せば産科醫の診察を乞ふべし然れども妊

婦に決して心配せざる様諭すべし又妊婦の乳頭深く凹む時は分娩前六八週頃より日々清潔なる指にて或は吸角にて引き出すべし若し乳頭に汚物附着する時は屢々石鹼水にて洗ふべし若し皮膚軟にして薄き時は授乳の時損傷することあれば前以て「ブランジ」或は燒酎或は葡萄酒にて日々洗ふべし

第三編

正規の分娩

第一章 分娩の總論

第八十七條

分娩(田産産)とは胎兒が其他の卵子(胎盤、臍帶、卵膜、羊水等)を云ふと共に一定の産道を通過して娩出することを云ふ而して自然の力に由り分娩するものを自然産と云ひ他人の助けに由りて分娩するものを人工産と云ふ

第八十八條

正規産或は健全産又平常産順産常産とも云ふとは母子共に害な

く自然の力に由りて分娩するを云ふ異常産又難産不順産雙産とも云ふとは即ち他人の助けを要し或は母子を害し或は生命の危険を來すべき分娩を云ふ

第八十九條

妊娠四十週にして分娩するものを定期産と云ひ四十週を過て分娩するものを娩産と云ひ第二十九週より三十八週の間に分娩するものを早産と云ひ妊娠第二十八週に至らずして分娩するものを流産と云ふ

第九十條

自然の産路(産道)は硬部と軟部とより成る其硬部とは骨盤管にして軟部とは子宮頸、膣、外陰部等なり

分娩機轉一名產出力の論

第九十一條

産出力は子宮の收縮と腹壓とより生ず其胎兒を産出するに方り
産路は反て産出力に抵抗す且つ其抵抗は人に因り時に由りて
強きあり又弱もあり而して抵抗の強き時は分娩重く弱き時は
輕ものなり

第九十二條

子宮の收縮する時は必ず疼痛を起す之を陣痛と名く俗に虫がか
ぶると云ひ又しきりとも云ふ陣痛は次の件々に由りて知るも
のなり

(一)陣痛は間歇性に發するものにして其疼痛のなき時を陣痛休歇

時(間歇時)と云ふ

(二)陣痛を發する毎に子宮は緊縮して硬くなるものなり

(三)陣痛は始め弱く漸々強くなりて遂に再び減ず

(四)陣痛は下腹部と薦骨部とに起り夫より前と下の方とへ進み陰
部を通りて終に上腿に及ぶ

(五)陣痛の爲めに分娩を催進す

妊婦は或は腸加答兒其外種々の病氣に罹りて屢々下腹に痛を發
するものなれば是を子宮收縮の爲めに發する痛と混ぜざる様
良く注意す可し其病の爲めに發する痛は分娩を起すことなく
して大概腸又は腹膜にありこれを發するは痙攣及び腸に風氣
を充滿したる時大便の結したる時腸加答兒に罹りたる時等な

第九十三條

り而して此の如き腹痛を假陣痛と名くるものあり
子宮の收縮陣痛は産婦の意識に従はず全く不隨意に發するものにして胎兒を産出するには最も入用なる力なり又已に子宮口の十分に開きたる後は腹筋と横隔膜との收縮に由り胎兒の産出を促す之を腹壓と云ふ此腹壓に由りて一定の度までは子宮の收縮を産婦の思ひ通りに起すことを得るものなり

第二章 正規分娩の經過を論ず

第九十四條

分娩の經過中區域の判明せしものなしと雖概ね之を三期に分つを便利とす即ち 第一開口期 第二娩出期 第三後産期

第九十五條

分娩の第一期即ち開口期とは子宮の收縮に由りて軟部産道の開口時と云ふ是は主として卵膜の子宮壁より剝れて且つ羊水を満したるが漸々前の方へ袪出るに因るものにして此作用によりて先づ子宮口次に腔終に外陰部を開くものなり
分娩の第二期即ち娩出期産出期とは子宮口の十分開大し卵膜破れて胎兒全く産出するまでの時を云ふ蓋し卵膜破れば先づ羊

水の一部流出し次で胎兒娩出し而して後残りの羊水再び流出す

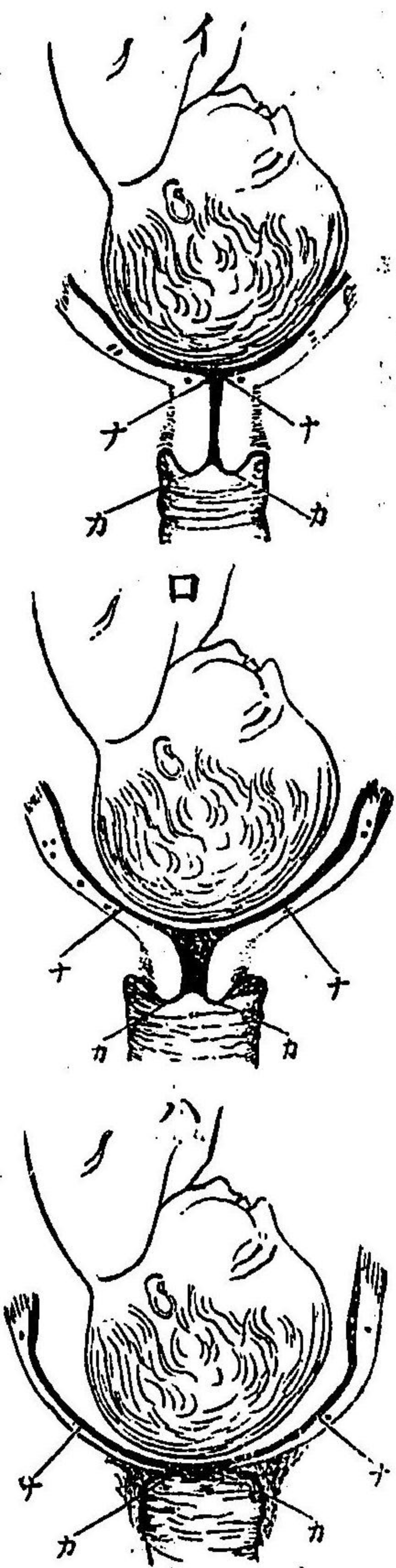
分娩の第三期即ち後産期(娩隨期)とは胎兒娩出してより後産全く娩出するまでの時を云ふ

第一 開口期

第九十六條

分娩の第一期は子宮の正き收縮に始り子宮口の十分開くを以て終る初産婦の子宮口は始め小き孔なれども後には子宮腔部の薄き縁にて成りたる輪の形になるなり經産婦の子宮口は始めより厚き縁にて成り容易に指を入れ得べし(第三十七圖及び第三十八圖を見よ)

第三十七圖



右の三圖は初産婦の子宮頸管にして分娩の第一期に於て漸々開く模様を示したるものなり

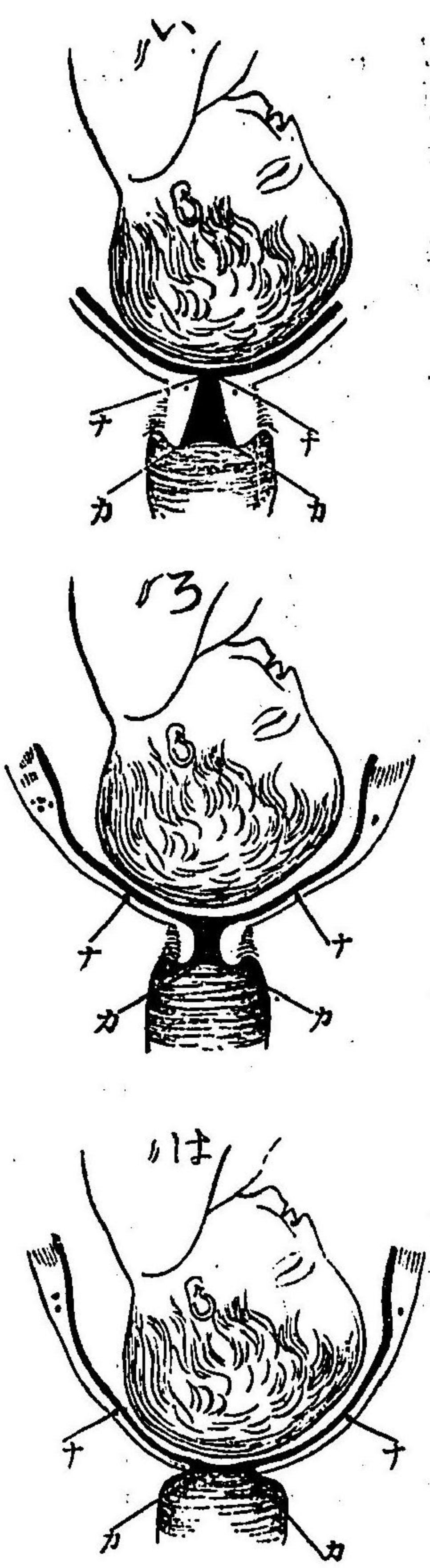
〔イ〕圖は未だ陣痛を發せざる時の子宮頸管 〔ナ〕子宮内口 〔カ〕子宮外口

〔ロ〕圖は子宮收縮に由り子宮口のやゝ開きたるを示す

〔ハ〕圖は子宮收縮に由りて内口全く開き外口やゝ開きたるを示す

〔ハ〕圖のカは子宮腔部の薄き縁を示す

第三十八圖



右の三圖は經産婦の子宮頸管にして分娩の第一期に於て漸々開く模様の初産婦と異なる所を示したるものなり
 (いろは圖及び「ナカ」は第三十七圖の解と同じ
 「ハ」は圖の「カ」は子宮腔部の厚き線を示す

開口期の最初發する陣痛は唯下腹に於て壓迫せらるゝ感覺と薦骨部より外陰部へかけて引攣るが如き感覺あるのみ之を前知陣痛前驅陣痛と云ふ過敏なる婦人は此に至りて既に疼痛を覺ゆ而して此時一般に身軀不安と尿意を發し且つ腔中漸く溫度を増し柔軟になり又著しく粘液を分泌す
 子宮口は漸々開きて終に其直徑八九センチメートル即ち曲尺にて二寸六分より三寸となり胎兒容易に通過することを得因て此期中に發する陣痛を開口期陣痛と云ふ此陣痛は初には十分時或は十五分毎に後には毎五分時に來るものにして陣痛時間は四分の一乃至二分の一分時を持續し且つ漸々に疼痛を増加するものなり蓋し此痛は主に子宮口及び腔等の開きて緊張

するに由り起るなり又此際子宮口縁破損し卵膜子宮の内面より剥れて小血管を破る故に多量の出血を起して産路より流出する粘液中に混ず子宮口の直徑大凡三四センチメートル即ち曲尺にて一寸三分に開けば卵膜は胎兒と卵膜の間にある羊水と共に子宮外口を越て突出し半球形の囊狀即ち卵胞胎胞をなす而して陣痛起れば緊張し陣痛退けば弛緩すれども終に子宮口を通過し陣痛時には甚しく緊張して殆ど破裂せんとするものなり第三十九圖のラを見よ此の如く陣痛毎に卵膜の緊張し腔を通過して陰裂に向て下行せるは産道を開大するに甚だ必用なり故に若し早く破裂することある時は子宮口の開大すること徐々にして其痛みは反て劇し

第二 娩出期(産出期)
第九十七條

分娩の第二期は子宮口の十分開きたる時を以て始とし胎兒の全く産出せし時を以て終とすさて此期の最初に於て甚しく緊張したる卵膜は陣痛のために多く破れて兒頭と卵膜との間にある羊水の一部直に流出すこれを破水といふ次で娩出期の陣痛起りて産婦頻に努責する故に其顔面は赤く身軀は暖かになり且つ全身に汗を流す此時の陣痛は甚だ強くして續々發すれども其痛は大概甚しからず何となれば子宮口縁の裂ること已に止み且つ暫時にして分娩の終ることを思ふが故に産婦の心勇むなり此際産婦は近側に在る物へ手足を掛け固定して呼吸を